

# 所沢市マチごとエコタウン推進計画 (第3期所沢市環境基本計画) 中間改定版



TOKOROZAWA CITY

所沢市  
2024年3月

## はじめに



所沢市は都心から 30km に位置し、様々な交通の利便性が高いまちであるにもかかわらず、世界に誇る「豊かな自然環境」を保有する日本国内でも稀有な文化都市として発展してきました。そして、この「豊かな自然環境」を守るため、みどりの保全や、有害物質への対応、循環型社会の形成など、多岐にわたる取組を行ってまいりました。

一方で、世界を見渡しますと、近年は地球温暖化が原因と思われる大規模洪水や森林火災などが頻繁に起こり、気候変動は私たちにとっても他人事<sup>ひとごと</sup>ではなくなっています。

このたびの「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」の改定では、2015（平成27）年にパリ協定で合意された「産業革命前に比べて世界の平均気温を 1.5°C に抑えるという約束」を果たすため、脱炭素社会の実現のための道しるべとなる「所沢市脱炭素ロードマップ」と、私たちが気候変動に適応していくための「所沢市気候変動適応計画」を新たに盛り込みました。

未来の子どもたちのためにこの「豊かな自然環境」を守り、笑顔あふれる持続可能なまちを創っていくには、引き続き市民の皆様のご協力を頂けなければ実現できません。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

結びに、このたびの改定にあたり、所沢市環境審議会の委員の皆様、並びに多くの市民の皆様には、多大なご尽力と貴重なご意見を賜り、心より御礼申し上げます。

2024（令和6）年3月

所沢市長 小野塚 勝俊

## 所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）中間改定版

### 目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1. 所沢市マチごとエコタウン推進計画改定の背景.....	2
2. 環境基本計画とは.....	8
3. 環境の現況と特性.....	14
第2章 計画の基本理念、将来像、基本方針.....	25
1. 基本理念.....	26
2. 将来像.....	27
3. 基本方針.....	28
第3章 施策の展開.....	35
施策の体系.....	36
1. 【脱炭素社会】 脱炭素社会の構築.....	39
1-1 地球温暖化緩和策の推進.....	41
1-2 エネルギー使用に伴う環境負荷の低減.....	43
1-3 気候変動の影響への適応.....	45
2. 【みどり・生物多様性】 みどり・生物多様性の保全.....	47
2-1 生物多様性への理解と参加の推進.....	49
2-2 人と自然との絆の強化.....	49
2-3 みどりの保全.....	53
3. 【資源循環】 循環型社会の形成.....	56
3-1 『もったいない』社会の形成.....	58
3-2 ごみ処理に要するエネルギー消費の低減.....	61
3-3 ごみの適正な処理の推進.....	62
4. 【環境保全】 大気・水環境等の保全.....	66
4-1 大気環境の保全.....	68
4-2 水環境の保全.....	69
4-3 土壌・地盤環境の保全.....	70
4-4 生活環境対策の推進.....	71
4-5 化学物質の環境リスクの管理.....	73
5. 【都市環境】 魅力的な都市環境の創造.....	76
5-1 美しいまちづくりの推進.....	78
5-2 安全・安心なまちづくりの推進.....	79
6. 【協働・実践・学習】 とともに進める『善きふるさと所沢』の環境づくり.....	83
6-1 環境づくり・人づくりの推進.....	85
6-2 環境情報の整備と共有化の推進.....	88
第4章 本計画に内包する計画.....	91
1. 所沢市気候変動適応計画.....	92

2. 所沢市環境教育等に関する行動計画.....	114
<b>第5章 施策に期待される効果（SDGsへの貢献） .....</b>	<b>119</b>
<b>第6章 計画の推進体制・進行管理.....</b>	<b>125</b>
1. 計画の推進体制 .....	126
2. 計画の進行管理 .....	128
<b>資料編.....</b>	<b>129</b>
1. 本市におけるこれまでの取組 .....	130
2. 「第3期所沢市環境基本計画」における指標の成果 .....	132
3. 審議・検討組織及び開催経過 .....	134
4. 諮問・答申 .....	136
5. 所沢市環境基本条例 .....	139
6. 所沢市環境審議会条例 .....	142
7. 温室効果ガス排出量の算定資料.....	143
8. 目標指標一覧.....	147
9. 用語解説.....	148







# マチごとエコタウン所沢構想への思い

2011年3月11日 14時46分、宮城県牡鹿半島の東南東沖  
130kmを震源とする東北地方太平洋沖地震が発生

直後に襲った大津波とこれに伴う東京電力福島第一原子力  
発電所の事故

そのあり様を見て私たちは感じたのでした

「自然への畏怖」と「社会システムの脆弱さ」を

そして考えたのでした

「自分に何ができるのか」

「人間にとっての幸せとは何だったのか」を

『幸せの物差し』を見つめ直す それが『マチエコ構想』の  
原点です

『幸せの物差し』 それは金銭やモノの豊かさだけで決まるもの  
でもないでしょう。

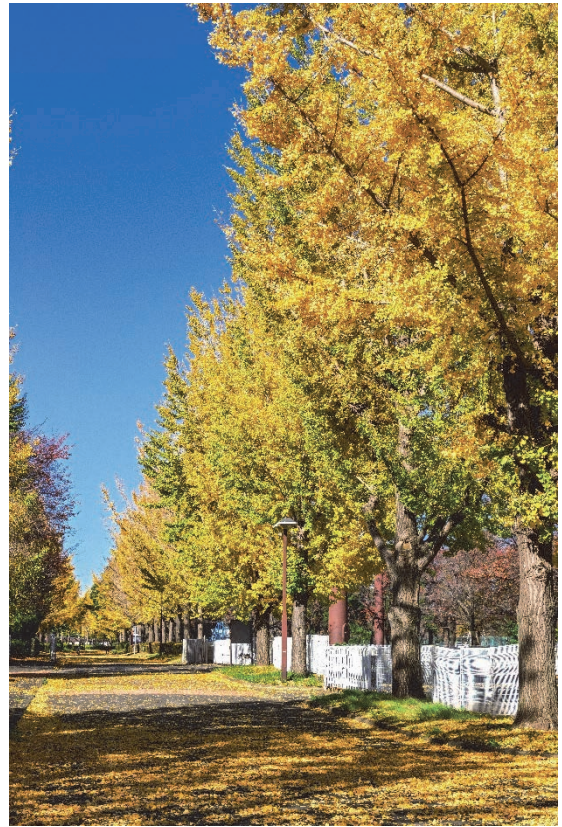
互いに助け合い、誰かのために汗を流す 「人と人との絆」

自然への畏敬の念を忘れず、自ら寄り添う「人と自然との絆」

これらの『絆』がちゃんとある社会。それが“幸せ”なのかもしれ  
ません。そんな新たな『幸せの物差し』を用意して、人々が  
生き生きと暮らすマチを実現したい。

それが『マチごとエコタウン所沢』に込めた思いです。





市の木／イチョウ



市の花／茶の花



市の鳥／ひばり



# 第1章

## 計画の基本的事項

1. 所沢市マチごとエコタウン推進計画改定の背景
2. 環境基本計画とは
3. 環境の現況と特性



# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 所沢市マチごとエコタウン推進計画改定の背景

### (1) 環境問題の国内外の動向

#### ① 国際的な動向

世界全体に及ぶ危機である地球温暖化の進行は、世界的な異常気象の発生、干ばつの増加、沿岸域等における洪水、災害被害の激化、感染症被害の増加、農業への影響など、人類の社会経済活動に極めて大きな影響を及ぼすものであるため、対策が待ったなしの状況となっています。

世界が持続可能なものとなるよう、2015(平成27)年に国連総会で「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsは、気候変動対策も含む17のゴールと169のターゲットで構成され、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国名	削減目標	今世紀中頃にに向けた目標 ネットゼロ <sup>1</sup> を目指す年など
 中国	2030年までに GDP当たりのCO <sub>2</sub> 排出量を 65%以上削減 (2005年比) <small>※CO<sub>2</sub>排出量のピークを2030年より前にすることを目指す</small>	2060年までに CO <sub>2</sub> 排出量を 実質ゼロにする
 EU	2030年までに 温室効果ガスの排出量を 55%以上削減 (1990年比)	2050年までに 温室効果ガス排出量を 実質ゼロにする
 インド	2030年までに GDP当たりのCO <sub>2</sub> 排出量を 45%削減 (2005年比)	2070年までに 排出量を 実質ゼロにする
 日本	2030年度において 46%削減 (2013年比) <small>※さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく</small>	2050年までに 温室効果ガス排出量を 実質ゼロにする
 ロシア	2030年までに 30%削減 (1990年比)	2060年までに 実質ゼロにする
 アメリカ	2030年までに 温室効果ガスの排出量を 50-52%削減 (2005年比)	2050年までに 温室効果ガス排出量を 実質ゼロにする

各国NDC抽出・集約等、本誌のままで掲載しています。(2022年10月現在)

出典: 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより  
(<http://www.jccca.org/>)

SDGsを踏まえ、2015(平成27)年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では「パリ協定」が採択され、目標として、「産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑える(さらに努力目標として1.5℃未満に抑える)」、「今世紀後半に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする(排出量と吸収量をあわせてゼロにするという意味)」等が掲げられました。

2018(平成30)年に発表されたIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の「1.5℃特別報告書」では、工業化以前からの気温上昇が1.5℃と2℃では気候変動の影響が大きく異なることや、2030年までに2010(平成22)年比で世界全体のCO<sub>2</sub>排出量を約45%削減する必要があるという知見が示されました。

2021(令和3)年に発表されたIPCCの第6次評価報告書の第I作業部会報告書では「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と示されました。2022(令和4)年の同評価報告書の第II作業部会報告書では、気温上昇が一時的に1.5℃を超える場合は、超えない場合と比較して、多くの人間と自然のシステムがより深刻なリスクに直面すること、地球温暖化の進行に伴い、損失と損害が増加し、更に多くの人間と自然のシステムが適応の限界に達するであろうこと等が示されました。同評価報告書の第III作業部会報告書では、「COP26より前に発表された国が決定する貢献(NDCs)の実施に関連する2030年の世界全体の温室効果ガス排出量では、21世紀中に温暖化が1.5℃を超える可能性が高い見込みである」こと等が示されました。

■IPCC が示した気候変動の5つのシナリオ

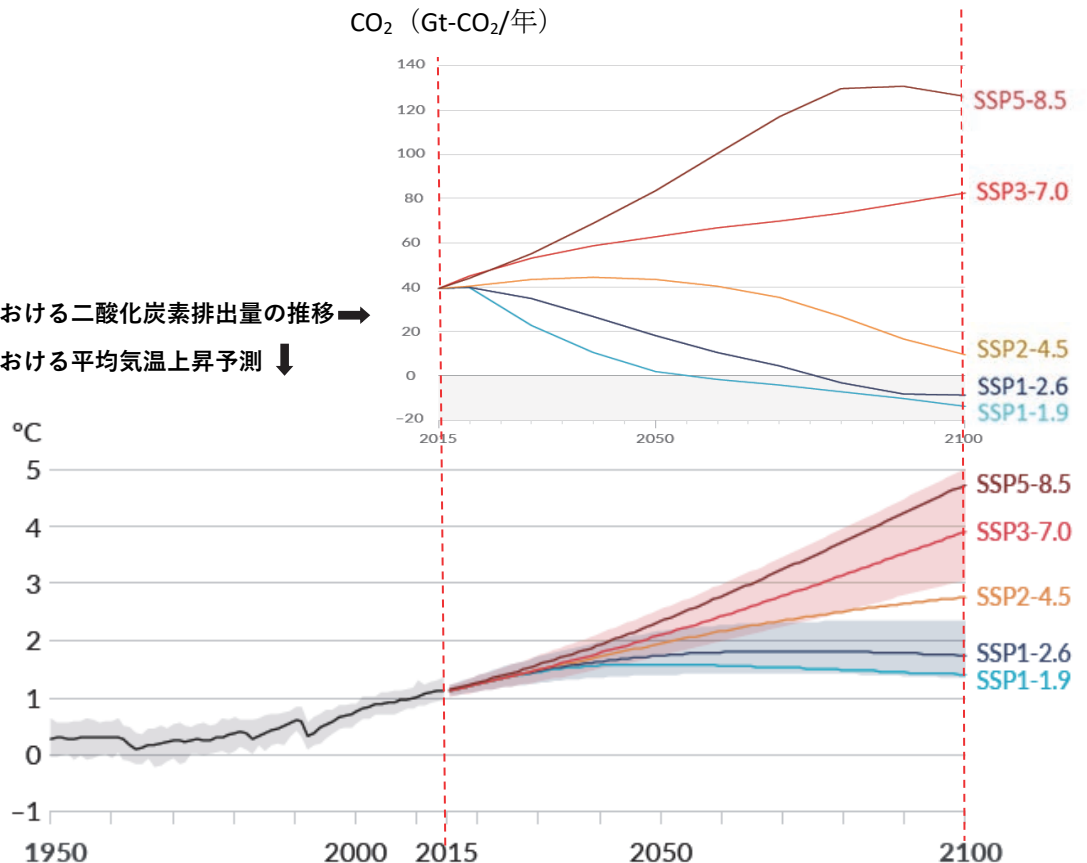
IPCC は第6次評価報告書において、将来の気温上昇を考える上で、気候変動の5つのシナリオを示しています。

シナリオ		シナリオの概要
①	SSP5-8.5	化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない。温室効果ガスの影響が高く、5℃程度の気温上昇が見込まれる。IPCC 第5次評価報告書におけるシナリオではRCP8.5に近い。
②	SSP3-7.0	地域対立的な発展の下で気候政策を導入しない。温室効果ガスの影響が中くらい～高い。IPCC 第5次評価報告書におけるシナリオではRCP6.0とRCP8.5の間に該当する。
③	SSP2-4.5	中くらいの発展を見込む条件下で気候政策を導入する。2030年までの各国が目標としている温室効果ガスの排出削減量のほぼ上限にあたる。見込まれる気温上昇は約2.7℃。IPCC 第5次評価報告書におけるシナリオではRCP4.5に近い。
④	SSP1-2.6	持続可能な発展を見込む条件下で、気温上昇を2℃未満に抑える気候政策を導入。21世紀後半にCO <sub>2</sub> 排出正味ゼロを達成する必要がある。IPCC 第5次評価報告書におけるシナリオではRCP2.6に近い。
⑤	SSP1-1.9	持続可能な発展を見込む条件下で、気温上昇を約1.5℃以下に抑える気候政策を導入。21世紀半ばにCO <sub>2</sub> 排出正味ゼロを達成する必要がある。IPCC 第5次評価報告書におけるシナリオでは該当するものはないが、温暖化をパリ協定の目標である1.5℃に抑えることを重点に置いた新しいシナリオとなる。

各シナリオにおけるCO<sub>2</sub>排出量は、下図(a)のとおり推移すると予測されています。各シナリオにおいてCO<sub>2</sub>排出量がこのように推移した場合、2100年までの世界平均気温は下図(b)のとおり推移すると予測されています。

世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5℃に抑えるためには、下図(a)の「SSP1-1.9」のとおり、2050年までにCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにする必要があります。

●図(a) 各シナリオにおける二酸化炭素排出量の推移 →  
 (b) 各シナリオにおける平均気温上昇予測 ↓



出典: IPCC AR6 WG1 SPM.4a、8a(2021年8月)を基に所沢市が作成

## ②国内の動向

国内では、2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、エネルギー政策も大きな転換を余儀なくされました。国内の原子力発電所の運転停止に伴う火力発電への依存により、国内の温室効果ガスの排出量は増加しています。一方、同年8月に成立した固定価格買取制度（FIT）により、再生可能エネルギーの導入等によるエネルギーの低炭素化が政策的に進められています。

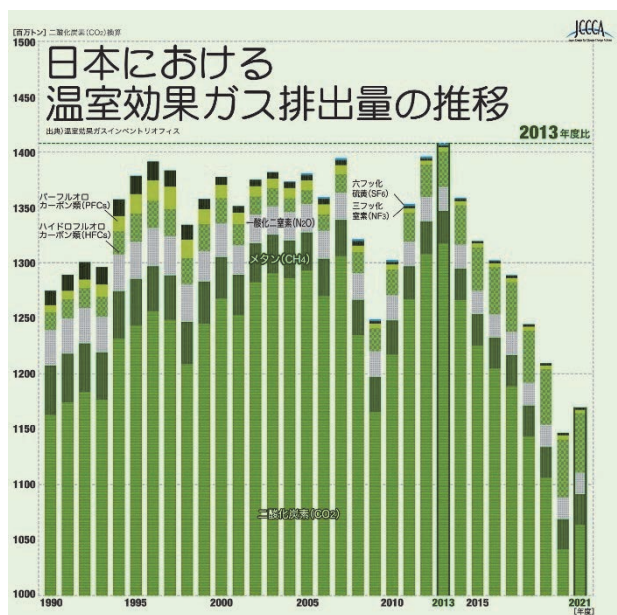
また、東日本大震災により、今まで「当たり前」に供給されていた電力がストップする事態が生じたことから、エネルギーの自立・分散化を図り、エネルギー供給の仕組みを確保する必要が広く認識されました。

地球温暖化対策としては、2015（平成27）年11月から12月にかけて開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）に向け、日本の温室効果ガス排出削減目標を「2030年に2013年度比で26.0%削減する」とした約束草案が、2015（平成27）年7月に地球温暖化対策推進本部にて決定されました。この約束草案を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくため、「地球温暖化対策計画」が2016（平成28）年5月に策定されました。この中では、「地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する」として、地方公共団体の基本的役割が定められました。

こうした動向の中で、2018（平成30）年4月には、政府の「第5次環境基本計画」が閣議決定されました。当計画では、SDGsの考え方を活用し環境政策を契機として、我が国が抱える経済・社会上の諸課題の同時解決の実現により、新たな成長につなげていくことが基本的な考え方として示されています。

あわせて、2018（平成30）年6月には、各主体が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化し、一丸となって適応策を推進していくため、「気候変動適応法」が成立し、2018（平成30）年11月に「気候変動適応計画」が策定されました。

一方で、パリ協定以降に国内外で高まる脱炭素に向けた要請に対応するため、2020（令和2）年10月に当時の菅義偉首相が国会の所信表明演説にて国全体で2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。2021（令和3）年4月には、「2013年度比2030年度温室効果ガス排出量46%削減、更に50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨を表明し、温室効果ガス削減目標の上積みの方針が示されました。関連して、2021（令和3）年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という）が改正され、理念として「2050年までの脱炭素社会の実現」が明記されました。2021（令和3）年10月には「第6次エネルギー基本計画」の策定及び「地球温暖化対策計画」の改定が行われ、電源構成における再生可能エネルギーの割合の引き上げや2030年度温室効果ガス排出量46%削減に向けた部門別削減目標及び対策の方向性等が整理されています。あわせて、気候変動による被害を回避・軽減し、安全・安心で持続可能な社会を目指すため、「気候変動適応計画」についても変更され、適応策の拡充・強化が見られます。2023（令和5）年5月には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（以下「GX推進法」という）が成立し、GX（グリーント





ランスフォーメーション) 推進戦略の策定・実行や、GX 経済移行債の発行等の方向性が示されています。

また、生物多様性に関連した動向としては、2023(令和5)年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」に対応し、2030年のネイチャーポジティブ(自然再興)に向けた地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略がとりまとめられています。

#### 環境問題の国内外の動向

2011年	(平成23年)	3月	東日本大震災発生
2015年	(平成27年)	7月	「日本の約束草案」決定 (温室効果ガスを2030年に2013年度比で26.0%削減)
2015年	(平成27年)	9月	「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
2015年	(平成27年)	11月	「気候変動の影響への適応計画」策定
2015年	(平成27年)	12月	「パリ協定」合意(第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21))
2016年	(平成28年)	5月	政府「地球温暖化対策計画」策定
2016年	(平成28年)	12月	「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」決定
2018年	(平成30年)	4月	「第5次環境基本計画」閣議決定
2018年	(平成30年)	6月	「気候変動適応法」成立
2018年	(平成30年)	7月	「第5次エネルギー基本計画」閣議決定
2018年	(平成30年)	10月	「気候変動適応計画」策定
2020年	(令和2年)	10月	2050年カーボンニュートラル宣言
2021年	(令和3年)	5月	「改正地球温暖化対策推進法」が成立
2021年	(令和3年)	6月	「地域脱炭素ロードマップ」策定
2021年	(令和3年)	10月	「第6次エネルギー基本計画」閣議決定
2021年	(令和3年)	10月	政府「地球温暖化対策計画」改定
2021年	(令和3年)	10月	「気候変動適応計画」閣議決定
2023年	(令和5年)	3月	「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定
2023年	(令和5年)	5月	「GX推進法」の成立



## (2) 市内の動向

市内においては、1995（平成7）年に川越市・狭山市・三芳町との行政境にまたがる雑木林（通称くぬぎ山）において高濃度のダイオキシンが検出されたとの報道からダイオキシン問題が始まり、多くの市民に不安や混乱をもたらしました。所沢産のほうれん草などがスーパーなどから締め出され、価格が大暴落するといった事件も起こりました。

これを受けて、本市では1997（平成9）年4月、市民の安全で健康かつ文化的な生活を実現するために必要な環境を保全し、現在及び将来の市民の福祉に貢献することを目的とした「所沢市環境基本条例」を制定し、1999（平成11）年3月には、この条例に基づき、環境施策を総合的に推進することを目的とした「所沢市環境基本計画」を策定しました。計画の対象期間を1999（平成11）年度から2010（平成22）年度までの12年間とし、様々な施策を実施し、ダイオキシン類対策における目標の達成などの環境の向上が確認されました。



その後、地球温暖化問題の顕在化に対応するため、2006（平成18）年3月に計画の一部を改定、「第1期所沢市環境基本計画」の計画期間の終了を迎える2011（平成23）年3月には、「所沢市地球温暖化対策実行計画」を内包する「第2期所沢市環境基本計画」を策定し、これに基づき、環境保全に関する施策・事業を進めてきました。

本市では、これらの計画に基づいて、ごみ分別の推進、ダイオキシン問題に対する独自条例の整備、廃棄物焼却施設の撤去に対する補助の実施、ISO14001環境マネジメントシステムの運用による環境に配慮した行政運営の推進など、環境負荷の低減に努めてきたほか、身近な地域環境から地球環境までを視野に入れた環境の保全、改善に向けた、市民・事業者とのパートナーシップに基づく協働の取組を進めてきました。

また、2014（平成26）年3月には、「マチごとエコタウン所沢構想」を策定しています。このマチごとエコタウン所沢構想は、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災や、その後の東京電力福島第一原子力発電所の事故の経験から、便利さや快適さを追求した生き方を見直し、今後の市としてのあり方を示した構想です。

マチごとエコタウン所沢構想は、これまでの考え方からさらに進めて、次世代を担う子どもたちのために、マチぐるみで新たな行動をスタートし、広げ、定着させていく道しるべであり、地域の貴重で豊かなみどりを守り育て、「人と人」、「人と自然」との絆を大切にする「エコタウン」をみんなで築いていこうとするものです。

「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」は、「マチごとエコタウン所沢構想」と統合させ、新たな環境基本計画として策定しました。

その後、2020（令和2）年には、2050年までにCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにする、ゼロカーボンシティを宣言しました。さらに、現在そして未来の子どもたちが恵み豊かに暮らせる「ふ



るさと所沢」を創り、継承するため、市民とともに不断に取り組むことを決意し、「所沢市脱炭素社会を実現するための条例」を制定しました。

各施策の推進により「マチごとエコタウン所沢」の実現に向け、今後もよりよい環境づくりに取り組んでいきます。

### 環境問題の市内の動向

<b>1995年</b>	(平成7年)	通称「くぬぎ山地域」においてダイオキシン問題発生
<b>1997年</b>	(平成9年)	「所沢市環境基本条例」制定
<b>1999年</b>	(平成11年)	「所沢市環境基本計画」策定 計画期間：1999(平成11)年度～2010(平成22)年度
<b>2006年</b>	(平成18年)	「所沢市環境基本計画」一部改定
<b>2011年</b>	(平成23年)	「第2期所沢市環境基本計画」策定 計画期間：2011(平成23)年度～2018(平成30)年度
<b>2011年</b>	(平成23年)	3月11日 東日本大震災が発生 ・現行計画策定以後の大きな社会的な変化、人と人との絆の重要性を再認識 ・環境面においても放射性物質への対応をはじめ、今後の自然との関係性、自らの生活様式の変容(物の重視⇒質の重視)が見られる
<b>2014年</b>	(平成26年)	「マチごとエコタウン所沢構想」策定 計画期間：2014(平成26)年度～2018(平成30)年度
<b>2015年</b>	(平成27年)	3月 「第2期所沢市環境基本計画」一部見直し 計画期間：2015(平成27)年度～2018(平成30)年度 ・関連諸計画との整合(マチごとエコタウン所沢構想) ・温室効果ガス排出量の削減目標の見直し、指標項目の見直し等の対応
<b>2019年</b>	(平成31年 ・令和元年)	3月 「所沢市マチごとエコタウン推進計画(第3期所沢市環境基本計画)」策定 計画期間：2019(令和元)年度～2028年度 ・「第2期所沢市環境基本計画」と「マチごとエコタウン所沢構想」を統合
<b>2020年</b>	(令和2年)	「ゼロカーボンシティ」を宣言
<b>2021年</b>	(令和3年)	近隣4市(飯能市、狭山市、入間市、日高市)と共に、「ゼロカーボンシティ」共同宣言を表明
<b>2023年</b>	(令和5年)	4月 「所沢市脱炭素社会を実現するための条例」施行

## 2. 環境基本計画とは

### (1) 環境基本計画とは

「所沢市環境基本計画」とは、「所沢市環境基本条例」第9条第1項に基づき、環境保全に関する施策・事業を総合的・計画的に進めるための計画です。また、「環境基本法」第36条第1項においても、地方公共団体は、国の施策に準じた施策及び当該区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、総合的・計画的に推進・実施するものと規定されています。本計画では、どのような環境・社会を目指し、どのような施策を進めていくべきかを中・長期的視点に立って示し、実施すべき施策、推進体制等を示しています。また、本計画の施策に期待される効果については、「持続可能な開発目標(SDGs)」を用いて整理し、SDGsの推進に貢献しています。

### (2) 市の環境を支える計画等

本計画は、本市の最上位計画である「第6次所沢市総合計画」をはじめ、廃棄物やみどり等に関する分野別計画との整合を図り、連携することで、全庁を挙げた環境保全の取組を推進しています。

計画等の名称	第6次所沢市総合計画
期間	2019年度～2028年度
概要	まちづくりの理念や将来都市像、まちづくりの目標を示した基本構想を実現するため、目標に対する現状と課題、課題解決に向けた施策の方針や施策の体系、主要な事業などを示したものです。

計画等の名称	所沢市公共施設等環境配慮推進ガイドライン
期間	2022年度～
概要	ゼロカーボンシティの実現に向けて、公用車の導入、公共施設の新築、増改築、修繕などに係る全庁的な環境配慮基準を定めたものです。

計画等の名称	所沢のみどりの基本計画
期間	2019年度～2028年度
概要	本市のみどりの保全と創出、活動など、本市のみどり全般に対する方向性を示し、各主体が共に行動していくことを目的に定めた計画です。

計画等の名称	所沢市水とみどりがつくるネットワーク計画
期間	2019年度～2028年度
概要	本市の豊かな水とみどりを、未来の子どもたちに引き継ぐとともに、まちのにぎわいや魅力とつなぎ、その豊かな恵みを楽しむ「水とみどりがつくるネットワーク」をつくりあげる計画です。

計画等の名称	生物多様性ところざわ戦略
期間	2021年度～2030年度
概要	危機にある生物の多様性を、多くの人や団体と協力しながら、保全、再生、創出するための取組をまとめた計画です。

計画等の名称	公共施設緑化ガイドライン みどりつなぐまち所沢
期間	2012年度～
概要	公共公益施設の緑化指針で、緑化基準、緑化方法、維持管理、植栽候補種の選定、緑化協議などを定めたものです。

計画等の名称	所沢市一般廃棄物処理基本計画
期間	2015年度～2029年度
概要	循環型社会の形成を目指して計画的に廃棄物を処理するため、廃棄物の排出抑制及び発生から処分に至るまでの廃棄物の適正処理について定めた計画です。

計画等の名称	第三次不老川生活排水対策推進計画
期間	2017年度～
概要	不老川の更なる水質改善を目指して、流域4市（所沢市、川越市、狭山市、入間市）で策定した計画です。これまでの目標達成状況を踏まえ、2017年度に新たに計画を策定しました。

計画等の名称	所沢市都市計画マスタープラン
期間	2020年度～
概要	都市計画のマスタープランとして、将来の市のあるべき姿や街づくり方針を明らかにするために策定しています。市全体の方針の中に「自然環境の保全・活用・みどりの創出の方針」を定めており、持続的発展可能な低炭素都市づくりや、様々なみどりが互いにつながるネットワークの構築を目指しています。

計画等の名称	所沢市ひと・まち・みどりの景観計画
期間	2011年度～
概要	地域の特性を活かした所沢らしい良好な景観の形成を進めるための計画で、市民、市民団体、事業者及び市の協働等による景観まちづくりの推進を目指しています。



計画等の名称	所沢市生活排水処理基本計画
期間	2011年度～2025年度
概要	下水道、浄化槽などの生活排水処理方法について比較検討を行い、2025年度を目標年度とした整備方針を示した計画です。

### (3) 計画の特徴

本計画は、マチごとエコタウン所沢構想と統合した計画となっており、「“人と人”、“人と自然”との絆」を大切にする「エコタウン」を築いていくという方針を明確にしている点が特徴です。

また、国際的な協働により取り組んでいくSDGsの考え方を取り入れ、本計画の施策との関係を示していることも特色であると言えます。

また、「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）中間改定版」においては、現在の社会情勢、関連法、施策の達成状況等に応じて内容を改定しています。

### (4) 計画の範囲

#### ①対象区域

所沢市域全域（72.11 km<sup>2</sup>）

#### ②計画の期間

所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市マチごとエコタウン推進計画）の計画期間は、2019（令和元）年度から2028年度の10年間としました。今回の改定により計画期間は、2024（令和6）年度から2028年度の5年間とします。

#### ③対象

私たちのくらしは、大気・水質・廃棄物等の生活環境、みどり・野生生物等の自然環境、景観・美観等の都市環境といった身近な環境から、地球温暖化等の地球環境に至るまで、影響を及ぼすとともにこれらの環境からも影響を受けています。

そこで、本計画で対象とする環境の範囲は、地球環境、自然環境、生活環境及び都市環境の4つとします。

分野	内容
地球環境	地球温暖化、酸性雨、森林の減少、資源・エネルギー 等
自然環境	みどり、野生生物、地形・地質 等
生活環境	大気、水質、土壌、騒音・振動、悪臭、有害化学物質、廃棄物処理 等
都市環境	景観、美観、利用者にやさしい公共施設、公園、文化財、交通 等

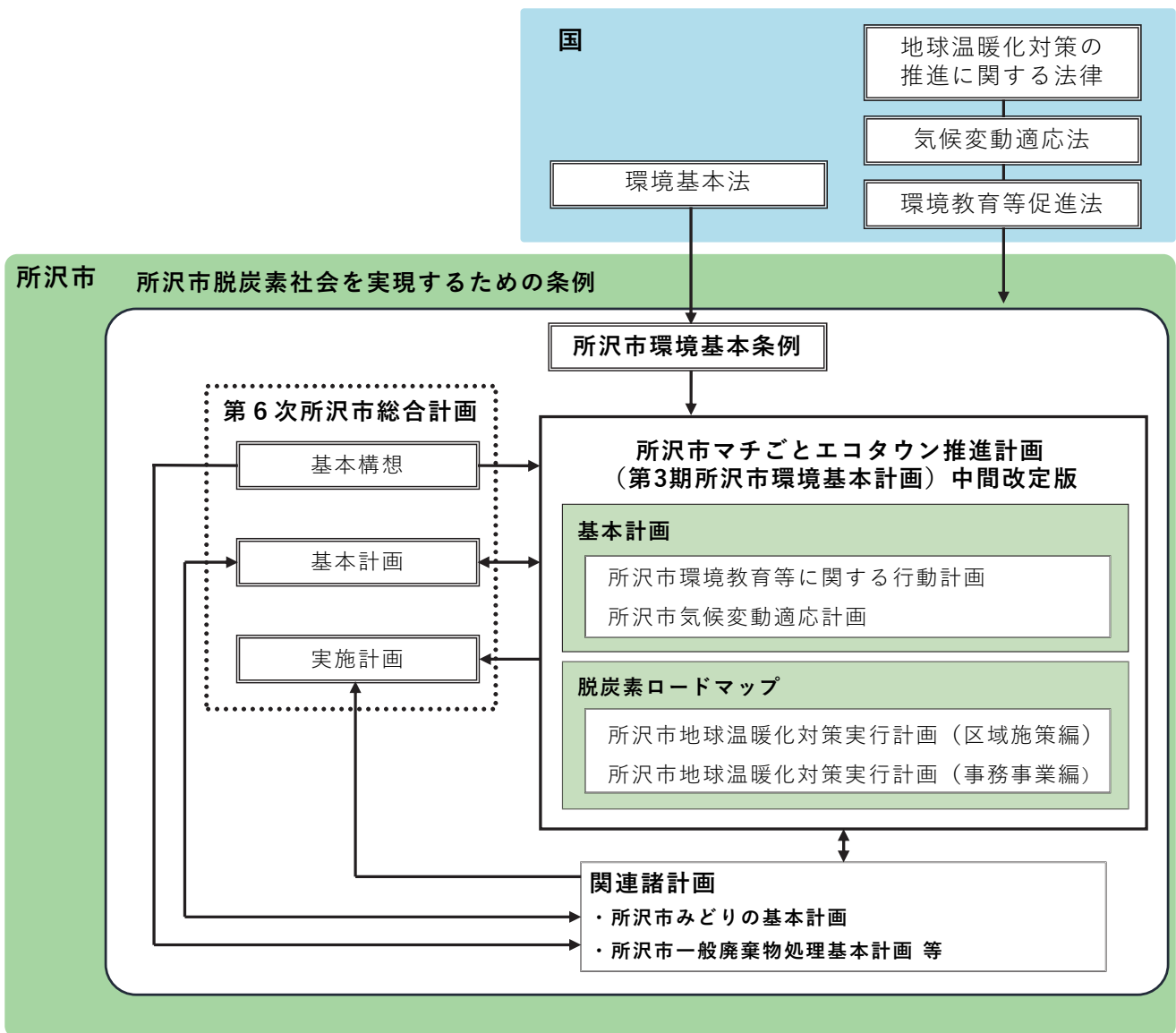
(5) 計画の位置づけ

本計画は、国や県の環境基本計画等と整合を図るとともに、本市の最上位計画である「第6次所沢市総合計画」や、廃棄物やみどり等に関する分野別計画などとの整合も図っています。

また、本計画には、「気候変動適応法」第12条に基づく「所沢市気候変動適応計画」及び「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、「環境教育等促進法」という）第8条第1項に基づく「所沢市環境教育等に関する行動計画」も内包されています。

さらに、SDGsについては、本計画による貢献を明確化するため、それぞれの施策が貢献するSDGsを整理し、第5章（P120-123）に記載しています。

■本計画の他計画との関係



## (6) 計画の構成

「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」は、マチごとエコタウン所沢構想の理念を軸に、今後10年の環境行政全体計画である環境基本計画を統合して策定しています。

このうち、特に脱炭素社会の構築に資する施策については、「所沢市脱炭素ロードマップ」として別冊にまとめます。また、「地球温暖化対策推進法」第21条第3項に基づく、市域全体の温暖化対策に係る「所沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と、同法第1項に基づく、市の事務事業における温暖化対策に係る「所沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、「所沢市脱炭素ロードマップ」にて取り扱いません。

また、後期より新たに、「気候変動適応法」第12条に基づく「所沢市気候変動適応計画」を策定し、「環境教育等促進法」第8条第1項に基づく「所沢市環境教育等に関する行動計画」とともに基本計画に内包します。

### ■所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）中間改定版の概要

所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）中間改定版	
<b>基本計画</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本理念、将来像、基本方針</li> <li>○分野別施策体系</li> <li>○内包する計画                             <ul style="list-style-type: none"> <li>所沢市気候変動適応計画、所沢市環境教育等に関する行動計画</li> </ul> </li> <li>○推進体制</li> </ul>
<b>所沢市脱炭素ロードマップ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○脱炭素社会の実現に向けた施策</li> <li>○内包する計画                             <ul style="list-style-type: none"> <li>所沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）</li> <li>所沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）</li> </ul> </li> <li>○推進体制</li> </ul>

### ■本計画に内包する計画

<p>・「<b>所沢市気候変動適応計画</b>」</p> <p>「気候変動適応法」第12条に基づき、本市の気候変動適応に関する取組を定めたものです。</p>
<p>・「<b>所沢市環境教育等に関する行動計画</b>」</p> <p>「環境教育等促進法」第8条第1項に基づき、本市の環境保全活動の意欲の増進や環境教育・協働取組の推進について定めたものです。</p>
<p>・「<b>所沢市地球温暖化対策実行計画</b>」</p> <p>「地球温暖化対策推進法」第21条第1項及び第3項に基づき、本市の地球温暖化対策の取組を定めたものです。</p>

## ■本計画の構成

## 第1章 計画の基本的事項

- 1 所沢市マチごとエコタウン推進計画改定の背景
- 2 環境基本計画とは
- 3 環境の現況と特性

第2章 計画の基本理念、  
将来像、基本方針

- 1 基本理念
  - ① 持続可能な環境づくり
  - ② 共生を実現する環境づくり
  - ③ 市民協働による環境づくり
- 2 将来像  
“人と人”、“人と自然”との絆で、子どもたちの未来を紡ぐ  
エコタウン所沢
- 3 基本方針
  - ・地域から地球環境を支え、持続可能な環境づくりに取り組みます
  - ・人と自然の共生に向け、みどりの保全・創出に取り組みます
  - ・循環型社会の形成に向け、ごみの減量・資源化に取り組みます
  - ・健康で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます
  - ・魅力的でいつまでも住み続けたい環境づくりに取り組みます

## 第3章 施策の展開

- 【分野別施策】
- 1 脱炭素社会の構築
- 2 みどり・生物多様性の保全
- 3 循環型社会の形成
- 4 大気・水環境等の保全
- 5 魅力的な都市環境の創造
- 【横断的施策】
- 6 とともに進める「善きふるさと所沢」の環境づくり

## 第4章 本計画に内包する計画

- 1 所沢市気候変動適応計画
- 2 所沢市環境教育等に関する行動計画

第5章 施策に期待される効果  
(SDGs への貢献)第6章 計画の推進体制  
・進行管理

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理



### 3. 環境の現況と特性

#### (1) 所沢市の概況

##### ①位置

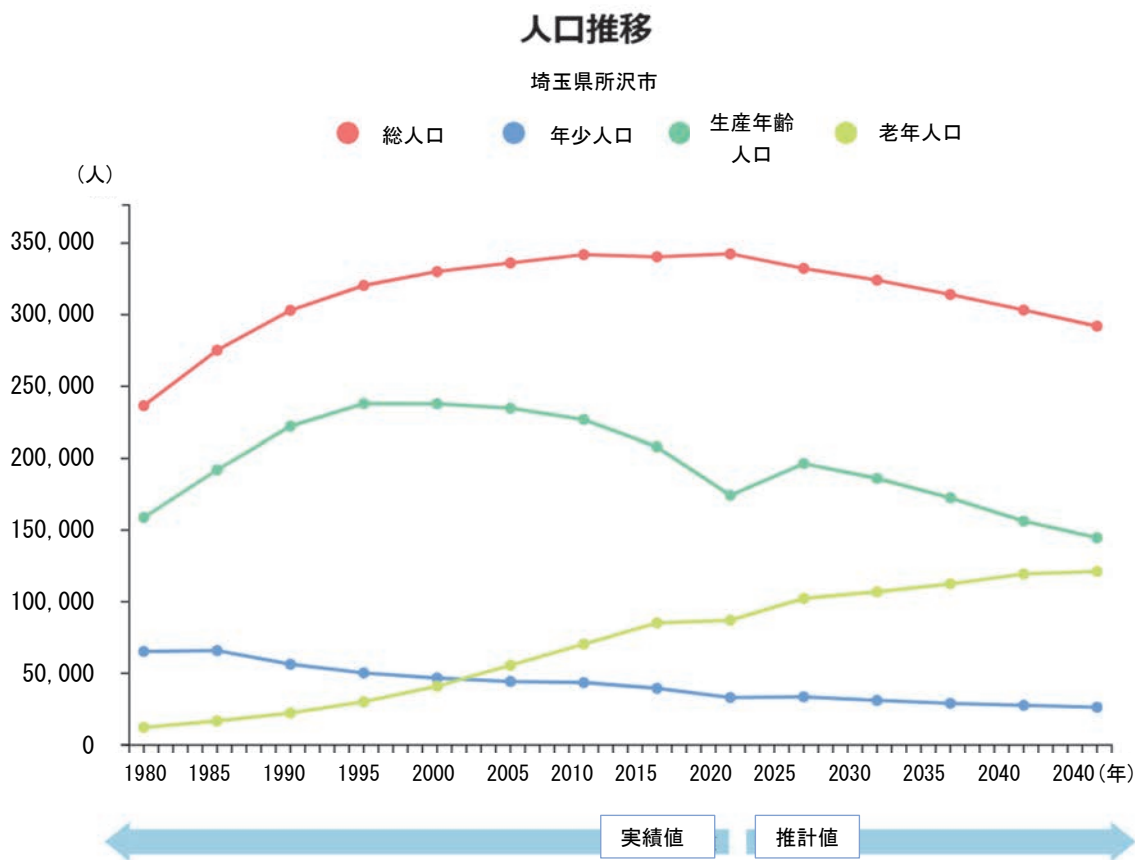
本市は、都心から30kmの首都圏にあり、武蔵野台地のほぼ中央、多摩北部に接する埼玉県南西部に位置しています。市域は東西15.1km、南北8.9km、周囲57km、総面積72.11km<sup>2</sup>に及びます。

##### ②人口

本市の人口は2023（令和5）年6月末現在で343,982人となっており、近年は約34.5万人で横ばいとなっています。将来的には人口は減少し、2028年頃には34万人を割り込むと見込まれています。一方、世帯数については、増え続けていますが、一世帯の平均人数は年々減っており、2021（令和3）年は、過去最低の2.1人となっています。

人口構成は、今後65歳以上の老年人口が増えることが予想されます。

#### ■年代別人口推移



**【注記】**

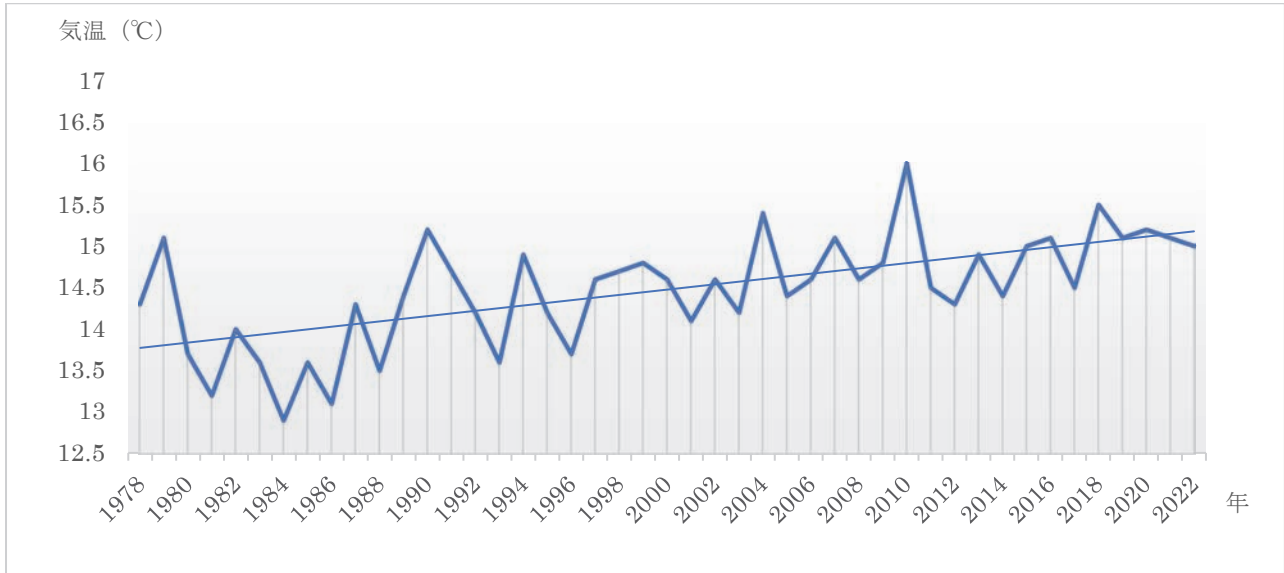
2015年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(2013年3月公表)に基づく推計値。

出典：地域経済分析システム (RESAS)

### ③気候・気象

市内の2020（令和2）年から2022（令和4）年までの3年間の年平均気温は15.1℃、年間降水量の平均は1,552mmであり、温暖で過ごしやすい気候です。しかし、気候変動や都市化の影響を受け、首都圏の傾向と同様に気温上昇の傾向が見られ、これが一因と考えられる夏の猛暑や、集中豪雨の増加などの異常気象が発生しています。

#### ■所沢の平均気温の推移

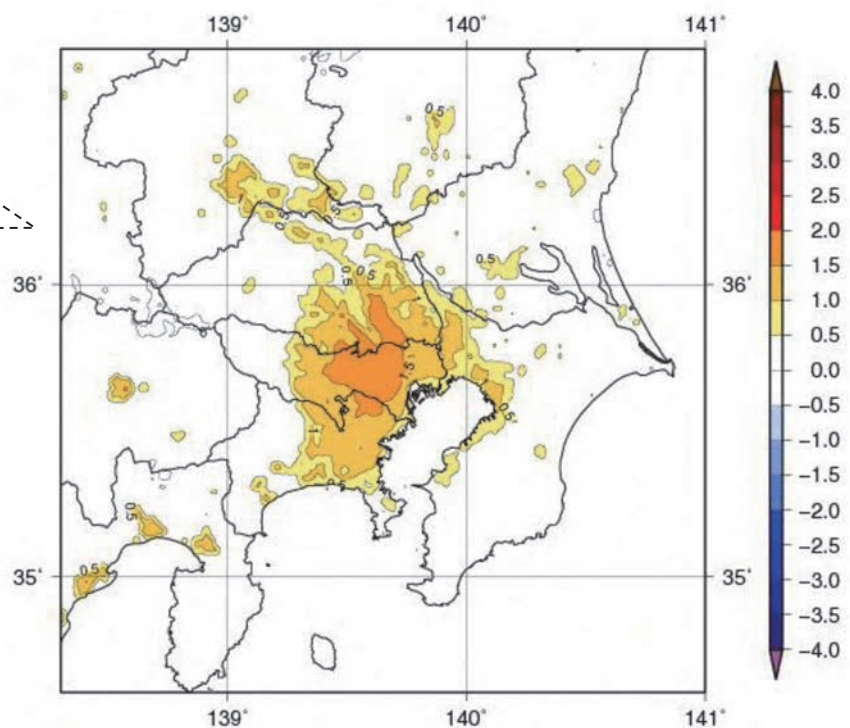


出典:数値 気象庁 HP データ  
図 気象庁 HP データより作図

#### ■関東地方における都市化の影響による平均気温の変化

2016年8月

都心部は、都市化の影響により、山間部や沿岸部と比べ、月平均気温が高くなる傾向があります。



出典:ヒートアイランド監視報告 2016(気象庁)

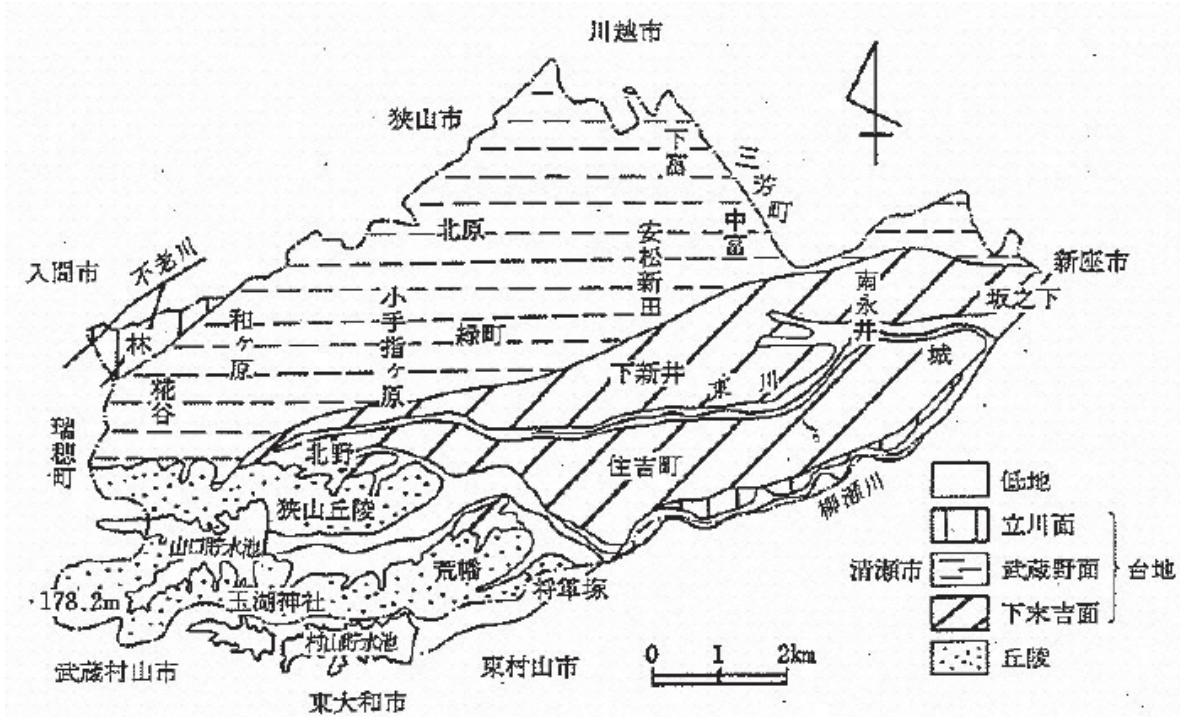
④自然特性

ア 地形・地質

本市の地形は、狭山湖を中心とした狭山丘陵、武蔵野台地、柳瀬川下流域周辺の沖積低地に三分されます。南端の柳瀬川沿いは低地と断丘崖が形成され、東川・砂川堀沿いは浅い谷が形成されています。

地質は、武蔵野台地上のほとんどが関東ローム層に覆われており、その下には武蔵野礫層が形成されています。

■地形区分図

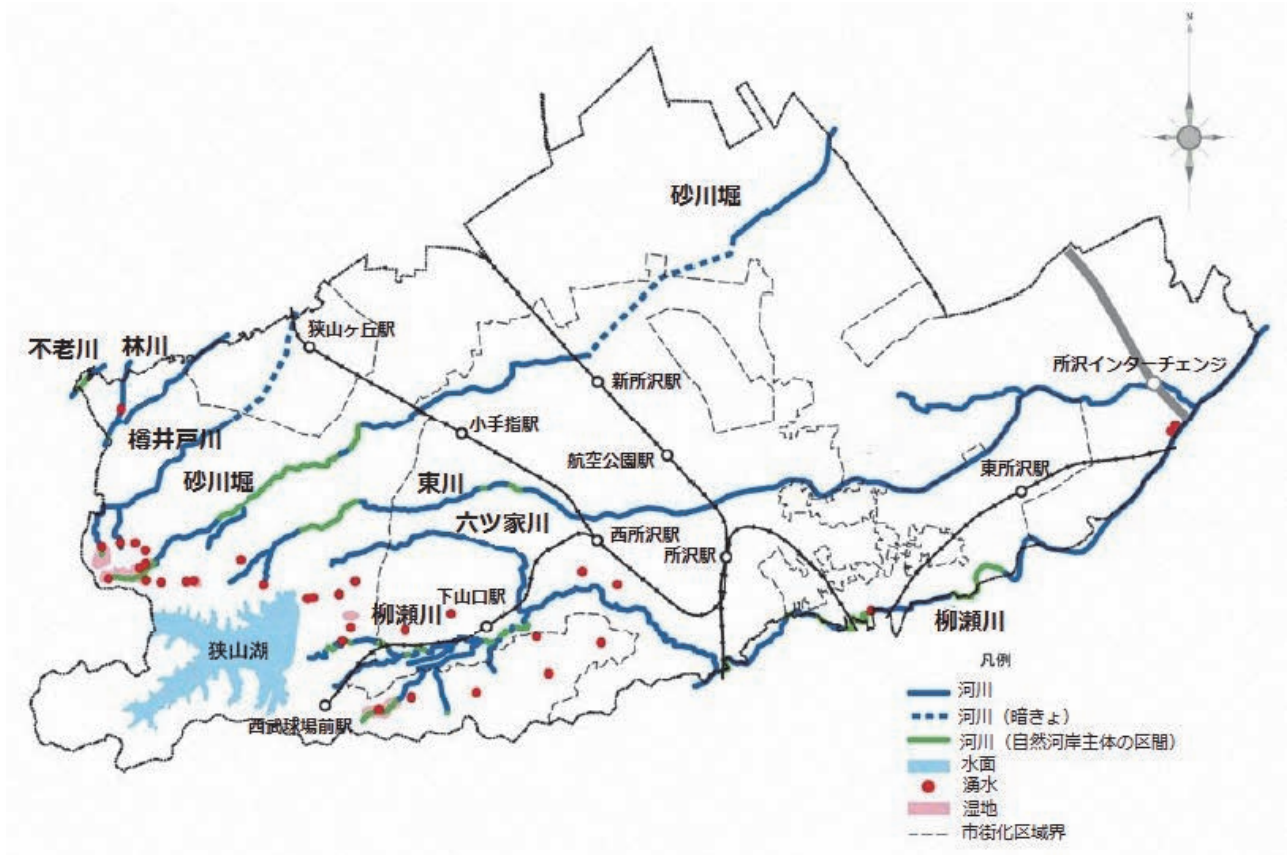


出典：所沢市史 地誌(所沢市)

## イ 水系

市内には狭山丘陵付近に源を発する柳瀬川、東川、砂川堀や不老川が流れています。また、狭山丘陵には、1934（昭和9）年に東京都の水源として狭山湖が造成されました。狭山丘陵の周辺には、多くの湧水が見られ、小規模なため池や湿地に多くの生物が生息しています。

### ■水系図



出典：所沢市みどりの基本計画(2011)に加筆

## ⑤産業

本市の産業のうち、最も多い事業所数の産業は、2016（平成28）年度では、産業大分類別の「卸売業・小売業」であり、全体の23.7%を占めています。次いで、「宿泊業・飲食サービス業」（12.0%）、「建設業」（10.9%）となっています。

また、最も事業所人数が多い産業は、「卸売業・小売業」であり、全体の20.3%を占めています。次いで、「医療・福祉」（15.8%）、「製造業」（10.8%）となっています。



■産業大分類別の事業所数と事業所人数（2016（平成28）年度）

産業（大分類）	事業所数		事業所人数	
	件数（件）	全事業所に対する割合（%）	人数（人）	全事業所人数に対する割合（%）
A 農業，林業	19	0.2	160	0.2
B 漁業	-	-	-	-
C 鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-
D 建設業	1,047	10.9	6,426	6.2
E 製造業	674	7.0	11,282	10.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.0	137	0.1
G 情報通信業	93	1.0	652	0.6
H 運輸業，郵便業	264	2.7	10,265	9.9
I 卸売業，小売業	2,284	23.7	21,118	20.3
J 金融業，保険業	147	1.5	2,974	2.9
K 不動産業，物品賃貸業	681	7.1	3,347	3.2
L 学術研究，専門・技術サービス業	398	4.1	2,124	2.0
M 宿泊業，飲食サービス業	1,150	12.0	10,705	10.3
N 生活関連サービス業，娯楽業	951	9.9	5,409	5.2
O 教育，学習支援業	411	4.3	3,831	3.7
P 医療，福祉	978	10.2	16,419	15.8
Q 複合サービス業	33	0.3	675	0.6
R サービス業(他に分類されないもの)	490	5.1	8,476	8.2
S 公務	...	...	...	...
総 数	9,622	100.0	104,000	100.0

出典：所沢市統計書

⑥土地利用

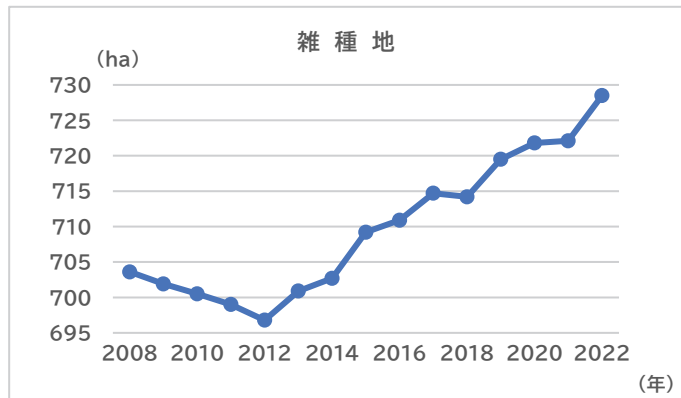
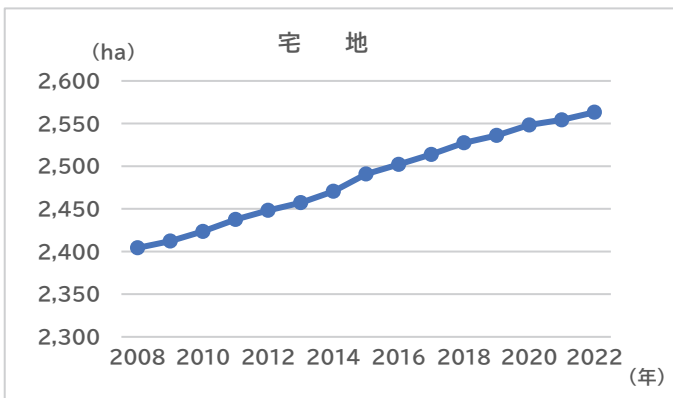
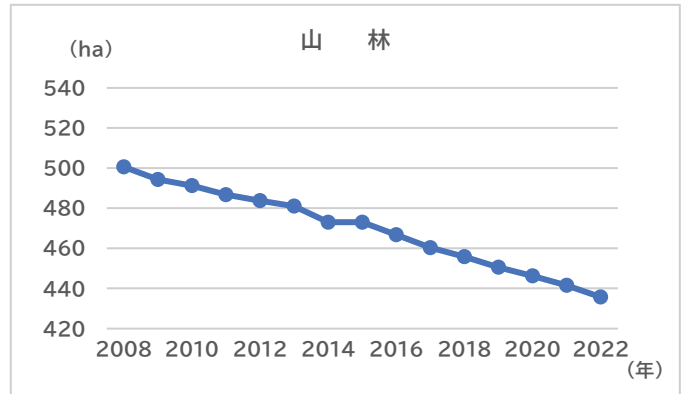
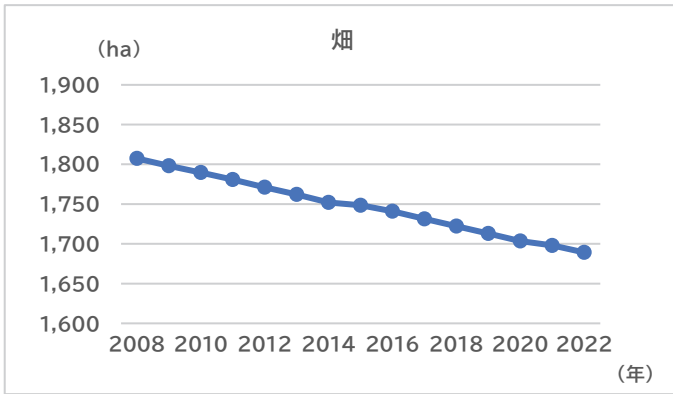
2022（令和4）年1月現在の市内の地目別土地利用は、宅地が最も多く、全体の35.6%を占め、次いで、畑となっています。推移については、畑や山林等は減少傾向、宅地は増加傾向にあります。

■地目別土地利用面積（2022（令和4）年1月1日現在）

地目	面積（ha）	割合（%）
田	4.0	0.1
畑	1,689.3	23.4
宅 地	2,563.3	35.6
山 林	435.7	6.0
原 野	0.3	0.0
雑 種 地	728.5	10.1
そ の 他	1,789.9	24.8
総 数	7,211.0	100.0

出典：所沢市統計書

■地目別土地利用面積の推移



出典：所沢市統計書より作図

また、本市の都市計画において、市街化区域は 2,796ha（約 39%）、市街化調整区域は 4,403ha（約 61%）となっています。2023（令和 5）年 10 月における用途地域の指定面積は、住居系の面積が最も多く、全体の 90.7%を占めています。

■用途地域別指定面積（2023（令和 5）年 10 月 6 日所沢市告示第 484 号）

用途種別	面積 (ha)	割合 (%)
第一種低層住居専用地域	1262.0	44.5
第二種低層住居専用地域	35.6	1.3
第一種中高層住居専用地域	387.0	13.7
第二種中高層住居専用地域	124.2	4.4
第一種住居地域	582.7	20.6
第二種住居地域	129.6	4.6
準住居地域	45.7	1.6
田園住居地域	—	—
近隣商業地域	54.4	2.0
商業地域	85.0	3.0
準工業地域	91.0	3.2
工業地域	28.6	1.0
工業専用地域	3.3	0.1
合計	2,829.1	100.0

出典：所沢市統計書

### ⑦緑被現況

緑被地全体を100%とした分布状況では、2017（平成29）年3月末時点で緑被地の87%が市街化調整区域に分布し、13%が市街化区域に分布しています。都市計画区域に占める緑被地区分で最も大きな面積を占める区分は農地（22.5%）となっています。

■市域（都市計画区域）に占める緑被地集計表 <市域面積；7,211ha>

緑被地区分	緑被面積 (ha)	割合 (%)
樹林地	829.72	11.5
草地	66.93	0.9
植栽地	233.76	3.2
人工草地	195.24	2.7
水系	146.85	2.0
農地	1623.39	22.5
合計	3095.89	42.9

出典：所沢市みどりの基本計画

### ⑧交通

市内には鉄道の駅が11箇所あり、1日平均乗車人数は約20万人（秋津駅南口の東村山市分も含む）に及びます。また、2022（令和4）年度において、路線バスの1日平均乗車人数は約23,121人になります。市内を循環するところバスは、1日当たり66回の運行があり、1日平均乗車人数は931人になります。

市内の自動車等保有台数は、2022（令和4）年12月31日時点で、179,960台です。

自動車交通騒音調査の結果では、昼間（6時～22時）の交通量は、一般国道463号線（2017～2020（平成29～令和2）年度）で、14,400台～38,208台となっています。また、県道所沢堀兼狭山線（2021（令和3）年度、1地点のみ）で、32,736台となっています。

出典：ところバスに関する数値は「西武バス株式会社」より提供。自動車交通騒音調査における交通量に係る数値は、「ところざわ環境データブック2022」、それ以外の調査に係る数値は「所沢市統計書」による。

### ⑨道路・下水・公園

2022（令和4）年4月1日現在の市内の道路の実延長は、国道が19.0km、県道（主要県道と一般県道の合計）が46.5km、市道が1152.5kmとなっています。

2021（令和3）年度の市内下水道処理区域内人口は326,740人で、水洗化人口は322,349人、水洗化率は98.7%となっています。また、下水道普及率は、95.1%となっています。

2022（令和4）年4月1日現在の市内都市公園及び緑地については、総公園数237、総面積146.10haとなっています。

■都市公園及び緑地の状況（2022（令和4）年4月1日現在）

	総数	街区公園	近隣公園	総合公園	風致公園	緑地	広域公園
公園数	237	178	5	2	1	50	1
面積(ha)	146.10	27.21	8.70	32.40	9.10	18.49	50.20

出典：所沢市統計書

## (2) 環境の概況

### ① 温室効果ガスの排出状況

地球環境保全については、温室効果ガスの削減を主な目標として取り組んできています。そのための施策として、自動車の利用削減や低公害車の導入などによる交通の低炭素化の促進、再生可能エネルギーの普及などによるエネルギーの自立・分散化、省エネルギーの推進などを行っています。

それぞれの取組は進んでいますが、令和5年版環境白書によると、日本全体の2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量は、2020（令和2）年度と比較して、約2.0%増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいた経済の回復等により、製造業における生産量の増加や、貨物輸送量の増加等に伴うエネルギー消費量の増加等によるものとみられています。



本市の温室効果ガス排出量は、2018（平成30）年度から概ね減少傾向で、特に、産業部門、民生業務部門における排出量が減少しています。これは、生産設備の省エネルギー化や節電などの省エネ対策が進んでいることが要因であると推測されます。

### ② みどりの保全の状況

市内には、狭山丘陵をはじめ雑木林（武蔵野の平地林等）、<sup>さんとめしんでん</sup>三富新田などの郊外の大規模な樹林地や畑、また、市街地の公園緑地など、様々なみどりが存在しています。このみどりを保全するため、緑地の確保や、ふるさとの樹の指定、市民協働による樹林地管理等を実施してきました。これらの取組により、緑地の確保量については増加傾向にあります。市民との協働により緑化を行う「みどりのパートナー制度」を設けており、2022（令和4）年度末までに1,517人の登録がありました。また、みどりにふれあう機会や場を創出するため、遊歩道の整備やみどりのふれあいウォークなどのイベントを実施しています。今後もこのような取組を続けていくために、みどりの確保やみどりにふれあう機会を引き続き増やしていくことが大切になります。



みどりのふれあいウォーク

### ③ ごみの減量及び適正処理の状況

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型の社会への転換を目指し、3R『ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）』推進のための様々な取組により、市内における総ごみ量及び市民一人当たりのごみ排出量は年々減少傾向にあり、2022（令和4）年度の市民一人当たりのごみ排出量（集団資源回収、事業系ごみ等は含まない）は557g/日でした。一方で、2021（令和3）年度のごみ処理経費は年間約59億円かかり、市民一人当たり換算すると約17,000円/年となっており、環境負荷の低減や財政負担の軽減のためにも、更なるごみの減量が必要な状況です。





また、安定的なごみ処理を推進していくために、東部クリーンセンターの延命化工事を2017～2020（平成29～令和2）年度にかけて実施しました。新たな最終処分場については、「第2一般廃棄物最終処分場（やなせみどりの丘）」として建設を進めているところです。

今後については、引き続き3Rを推進し、ごみの減量を進めること、安定的なごみ処理の維持のための体制や施設の管理等が課題となっています。

#### ④環境基準達成状況

市内の大気環境、水質環境は、法令による各種規制や市民の協力等によって、改善傾向にあります。大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等に関しては、「第2期所沢市環境基本計画」で設定された目標について概ね達成している状況です。また、公害等の苦情相談件数については、2022（令和4）年度は78件であり、その内訳は、悪臭（野焼き）、騒音（解体工事）が中心となっています。今後も大気や水質等の監視を続けるとともに、アスベストが使用されている建物の解体が、今後、増大する見込みであるので、指導・監視などの対応が求められています。



水質調査

#### ⑤街並みへの市民の満足度



本市の特徴として、狭山丘陵をはじめとするみどりによる景観や、所沢駅周辺の中心市街地における昔ながらの街並みと新しい街並みが混在する景観など、様々な表情を持った街の景観が見られる点が挙げられます。市内の景観を「とことこ景観資源」として登録し、その中から特に所沢らしい良好な景観の形成に資するものとして、狭山湖周辺や「三富開拓地割」の歴史的景観等を「とことこ景観賞」として表彰するなど、景観の保全と積極的な活用を図り、次世代へ継承しています。

公園などのオープンスペースは、自然とのふれあい、遊び、休憩、防災等の様々な機能を有しており、本市では公園の整備を推進しています。市内の都市公園のうち75%は街区公園となっており、市民一人当たりの公園面積は増加傾向にあります。一方で、2016（平成28）年に発生した台風第9号の影響に伴う河川の氾濫等により、床上浸水等、多数の被害が発生するなど、想定を上回る気象条件による被害が発生しています。

今後は、人口減少に伴う空き家増加などへの対策、交通環境の改善、集中豪雨などへの対策等をさらに進めていくことが課題となっています。

## ⑥環境活動への参加・協働・学習の状況

環境情報の収集・活用、環境教育・環境学習の充実、参加・協働の推進は環境の各分野において進められています。環境情報の提供については、情報の高度化に対応し、広報紙、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の様々な媒体を活用し実施しています。環境教育・環境学習については、こどもエコクラブの支援、出前講座等の実施、環境に関する副読本の提供などを行っています。



出前講座

参加・協働の推進については、市民や事業者と連携した緑化活動、美化活動、集団資源回収活動等を推進しています。

また、本市は、飯能市、狭山市、入間市、日高市との5市による協議会の場において、環境に関する施策に関する意見交換、学習等を実施しています。

今後も引き続き、わかりやすい環境情報の提供、学校教育での環境学習の継続的推進、体験・参加・協働を進める仕組みづくりが求められています。

### 【コラム】<sup>さんどめ</sup>三富地域

三富地域は1694～1696年に開拓された「<sup>さんどめしんでん</sup>三富新田（上富・中富・下富）」を中心に、川越市所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町の5市町にまたがる約3,200haの地域であり、農地が5割、林地が2割、その他が3割を占めています。

林地はすべて平地林であり、薪・落ち葉堆肥・家の材木の供給源として広く利用され、農民の生活になくてはならないものでした。現在でも、コナラやクヌギなどの広葉落葉樹の落ち葉を堆肥として還元する循環型農業が続けられ、さつまいも・ほうれんそう・さといも・かぶ・にんじん・だいこん・ごぼうなどの生産が盛んに行われている全国有数の露地野菜産地になっています。

近年は石炭や石油、化学肥料の普及に伴い林地の利用が減った一方で、都市近郊の保健・休養の場として評価が高まり、都市住民などによる落ち葉掃き・下草刈り等が行われています。



出典：300年の歴史を誇る「三富地域」（埼玉県庁）







## 第2章

# 計画の基本理念、将来像、基本方針

1. 基本理念
2. 将来像
3. 基本方針

## 第2章 計画の基本理念、将来像、基本方針

### 1. 基本理念

1999（平成11）年3月に「所沢市環境基本計画」が策定され、「第2期所沢市環境基本計画」の策定及び改訂を経て今日に至るまで、本市の環境基本計画では、「望ましい環境像」を目標に掲げてきました。

この20年間弱で、情報化は急速に進み、物質的にもさらに充足し、生活の利便性は圧倒的に向上しました。しかし一方で、2011（平成23）年3月11日には東日本大震災を経験し、自然への畏怖、人と人との絆の大切さに気がついたことも事実です。

本計画では、このような社会情勢や考え方の変化を受け、今後私たちはどのような理念で、環境と調和し、未来へ継承していくのかを明確化するため、核となる「基本理念」を定めています。

基本理念の設定にあたっては、「第2期所沢市環境基本計画」及び「マチごとエコタウン所沢構想」の目標・理念を継承・進化させ、よりよい環境の継承、人と自然との共生、「絆」の重要性の視点を大切にすることとしています。



#### 【基本理念】

##### 1 持続可能な環境づくり

今日、私たちが現代社会で営み続けていられるのは、先代の人々がもの・自然を大切にし、自然の恵みを利用し、自然とともに暮らす知恵と技を伝承してきたからにほかなりません。

私たちも未来の世代に「ふるさと所沢」の環境を残していくために、エネルギー、みどり、資源などを大切にしていきます。

##### 2 共生を実現する環境づくり

私たち人間は、大気、大地、水といった基本的な自然環境を大事にし、同じ地に多く息づく動植物と共存していくことにより、初めて生き続けていくことができる存在です。また、同時に、人間は、人と人との絆（思いやり、助け合い、尊重等）を大切にしながら多くの人間と共存している存在でもあります。

所沢市は、“人與人”、“人と自然”との絆を大切にする環境を目指します。

##### 3 市民協働による環境づくり

現代は豊かで便利な生活になりましたが、そのために環境に負荷をかけてきた側面があります。

子どもから大人まで、市民一人ひとりが地球や地域の環境を守ることを自覚し、力をあわせて「ふるさと所沢」の環境づくりを推進していきます。

## 2. 将来像

将来像は、基本理念に掲げた3つの理念を具体化し、将来目指すべき姿を定めています。

### 【将来像】

## "人と人"、"人と自然"との絆で、子どもたちの未来を紡ぐ エコタウン所沢

### "人と人"

私たちはこれまで、モノの豊かさ、金銭的な豊かさを幸せの尺度として、快適さ・便利さを追い求めてきました。しかし、震災を機に、お互いを思いやり、励まし、助け合い、それによって生きていく「絆」の大切さや尊さを実感しました。この思いを大切に、所沢に住み、集う“人と人”が一体となった絆で未来を紡ぐマチ\*を目指します。

### "人と自然"

私たちはこれまで、自然を時にはコントロールし、時には搾取し、自らの快適な生活のために利用してきましたが、震災を機に、私たちは自然の中で暮らし、自然から受けた恩恵により生かされているのだと気づかされました。

狭山丘陵に代表される豊かな里山は、人が自然と調和した暮らしの中で形作られてきた日本の原風景といえます。この原風景を守り、将来に引き継いでいくため、改めて“人と自然”との関係を紡ぎ直し、自然と共生した社会を目指します。



### 子どもたちの未来を紡ぐ

自然や地球環境に対して負担を続けてきた生活を今一度見つめ直し、みどり豊かで心豊かなマチ「善きふるさと所沢」を、次代を担う子どもたちに引き継いでいきます。

### エコタウン

現代の私たちが抱える課題は、地球温暖化等の環境問題をはじめ、地域経済の疲弊等の経済的課題、少子高齢化・人口減少等の社会的課題など複雑化しており、相互に関連しています。これらの課題の解決には、環境・経済・社会の統合的向上が不可欠です。

本計画の推進により、経済・社会的課題の同時解決を図り、環境に配慮した持続可能な社会の構築に取り組んでいきます。

\* マチ：本計画でのカタカナ表記のマチは、「所沢のまち」が自然と調和した有機的なつながりの中で形成されていくことを表現しています。

### 3. 基本方針

基本方針は、将来像に掲げた姿を達成するために、具体的な分野ごとの方針を定めています。基本計画においては、【脱炭素社会】、【みどり・生物多様性】、【循環型社会】、【環境保全】、【都市環境】の5つの分野別基本方針に加え、【協働・実践・学習】の横断的基本方針を設定しています。

#### (1) 分野別基本方針

##### 【脱炭素社会の構築】

### 地域から地球環境を支え、持続可能な環境づくりに取り組みます

私たちは、便利さや快適さの追求により、日常生活や事業活動の中で大量のエネルギーを消費し続けてきました。その結果、地球温暖化など人類の生存基盤に関わる地球規模の環境問題を引き起こし、その影響は、豪雨の増加や気温の上昇など身のまわりにも現れています。

地球環境における喫緊の課題に、地球温暖化対策があります。国際的な動向としては、温室効果ガス削減に関する新たな国際的枠組みの「パリ協定」が2015（平成27）年に採択され、すべての国が温室効果ガス削減に取り組むこと、長期的目標として、世界の平均気温上昇を工業化以前から2℃以内に抑えることなどが定められています。その後も取組を加速させることが求められ、我が国においても、2021（令和3）年に「地球温暖化対策計画」が改定され、2030年までに2013（平成25）年度比で46%の温室効果ガス削減の実現を目指し、50%の高みに向けた挑戦を続けるという長期目標を掲げています。

また、「IPCC 第5次評価報告書」によれば、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動のリスクが高くなることが予測されています。そのため、気候変動による被害の回避・最小化の必要があることから、国は2015（平成27）年に「気候変動の影響への適応計画」を策定しています。さらに、2018（平成30）年6月には、各主体が一丸となって適応策を推進していくため、「気候変動適応法」が成立しました。

このような国内外の動きを踏まえ、本市においても、地球温暖化対策に全力で取り組む必要があります。

本市では、「マチごとエコタウン所沢構想」の3本柱のうちの1つとして取り組んできた、エネルギーに関する取組（省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入等）をさらに強化し、ライフ・ビジネススタイルの見直し等による省エネの推進、環境負荷の少ない製品・車・建築物等の普及などとともに、気候変動の影響による被害の回避・最小化といった強靱さも兼ね備えることにより、地域から地球環境を支え、持続可能な環境づくりに取り組んでいきます。



フロートソーラー所沢



**【みどり・生物多様性の保全】****人と自然の共生に向け、みどりの保全・創出に取り組みます**

本市は狭山丘陵や雑木林（武蔵野の平地林等）などの豊かなみどりと公園の緑地、畑、住宅地等の街中のみどりなど様々な形のみどりがあります。

みどりが持つ機能には、①環境保全機能（都市や水辺の形成、気温の低減効果等）、②レクリエーション機能（身近なレクリエーション、観光等）、③防災機能（避難場所、雨水の浸透・貯留、延焼防止等）、④景観形成機能（自然や水辺の景観等）、⑤動植物保護・育成機能（生態系の構成、希少な植物群落育成等）、⑥コミュニティ形成機能（住民の交流機会の創出等）があります。このようにみどりは環境にとって非常に大切な役割を果たしています。しかし、街の発展と共に樹林地は減り続け、昭和30年代と比べるとその面積は半分以下に減少しました。

私たちは、今残っているみどりを大切に守っていくとともに、みどりを積極的に創出し、自然環境と都市の機能を調和させながら、「善きふるさと所沢」を未来の子どもたちへ引き継いでいかなければなりません。

そのためには、指定制度による樹林地の保全などによる緑地の確保に加え、樹林地や街中のみどりについて、協働による保全・創出活動や自然と触れ合える場・機会の創出等の取組を継続させることが重要です。市民にとって自然がより身近になることにより、自然に対する理解が深まります。また、気軽な自然散策やレクリエーション、保全活動等を通じて、みどりを楽しんだり、慈んだりすることにより、みどりを通じた人と人との絆が育まれます。

本市では、「マチごとエコタウン所沢構想」の3本柱のうちの1つとして取り組んできた、みどりに関する取組（人とみどりの関係の再構築、みどりの保全・創出）をさらに前進させ、人と自然との共生に向け、みどりの保全・創出に取り組んでいきます。



梶谷八幡湿地の米づくり

## 【循環型社会の形成】

### 循環型社会の形成に向け、ごみの減量・資源化に取り組みます

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、健全な物質循環を阻害し、環境に大きな負荷を与え、資源を無駄にするとともに、ごみの処理においては様々な問題を引き起こしてきました。

これらを解決するためには、まずごみの減量が重要です。ごみを増やさない、出さないようにするためには、本当に必要なものかどうか考えて買う、買ったものは有効活用するなどのごみの発生抑制（リデュース）と、不要になった日用品や衣類などを「もったいない市」やフリーマーケット等の利用により再使用（リユース）する、2Rの取組の実践が重要です。加えて、再生利用（リサイクル）の実施により、焼却・埋立処理量の減少を図ることが求められています。

「マチごとエコタウン所沢構想」では、3本柱のうちの1つとして、「もったいないの心」を大切にごみの減量・資源化に取り組んできました。市や社会全体が「もったいないの心」を持ち、資源が循環すれば、資源やエネルギーを大切にすることができる上、人の交流の活発化、家庭や事業者等の経費削減、関連産業の育成等にもつながります。

一方、ごみの減量・資源化を支えるごみの適正処理の推進や、施設の安定的稼働、省エネルギー・低炭素化、未利用エネルギーの活用等も同様に重要となっています。このような取組とともに「もったいないの心」を大切に、循環型社会の形成に向け、ごみの減量化・資源化に取り組んでいきます。



もったいない市



## 【大気・水環境等の保全】

## 健康で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます

これまでの社会経済活動の進展により、日常生活は格段に便利になりました。一方で、高度経済成長を機に、工場・事業場から排出されるばい煙や排水、車からの排気ガス等が増加し、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、騒音・振動、悪臭、地盤沈下等の環境問題が引き起こされたほか、気候変動や都市化の影響により、気温上昇の傾向が見られます。

1996（平成8）年度から1999（平成11）年度にかけては、本市行政境におけるダイオキシン類問題が全国的にクローズアップされました。2005（平成17）年度には、‘クボタショック’（尼崎の工場周辺住民のアスベスト健康被害に関する報道）によりアスベストの飛散による健康被害の問題が全国的な問題となり、2011（平成23）年3月には東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生するなどの大きな環境問題がありました。これらの環境問題については、多くの市民からの相談や問い合わせが寄せられ、国の法整備や県・市の対策の強化等が一気に加速しました。

近年では、各取組により、大気環境は一部の項目を除き環境基準を達成しているほか、市内河川の水質は飛躍的に改善し、大気・水質・土壌中ダイオキシン類は環境基準を達成しています。

しかし、依然として、一部の大気汚染物質の環境基準の未達成、生活排水による水質汚濁、地下水汚染、航空機騒音、自動車や事業場・工事現場からの騒音・振動、事業場等からの悪臭等の問題は存在し、ヒートアイランド現象等の問題が顕在化しています。また、今後はアスベストを使用した建物の解体等の増加に伴い、アスベスト対策の充実が求められることも予想されます。

今後も継続的な環境の監視、発生源に対する指導、公害苦情等相談の対応などを進めることにより、健康で安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいきます。



河川の水質調査



東川



## 【魅力的な都市環境の創造】

### 魅力的でいつまでも住み続けたい環境づくりに取り組みます

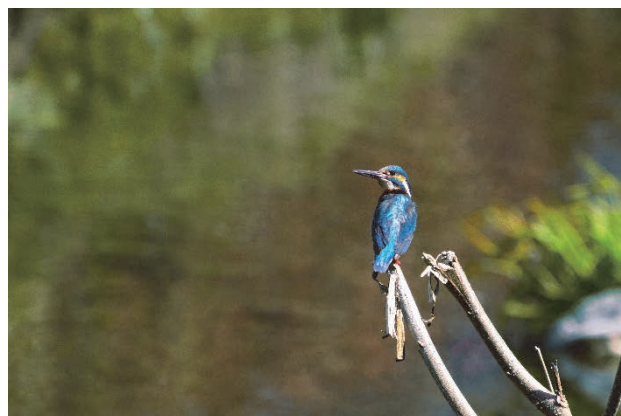
本市は、狭山丘陵や雑木林（武蔵野の平地林等）、畑などの豊かなみどりに恵まれています。また、都心から30km圏内という地の利から、市内の市街化区域2,796ha（市の面積の約39%）における用途地域分類は、住居系が約92%となっています。一方、所沢駅等の主要駅周辺には商業・業務施設が集積しています。所沢駅周辺地区では再開発等の総合的な街づくりが進められており、さらに安心して魅力的、環境負荷が少なく、災害に強い、にぎわいのある地区を目指しています。

今後は、市内各地区の個性を生かしつつ、持続可能な都市にするために、市内各所でみどりが多く、多様な動植物が生息し、人々は活力にあふれ、安全・安心に暮らし、歴史や文化を感じられる、魅力的で誇れる街であり続けることが望まれます。そのためには、景観・美観を保全し、安全性を保つ必要があります。また、集中豪雨や大型台風等による浸水被害や河川の氾濫等を防止し、被害に遭った際には速やかな復興体制を構築することも大切です。さらに、道路交通環境の整備や交通安全対策の充実等も安心して暮らしていくためには必要です。

このような対策を通して、魅力的でいつまでも住み続けたい環境づくりに取り組んでいきます。



比良の丘



柳瀬川のカワセミ

(2) 横断的基本方針

【ともに進める『善きふるさと所沢』の環境づくり】

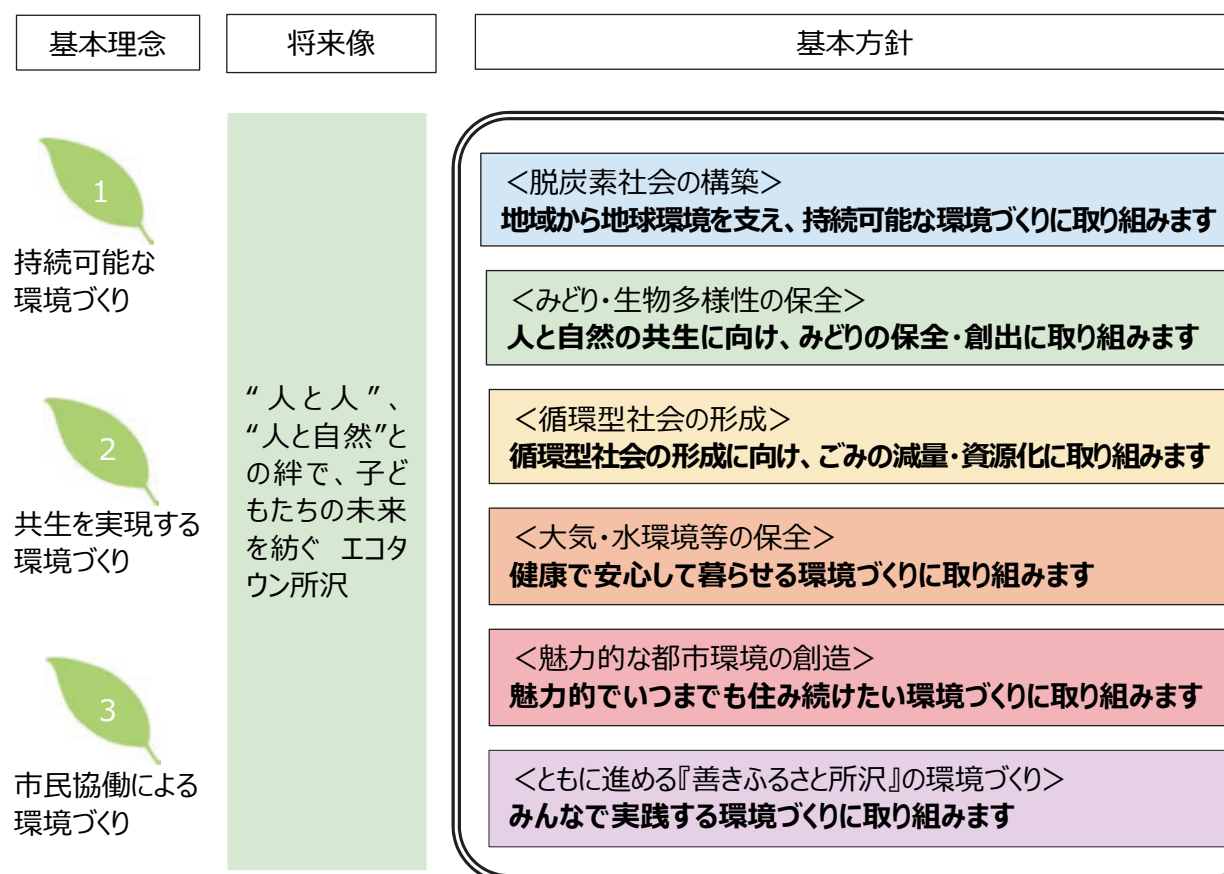
**みんなで実践する環境づくりに取り組みます**

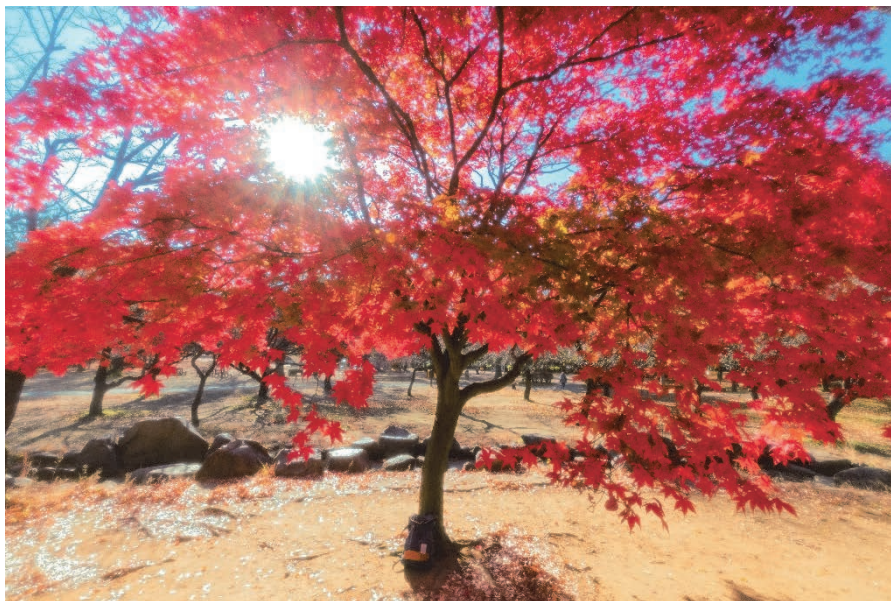
近年の環境問題は、複雑化・多様化が進んでおり、行政のみによる課題の解決は困難となっています。このため、市民・事業者・市の各主体が日常生活や事業活動と環境との関わりについて認識し、パートナーシップに基づき協働して環境の保全・創造に取り組んでいくことが求められます。そして、本市の環境保全活動をさらに発展させるためには、市民や事業者が主体的に地域の環境課題に取り組む実践者となることが望まれます。

環境保全を推進していく上で、環境学習・環境教育は、根本部分に当たり、かつ、どの環境の分野でも重要であることから、協働・実践・学習については横断的な分野として位置づけます。

市民や事業者の一人ひとりが、環境学習の中で芽生えた「地域の環境を大切にしたい、守りたい」という自主的な気持ちを大事にしながら、地域資源を活用しつつ、環境保全活動を実践し、これをきっかけに様々な人が協力し合い、活動が広がっていくよう、みんなで実践する環境づくりに取り組んでいきます。

■本計画の全体像







## 第3章

### 施策の展開

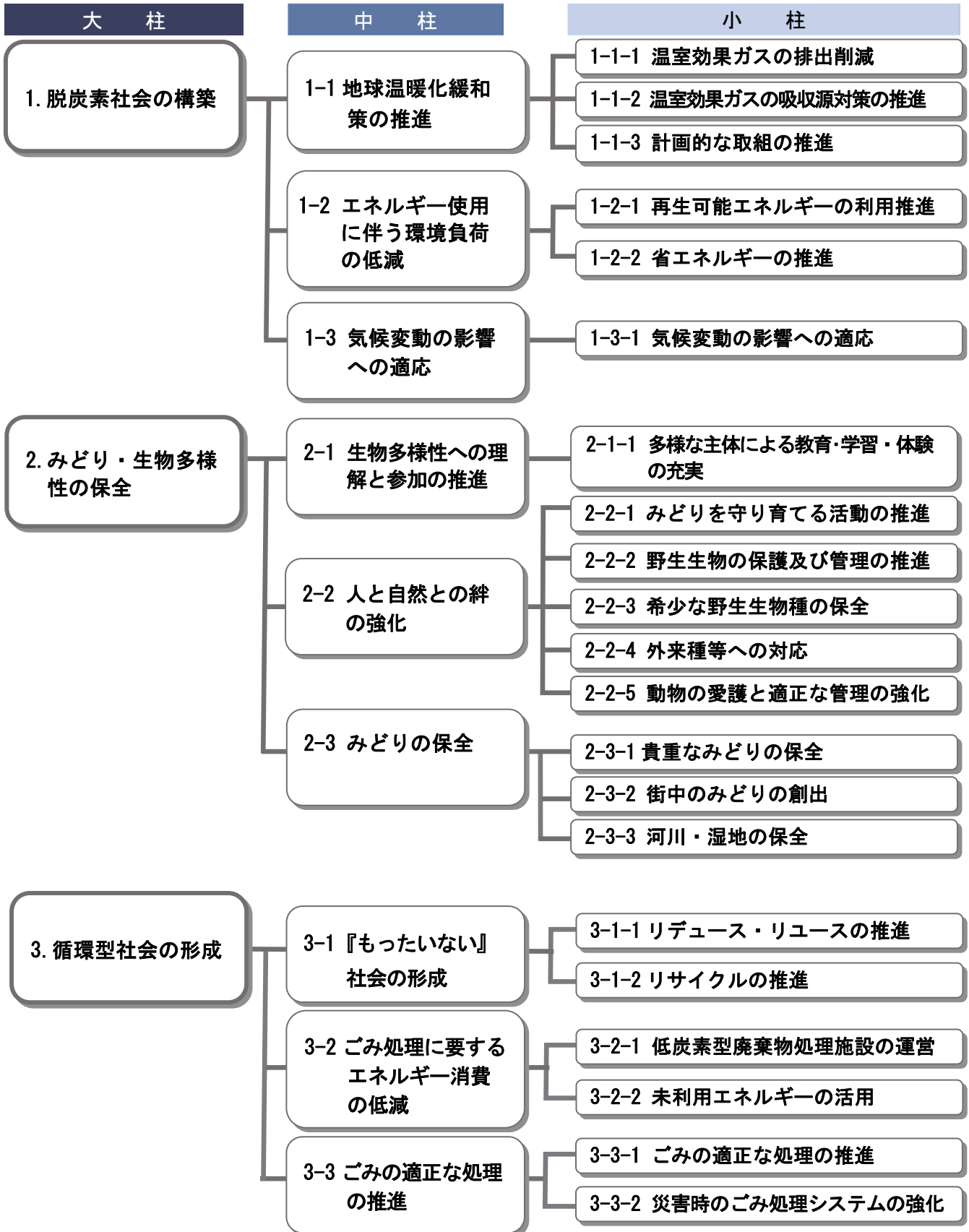
1. <脱炭素社会>脱炭素社会の構築
2. <みどり・生物多様性>みどり・生物多様性の保全
3. <資源循環>循環型社会の形成
4. <環境保全>大気・水環境等の保全
5. <都市環境>魅力的な都市環境の創造
6. <協働・実践・学習>

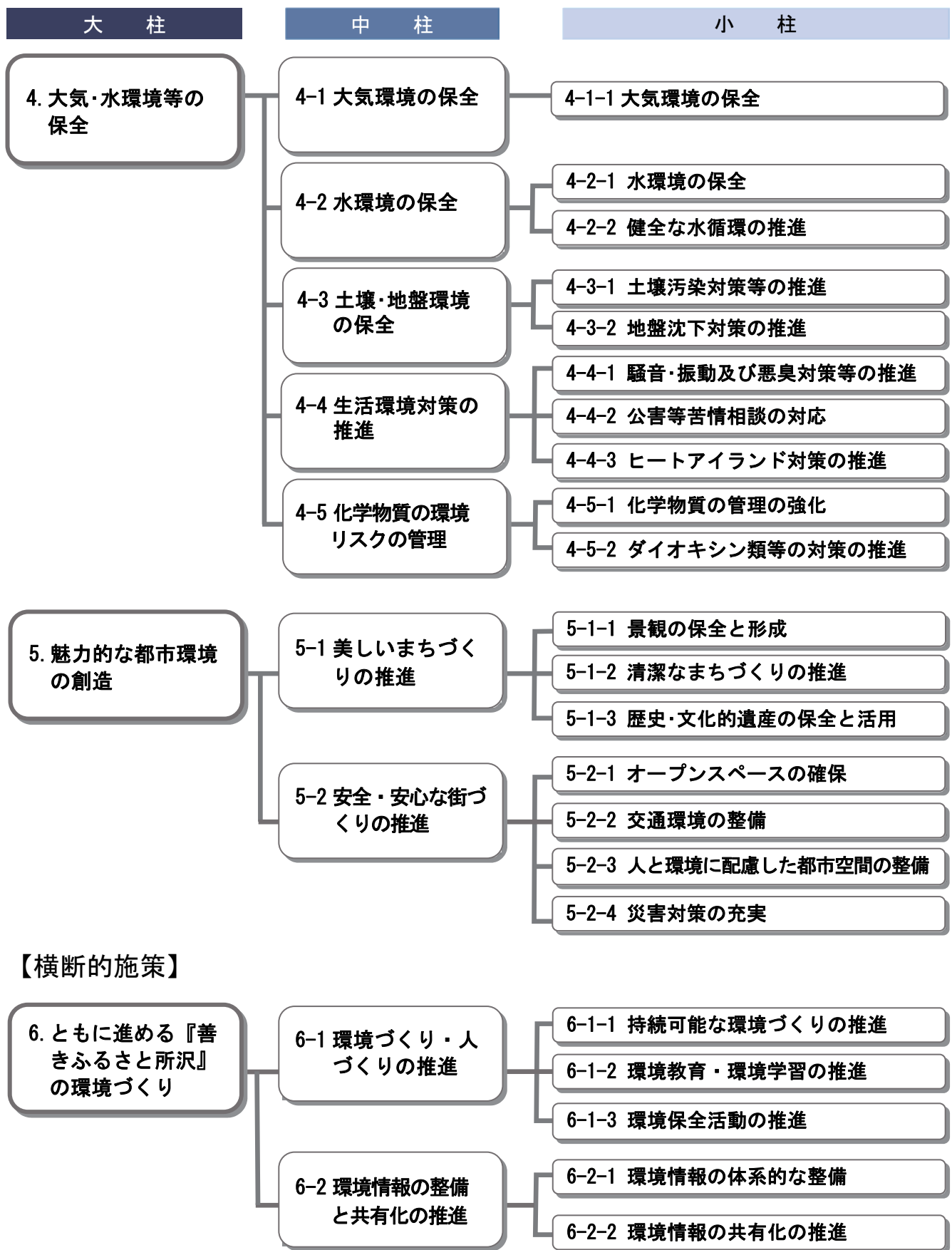
ともに進める『善きふるさと所沢』の環境づくり

## 第3章 施策の展開

### 施策の体系

#### 【分野別施策】







### 【取組施策の見方】

(例)

取組施策	実施主体
① 二酸化炭素の削減ポテンシャル診断等を通じて、事業者が取り組む温室効果ガスの削減対策を効果的に推進します。	事 市
② 市民生活や事業活動で使用する機器・設備の省エネ化等を推進するため、補助金の啓発やインセンティブを付与する制度の創設を検討します。	市民 事 市
③ 温暖化防止活動の表彰等を通じて、市民の省エネ意識の醸成を図り、脱炭素型ライフスタイルの定着を推進します。	市民 事 市

取組施策とその施策の実施主体を表記しています。

実施主体において、**市** は所沢市、**市民** は市民、**事** は事業者を示し、主体的な関わりを表しています。**市民 事** (塗りつぶしていないマーク) は間接的な関わりを表しています。

### 【目標指標の見方】

(例)

No.1 市域における温室効果ガス排出量の削減率				単位：%				
① 基準値※1	0.0 2013年	④ 関係する主な施策体系 (中柱)	1-1 地球温暖化緩和策の推進					
② 最終目標値※2	51.0 (2030年度)	⑤ 年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028
③ 方向性	↗		目標値	34.4	39.2	41.5	43.9	46.3
⑥ 説明	市内の家庭、企業、運輸等あらゆる活動から排出される温室効果ガス排出量の削減率です。目標値は、2013(平成25)年度を基準年度とし、2030年度までに51.0%の削減を目指すものです。							

①目標指標の現状の実績値を基準値としています。特に断わりのない限り、2022(令和4)年度の値です。なお、基準年度が異なる場合は、下段に示しています。

②目標指標の最終目標値です。2028年度における目標値を示しています。なお、最終目標年度が異なる場合は、最終目標値の下に表記しています。

③目標指標の目指す方向性です。「↗」は増加、「↘」は減少、「→」は維持を示しています。

④目標指標が主に関連する施策体系を中柱で示しています。

⑤後期計画期間(2024(令和6)年度~2028年度)の各年度の目標値を示しています。

⑥目標指標の内容の説明です。

## 【分野別施策】

## 1 脱炭素社会の構築

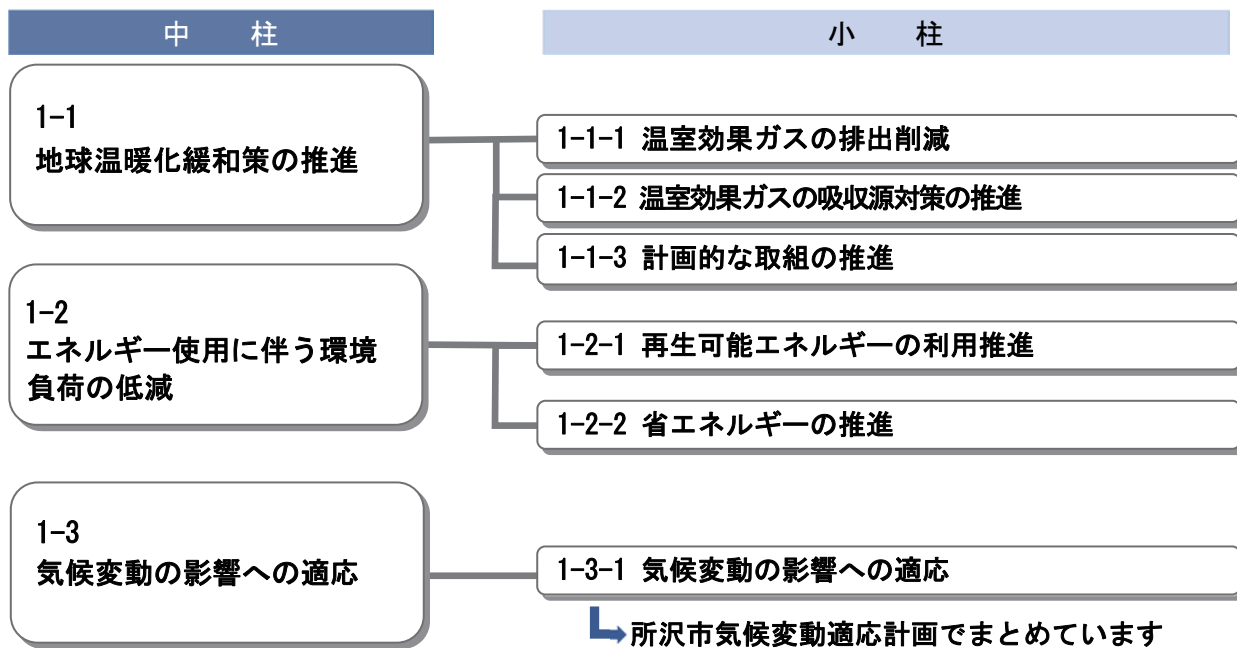
【基本方針】

地域から地球環境を支え、持続可能な環境づくりに取り組みます

私たちは、便利さや快適さの追求により、日常生活や事業活動の中で大量のエネルギーを消費し続けてきました。その結果、地球温暖化など人類の生存基盤に関わる地球規模の環境問題を引き起こし、その影響は、豪雨の増加や気温の上昇など身のまわりにも現れています。

地球規模の環境問題の解決や、次世代への影響を最小限度にとどめるため、本方針は、エネルギーの大量消費型のライフスタイルを見直し、特に身のまわりの活動からCO<sub>2</sub>排出量などの環境負荷を減らす取組により、持続可能な社会を目指していきます。

## 施策の体系



## 現況と課題

### 【現況】

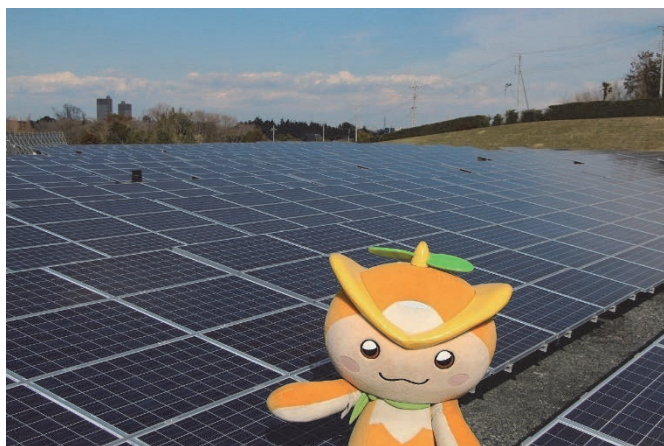
- 2022（令和4）年度における市域の温室効果ガス排出量は、114.8万t-CO<sub>2</sub>（2013（平成25）年度）比で26.9%減）でした。これは、燃費改善などによる車両からの排出量の減少や、生産設備の省エネルギー化や節電などの省エネ対策が進んでいるものと推測されます。
- 部門別のCO<sub>2</sub>排出量は、民生家庭部門、業務部門及び運輸部門が特に多く、各部門約3割を占めています。
- 地球温暖化による平均気温の上昇が一因と考えられる、夏の猛暑や集中豪雨の増加などの異常気象の発生が顕著になっています。

### 【課題】

- CO<sub>2</sub>排出量の多い民生家庭部門の取組として、再生可能エネルギーの導入促進や、省エネルギーの啓発などのさらなる対策が求められています。
- 運輸部門の対策として、徒歩や自転車、公共交通機関の利用推進及びエコカーのさらなる普及推進のほか、交通環境の整備の推進が求められています。
- 温室効果ガスの排出抑制に取り組む「緩和策」を進める一方で、温暖化の影響と考えられる諸問題に対処する「適応策」に取り組む必要があります。

### 【今後の方向性】

さらに削減を進めるべき民生家庭部門及び民生業務部門について、市域全体に省エネ対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの普及啓発も推進します。また、運輸部門については、公共交通機関の利用啓発、エコカーの導入促進、エコドライブの啓発等を推進していきます。



メガソーラー所沢



東部クリーンセンターEV急速充電器



## 施策の内容

### 1-1 地球温暖化緩和策の推進

人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題である地球温暖化問題の解決に向け、私たちの日常生活や事業活動を見直し、地球温暖化の主因である温室効果ガスの排出量を削減しなければなりません。

本市においても、市民・事業者・市が一体となって、身近な行動から、地球温暖化対策を推進します。

#### 1-1-1 温室効果ガスの排出削減

2015（平成27）年に「パリ協定」が採択され、温室効果ガスのさらなる削減が求められています。本市においても、温室効果ガスの削減をさらに推進するため、エネルギー依存型のライフスタイルからの転換に資する取組を推進します。

取組施策	実施主体
① 二酸化炭素の削減ポテンシャル診断等を通じて、事業者が取り組む温室効果ガスの削減対策を効果的に推進します。	事 市
② 事業活動における再生可能エネルギー・省エネ設備の導入・利用のため、専用相談窓口の設置や助成制度の紹介など脱炭素経営に資する情報発信を進めます。	事 市
③ 市民生活や事業活動で使用する機器・設備の省エネ化等を推進するため、補助金の啓発やインセンティブを付与する制度の創設を検討します。	市民 事 市
④ 開発事業において、脱炭素型の建築物等への転換を誘導します。	市
⑤ 電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車（エコカー）の普及を推進します。	市民 事 市
⑥ バスロケーションシステムや経路検索サービスでところバス・ところワゴンの情報をわかりやすく提供し、公共交通機関の利用を促進します。	市民 事 市
⑦ 安心・安全な通行を確保する歩道等の整備やシェアサイクルを進め、徒歩や自転車での移動を推進します。	市民 事 市
⑧ ふんわりスタート・ふんわりブレーキなどを実践するエコドライブの普及を推進します。	市民 事 市
⑨ グリーンスローモビリティの導入やEVカーシェアの普及を推進し、自家用車の所有や使用を抑制します。	市民 事 市
⑩ 徒歩・自転車、公共交通機関を利用した通勤（エコ通勤）や乗合い乗車等を推奨し、マイカーの利用自粛を呼びかけます。	市民 事 市
⑪ テレワークなど新たな暮らし方・働き方を取り入れることで移動を抑制し、温室効果ガスの排出量削減に努めます。	市民 事 市
⑫ 直売所の利用推進、各種啓発イベントの開催や学校給食への所産農産物の導入を通じて、地産地消を推進し、輸送に伴うエネルギー消費を抑制します。	市民 事 市
⑬ 自動車の移動に伴う温室効果ガスを抑制するため、渋滞緩和につながる道路整備を進めます。	市

- ⑭ 道路照明灯のLED灯の導入・維持管理を進め、道路環境におけるエネルギー消費を抑制します。
- ⑮ 電気の供給、建築物の設計や改修等においては、温室効果ガスの排出削減に配慮した契約を進めます。

		市
市民	事	市

### 1-1-2 温室効果ガスの吸収源対策の推進

温室効果ガスの削減のためには、二酸化炭素を吸収してくれるみどりが重要です。温室効果ガス削減のため、排出源対策だけでなく、吸収源対策も推進します。

取組施策	実施主体
① みどりの保全と創出を推進し、適切な樹林地の維持管理を通じて、二酸化炭素の吸収源を確保します。	市民 事 市
② 緑肥等利用により、環境負荷への軽減に配慮した環境にやさしい農業や、平地林の落ち葉をたい肥として利用する農法を推進します。	事 市
③ 温室効果ガスの吸収源に係る新たな技術やカーボンオフセット等について情報収集を進めます。	市

### 1-1-3 計画的な取組の推進

「地球温暖化対策推進法」第21条第1項及び第3項に基づく、「所沢市地球温暖化対策実行計画 事務事業編・区域施策編」により、計画的な取組を推進します。

取組施策	実施主体
① 市域における温室効果ガスの削減を図るため、所沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において削減目標を設定し、毎年度排出量を算出するなど、計画的な削減対策に取り組みます。	市
② 市の事務事業により排出される温室効果ガスの削減を図るため、所沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において削減目標を設定し、毎年度排出量を算出するなど、計画的な削減対策に取り組みます。	市

## 1-2 エネルギー使用に伴う環境負荷の低減

これまでのエネルギーに依存したライフスタイルを見直し、エネルギーの使用に際しては、環境に配慮する必要があります。再生可能エネルギーの利用率の向上等により、環境負荷の少ないエネルギーの使用とともに、省エネルギーを一層推進していきます。

### 1-2-1 再生可能エネルギーの利用推進

本市では、「マチごとエコタウン所沢構想」に基づき、メガソーラー所沢やフロードソーラー所沢の稼働など、積極的に再生可能エネルギーの利用を推進してきました。今後もさらなる再生可能エネルギーを推進するため、地域新電力事業や創エネ機器の導入推進を行います。

取組施策	実施主体
① (株)ところざわ未来電力などが供給する再生可能エネルギー由来の環境にやさしい電力の普及により、市域における再生可能エネルギーの利用率を高めます。	市民 事 市
② 太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーを利用した創エネ機器や蓄電池などの蓄エネ機器の導入を推進します。	市民 事 市
③ 家庭向け PPA 型太陽光発電設備の導入を促進します。	市民 事 市
④ 再生可能エネルギーの普及を推進するため、公共施設や公共交通機関に太陽光発電システムなどを積極的に整備します。	事 市
⑤ 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の導入を補助金交付により支援します。	市民 事 市
⑥ 脱炭素に係る新たな国の財政措置を活用した再生可能エネルギー設備の整備を検討します。	市
⑦ 再生可能エネルギーや未利用エネルギーに関する技術開発動向について情報収集を進めます。	市
⑧ 現状と再エネ導入時とのエネルギーコスト比較や、再エネ電力供給会社の複数比較など、再生可能エネルギー導入時に参考となる情報の発信を推進します。	市



1-2-2 省エネルギーの推進

市民の間でも省エネルギー意識が高まっています。さらに省エネルギーを推進するため、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた“デコ活”の推進などにより、さらなる意識の高揚を図ります。

取組施策	実施主体
① 温暖化防止活動の表彰等を通じて、市民の省エネ意識の醸成を図り、脱炭素型ライフスタイルの定着を推進します。	市民 事 市
② 住宅・事務所の脱炭素化（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル、低炭素建築物、エコリフォームなど）を推進します。	市民 事 市
③ グリーンリース契約の推進などにより、ビルオーナー・テナントが一体となった脱炭素化を進めます。	事 市
④ 家庭エコ診断等を通じて、市民の省エネルギー機器・設備の導入を効果的に推進します。	市民 市
⑤ 省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などの“デコ活”（クールビズやウォームビズ、ライトダウンキャンペーン等）を推進します。	市民 事 市
⑥ 商品の原料割合や産地、カーボンフットプリントの明示化を推進します。	事 市



### 1-3 気候変動の影響への適応

「IPCC 第5次評価報告書」では、気候変動を抑制する場合には、温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減する必要があることが示されると同時に、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動のリスクが高くなることが予測されています。

近年、市内においても、夏季の猛暑日が増加したり、大規模な自然災害が増加したりするなど、気候変動やヒートアイランド現象の影響によると思われる現象が起き始めています。

このため、気候変動の影響に対処するため、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・最小化する「適応」を進めることが重要です。政府は、「気候変動適応法」に基づき、「気候変動適応計画」を策定しています。

本市においても、同法に基づき、「所沢市気候変動適応計画」（第4章参照）を策定しました。また、「所沢市気候変動適応センター」を2022（令和4）年4月に設置しています。

#### 1-3-1 気候変動の影響への適応

気候変動やヒートアイランド現象により考えられる影響への適応策については、第4章の「所沢市気候変動適応計画」でまとめています。

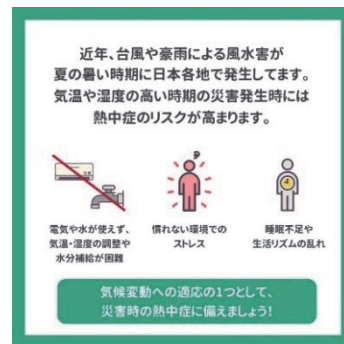
#### 【コラム】気候変動適応センター

「所沢市気候変動適応計画」を策定するに当たり、市では2022（令和4）年4月に埼玉県気候変動適応センターと共同で、所沢市気候変動適応センターを設置しました。

所沢市適応センターの主な役割の一つが、気候変動影響や気候変動適応に関する情報の提供です。2023（令和5）年度には、以下のような取組を実施しました。

#### ① SNS を活用した情報発信

情報発信の時期にあわせて、気候変動適応策の紹介や熱中症対策に関することを発信しました。右の画像は、台風が増える時期であることに着目し、災害時の熱中症対策について発信したものです。



#### ② 企画展示「今こそ知ろう 気候変動と熱中症」の開催

市役所1階市民ホールにて、保健医療課と連携し、今後の気候変動予測や適応策、地球温暖化の進行によって増加するとされる健康被害として、熱中症とその対策を紹介しました。展示のほか、塩タブレットやミニボトルも配布しました。



## 目標指標（3項目）

No.1 市域における温室効果ガス排出量の削減率				単位：%				
基準値※1	0.0 2013年	関係する主な施策体系 (中柱)	1-1 地球温暖化緩和策の推進					
最終目標値※2	51.0 (2030年度)		年度	2024	2025	2026	2027	2028
方向性	↗	年度目標値	目標値	34.4	39.2	41.5	43.9	46.3
説明	市内の家庭、企業、運輸等あらゆる活動から排出される温室効果ガス排出量の削減率です。目標値は、2013（平成25）年度を基準年度とし、2030年度までに51.0%の削減を目指すものです。							

No.2 再生可能エネルギーの導入量				単位：MW				
基準値※1	43.1	関係する主な施策体系 (中柱)	1-2 エネルギー使用に伴う環境負荷の低減					
最終目標値※2	73.3 (2030年度)		年度	2024	2025	2026	2027	2028
方向性	↗	年度目標値	目標値	50.0	53.3	57.4	61.4	65.3
説明	国で認定されている市内の再生可能エネルギー設備の総出力数と、家庭や事業所での太陽光発電設備導入量（推計値）を合算した値です。国で認定されている市内の再生可能エネルギー設備の総出力数については、国が公表している統計データを使用し算出しています。目標値は、2030年度までに73.3MWを目指すものです。							

No.3 市内の熱中症による死亡者数				単位：人				
基準値※1	1	関係する主な施策体系 (中柱)	1-3 気候変動の影響への適応					
最終目標値※2	0		年度	2024	2025	2026	2027	2028
方向性	↘	年度目標値	目標値	0	0	0	0	0
説明	市内で発症した熱中症による死亡者数です。目標値は2028年まで、0人を達成維持するものです。							

※1 断りのない限り、2022（令和4）年度における現状の値です。

※2 断りのない限り、2028年度における目標の値です。



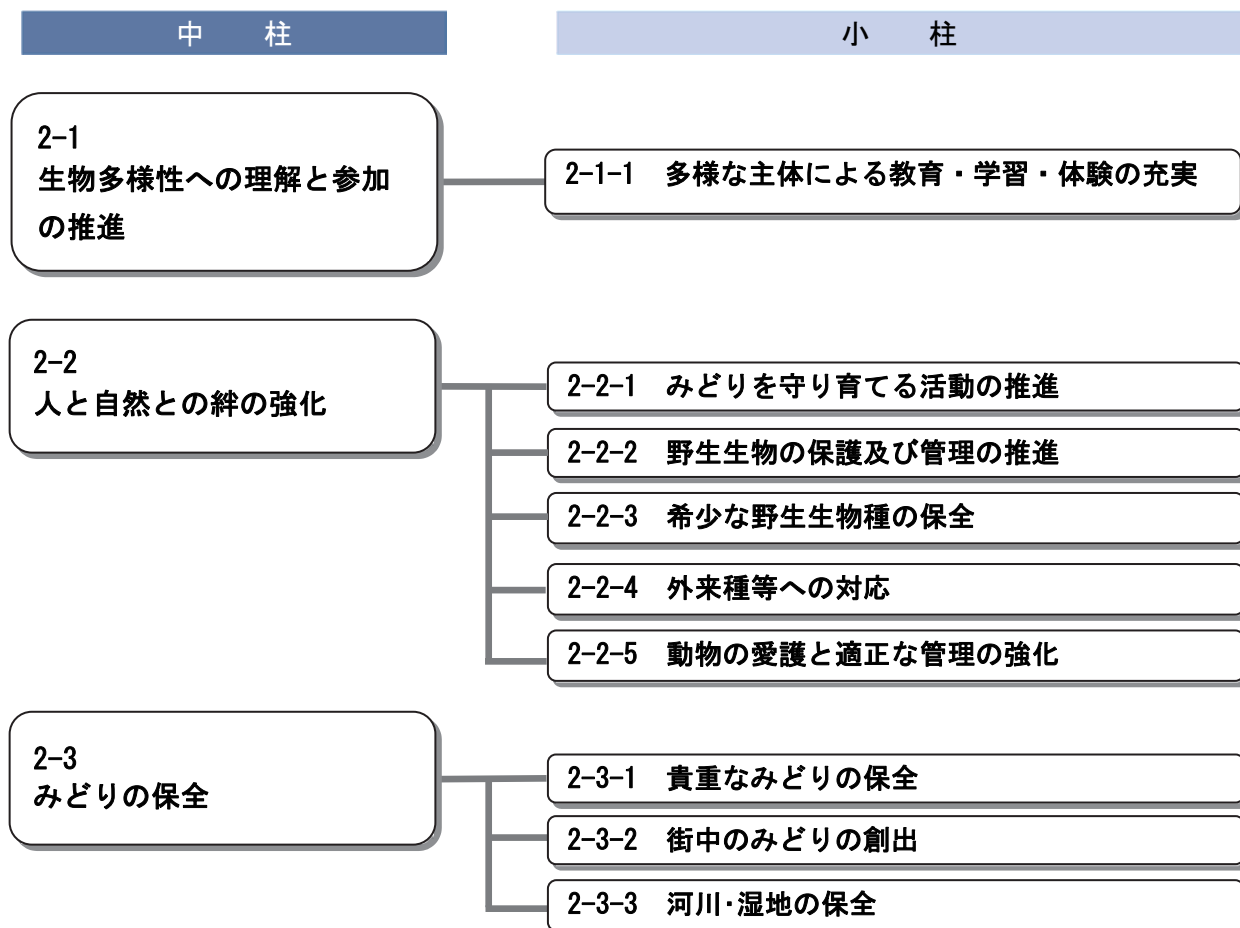
## 2 みどり・生物多様性の保全

### 【基本方針】

#### 人と自然の共生に向け、みどりの保全・創出に取り組みます

市内には、豊かな自然環境が多様に存在し、それぞれの環境に適応した多くの野生生物がみられます。特に、狭山丘陵は首都圏近郊では野生生物の最大の生息・生育地といわれています。多様な野生生物の生息・生育地と生物多様性を守るためには、まとまったみどりをはじめとする多様な自然環境を残すことや、ホタルやミヤコタナゴなどが生息する自然の再生が求められています。これらの取組を通してみどりや生物多様性の保全を図っていきます。

### 施策の体系



## 現況と課題

### 【現況】

- 市内の緑被状況は、市街化区域で約 14%、市街化調整区域で約 61%、全体で約 43%が緑に覆われています。樹林地は市域の約 12%を占め、そのほとんどが市街化調整区域に分布しています。樹林地の植生は落葉広葉樹二次林・自然林が約 80%（約 669ha）となっています。
- 市内におけるみどりを保全するため、法律や条例により土地利用を規制、都市公園の整備及び公共施設の緑化等を進めており、2017（平成 29）年度における緑地の確保量は 2,174ha となっています。
- 「みどりのパートナー」制度を設け、街中の公開利用ができる敷地の緑化推進と良好な樹林地の保全を市民協働により進めています。2022（令和 4）年度における緑化の推進を行う団体は 35 団体で 663 人、みどりの保全を行う団体は 25 団体で 854 人となり、合計 1,517 人の登録となっています。
- みどりとふれあいの場や自然に直接触れる機会を設けるため、遊歩道等の整備やみどりのふれあいウォークなどのイベント、講習会等を実施しています。2022（令和 4）年度のみどりのふれあいウォークには 1,363 人の参加がありました。
- 市民協働による樹林地等の保全活動により、生物の生息空間が守られています。
- 法令に基づき、鳥獣の保護を図っており、特定外来生物については、埼玉県計画に基づき、捕獲を行っています。
- 2020（令和 2）年度に策定した「生物多様性ところざわ戦略」を基に、将来にわたって自然の恵みを受け続けられるよう、緑地保全制度の指定や緑地の購入等による生物生息空間の保全や生きものにふれあうきっかけとなる森づくり等、生物多様性を守るための取組を進めています。

### 【課題】

- 市民協働の取組の推進やみどりの保全活動等に関して、啓発の継続が求められています。
- 制度の活用等により、市民協働による継続的なみどりの保全・創出が必要です。
- 本市のみどりの魅力を市民により広く知ってもらうため、自然とふれあいイベント等の充実が求められています。

### 【今後の方向性】

市民協働の取組の推進やみどりの保全活動等に関してさらに啓発を進めることが求められています。そのため、みどりのふれあいウォークなどのみどりとふれあう機会、場の創出や充実を図っていきます。また、樹林地の保全の推進や市街地の緑化の推進に引き続き取り組んでいきます。

## 施策の内容

### 2-1 生物多様性への理解と参加の推進

希少な野生生物から身近な生物までの多様な生物・生態系の保護・保全には、各主体が協働して取り組む必要があります。各主体の協働取組や主体的な取組を推進するため、多様な主体による教育や学習・体験の場の充実を図ります。

#### 2-1-1 多様な主体による教育・学習・体験の充実

身近なみどりや生物に関心を持ってもらうためには、学校だけでなく様々な主体による教育・学習・体験が有効です。「みどりのパートナー」などの活動の推進や環境イベントの実施、普及啓発活動の推進などを行います。

取組施策	実施主体
① 「みどりのふれあいウォーク」などのイベントの実施により、自然体験の充実を図ります。	市
② 市民の生物多様性に対する理解や関心を高めるため、環境学習や普及啓発活動を推進します。	市民 事 市
③ 公園を多くの市民にとって親しみやすいものとするために、市民との協働による公園管理を推進します。	市民 事 市
④ 樹林地の保全活動を推進するため、「みどりのパートナー（保全団体）」などの市民協働による活動を推進します。	市民 事 市
⑤ 街中における憩いの場などを創出するため、「みどりのパートナー（緑化団体）」の活動を推進します。	市民 事 市
⑥ 市民団体等が行うこどもエコクラブの活動を支援し、子どもたちの環境教育の機会を創出します。	市民 事 市
⑦ 小・中学校において、身近なみどり（学校ファーム・ビオトープ・学習林等）の活用により、環境教育を推進します。	市民 市
⑧ 学校教育においてみどりの保全などの環境学習や農業体験を推進します。	事 市
⑨ 市民の自然とのふれあいや環境学習の機会の創出などを図るため、身近なみどりで自然を楽しむ活動等を行う市民団体の活動を支援します。	市民 市

### 2-2 人と自然との絆の強化

これまでの自然を克服する生活を見直し、自然と調和する生活への変革が必要です。私たちに直接的に影響を与える生物でなくとも、私たちが食べている作物等を通し、間接的に私たちも影響を受けるといった場合があります。生態系に影響を与える恐れのある外来種等に対応することで、絶滅の危機に瀕している種を保護し、生態系の保全を図ります。



2-2-1 みどりを守り育てる活動の推進

みどりを守り育てるため、みどりの保全管理の知識や技術の普及、活動の推進などを図ります。

取組施策	実施主体
① みどりの質を高め、将来に継承するため、緑地保全制度が指定された樹林地等において市民・市民団体との協働による適切な保全管理を進めます。	市民 事 市
② 樹林地の成り立ちや管理の手法、植生など、樹林地の保全管理に関する知識や技術の普及に努めます。	市民 事 市
③ 市街地における緑化を推進するため、みどりのパートナー制度などの地域緑化制度の充実を図り、地域における緑化活動を推進します。	市民 事 市
④ 農産物の地産地消を推進し、新鮮で安心・安全な農産物を求める市民のニーズに応える地域農業を振興します	事 市
⑤ 所沢農産物を取り扱った直売所ガイドブックやレシピの作成など、地産地消に触れる機会を増やします。	市
⑥ 緑肥等利用により、環境負荷への軽減に配慮した環境にやさしい農業や、平地林の落ち葉をたい肥として利用する農法を推進します。（再掲）	事 市
⑦ 農業後継者や新規就農者を確保し、農地の維持を図ります。	市民 事 市
⑧ 農業祭や農作物収穫体験などを通じて、生産者と消費者の相互理解を深め、都市農業を推進します。	市民 事 市
⑨ 給食での地元産の食材の利用やレシピの共有、地元産の食材を扱う食品加工会社・飲食店の認証等により、地産地消に触れる機会を増やします。	市



樹林地の保全活動

## 2-2-2 野生生物の保護及び管理の推進

野生生物の保護を進めるため、鳥獣保護区等の指定がされています。生育・生息環境の保全や環境にやさしい農業の推進等により、野生生物の保護に努めます。

取組施策	実施主体
① 樹林地や河川などの所有者・管理者と連携して、野生生物の保護に努めます。	市民 事 市
② 野生生物等への影響を抑制するため、化学肥料の適正使用や農薬の使用抑制を行う環境にやさしい農業を推進します。	市民 事 市
③ 野生生物の生息・生育環境を保全するため、樹林地や水辺、農地の保全により、それらを繋ぐエコロジカル・ネットワークの形成に努めます。	市民 事 市
④ 野鳥の異常死等の把握に努め、鳥インフルエンザ対策に取り組みます。	市民 事 市

## 2-2-3 希少な野生生物種の保全

希少な野生生物種の保全のため、生息・生育状況の把握や生態系の保全を行います。

取組施策	実施主体
① 生物多様性の保全を進める基礎資料とするため、市内における野生生物の生息・生育状況の把握に努めます。	市民 事 市
② 市内に生息・生育する希少な野生生物種を保存し、良好な生態系の保全に努めます。	市民 事 市
③ 国の天然記念物であるミヤコタナゴの種の保存に努めます。	市民 事 市



ミヤコタナゴ

2-2-4 外来種等への対応

生態系や人の生活等に被害を与える有害鳥獣や、生態系に影響を与える恐れのある外来生物への対策を推進します。

取組施策	実施主体
① 生態系や人の生活等への被害を防止するため、有害鳥獣の防除対策を推進します。	市
② 生態系に影響を与える恐れがあるアライグマやカミツキガメ等の外来生物について、飼養禁止の啓発や防除など、外来生物対策を推進します。	市民 事 市

2-2-5 動物の愛護と適正な管理の強化

愛玩動物は人々の心を癒してくれる存在です。飼い主が責任をもって愛玩動物を飼養するよう啓発を進めるとともに、生態系の保全や狂犬病の防止の観点からも適正管理を推進します。

取組施策	実施主体
① 犬や猫などの愛玩動物の適正な飼養を推進するため、啓発看板の作成や飼い方教室の開催等を行います。	市民 事 市
② 狂犬病を予防するため、犬の登録や予防注射を進めます。	市民 事 市
③ 市民団体等が進める地域猫（特定の飼い主がない猫。いわゆる野良猫。）活動を支援し、地域猫による生活環境への影響を低減します。	市民 市





## 2-3 みどりの保全

市内には、狭山丘陵をはじめ雑木林（武蔵野の平地林等）、三富新田<sup>さんとめしんでん</sup>などの豊かなみどりが存在し、また、市街地には、所沢航空記念公園に代表される公園緑地など、様々な緑地が存在しています。さらに、河川や湿地などの水環境や、農業用水や飲料水の確保のためにつくりあげられた湖・用水路などの多様な水辺にも恵まれています。私たちの生活に潤いや恩恵をもたらすみどりを、各主体が協力し、保全・創出することが必要です。さらには、みどりの豊かさを享受できる緑地や水辺を活かした散策路など、みどりとふれあいの場の創出も求められます。

### 2-3-1 貴重なみどりの保全

市内には、狭山丘陵や雑木林（武蔵野の平地林等）、三富新田<sup>さんとめしんでん</sup>などの豊かな自然環境が存在し、私たちの生活に潤いや恩恵をもたらしています。これらのみどりあふれる環境を次世代に残すため、樹林地、里山の保全や農地の保全を行うとともに、みどりとふれあう場を創出し、みどりの保全に対する意識の高揚等を図ります。

取組施策	実施主体
① 関係法令等に基づく緑地保全制度の指定により、本市のみどりの核である狭山丘陵や平地林などのまとまった緑地を保全します。	市民 事 市
② 農地の流動化・集約化を推進し、優良農地の創出に努めます。	市民 事 市
③ 無秩序な開発などによる農地の減少を抑制するため、「農地法」や「農業振興地域の整備に関する法律」の適切な運用等を行い、秩序ある農地の保全を推進します。	市民 事 市
④ 広域的に河川や緑地がつながる「水とみどりがつくるネットワーク」の構築を進め、みどりのふれあいの場を創出します。	市民 事 市



くぬぎ特別緑地保全地区



三富新田



### 2-3-2 街中のみどりの創出

みどりは、二酸化炭素の吸収効果や気温低減効果といった環境に良好な影響を与えるほか、風景に彩りを加え、魅力的な環境を作り出す一助となります。街中のみどりを創出し、魅力的な環境づくりに寄与します。

取組施策	実施主体		
① 地域の特徴を活かし、多くの人が集う魅力ある公園づくりを推進します。			市
② 暮らしに潤いを与える身近な公園の整備を推進します。			市
③ 街中に残る樹林や樹木を保全するため、「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」に基づく保存樹林・保存樹木に指定します。	市民		市
④ 道路、公園、学校などの公共公益施設の緑化に取り組みます。	市民	事	市
⑤ 建築協定や緑地協定などの緑化制度の普及に努め、地域の緑化を推進します。	市民	事	市
⑥ 屋上緑化や壁面緑化、公園の緑地の整備・保全を進めます。	市民	事	市

### 2-3-3 河川・湿地の保全

河川・湿地の保全のため、協働による清掃活動や自然環境に配慮した川づくりを推進します。また、本市の特徴である水辺や緑地に親しむための場を創出し、水辺を含むみどりの保全に対する意識の高揚等を図ります。

取組施策	実施主体		
① 市民との協働により、河川の保全活動や清掃活動等を行い、水辺環境を保全します。	市民		市
② 地域の市民団体等との協働により、市民が安心して親しめる水辺を創出し、多自然川づくりを推進します。	市民		市
③ ホタルやタナゴなどの水生生物の生息・生育空間を確保するなど、自然環境に配慮した川づくりを推進します。	市民	事	市
④ 復田作業等を行う市民団体の活動を支援し、湿地（田んぼ）の保全に取り組みます。	市民		市
⑤ 広域的に河川や緑地でつながる「水とみどりがつくるネットワーク」の構築を進め、みどりのふれあいの場を創出します。（再掲）	市民	事	市
⑥ 治水と生物多様性の環境の保全を両立するため、護岸の整備に替えて用地を取得することにより、自然河岸を後世に残し、みどり豊かな水辺を保全します。	市民	事	市

## 目標指標（3項目）

No.4 みどりとふれあうイベントの参加者数					単位：人/年				
基準値※1	1,363	関係する主な施策体系 (中柱)	2-1 生物多様性への理解と参加の推進						
最終目標値※2	2,100	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	→		目標値	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	
説明	「みどりのふれあいウォーク」や緑化講座等の本市の豊かなみどりを活用したイベントや講座への参加者数です。目標値は、年間2,100人の参加を目指すものです。								

No.5 みどりのパートナーの登録者数					単位：人/年				
基準値※1	1,517	関係する主な施策体系 (中柱)	2-1 生物多様性への理解と参加の推進 2-2 人と自然との絆の強化						
最終目標値※2	1,600	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	↗		目標値	1,540	1,555	1,570	1,585	1,600	
説明	市民協働によるみどりの保全・創出を目的に創設した、「みどりのパートナー制度」の登録者数です。目標値は2028年度までに1,600人の登録を目指すものです。								

No.6 新たなみどりの確保量					単位：ha				
基準値※1	103.4	関係する主な施策体系 (中柱)	2-3 みどりの保全						
最終目標値※2	110.0	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	↗		目標値	基準値以上					110.0
説明	エコロジカル・ネットワーク形成のため、「所沢すみどりの基本計画」に規定する地域制緑地を新規指定・拡大、指定替え（保全強化）した累計の面積です。目標値は、2028年度までに110.0haの確保を目指すものです。								

※1 断りのない限り、2022（令和4）年度における現状の値です。

※2 断りのない限り、2028年度における目標の値です。

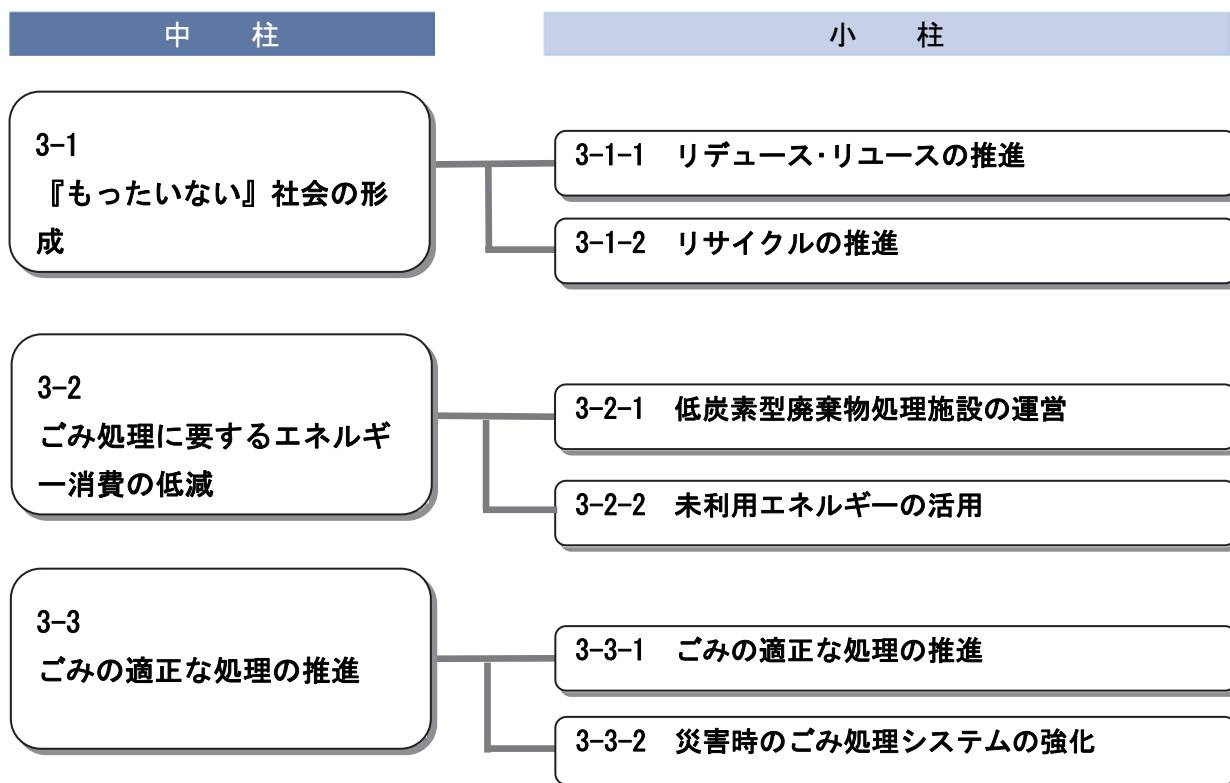
# 3 循環型社会の形成

## 【基本方針】

### 循環型社会の形成に向け、ごみの減量・資源化に取り組みます

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を見直し、3R『ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）』に基づいた循環型社会の形成を目指します。

## 施策の体系



## 現況と課題

### 【現況】

- ・市内の総ごみ量及び市民1人当たりのごみ排出量は減少傾向にあります。また、現在、「小型家電製品」、「古着・古布」、「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール」などの分別収集により、ごみ減量が進んでいる中、約30%の資源化率を維持しています。
- ・自治会・町内会等の団体が自主的に実施している集団資源回収に対し、報償金の交付などにより活動を支援しており、新聞・雑誌の発行部数の減少といった状況にある中、雑がみや段ボールの回収を推進することにより、一定の回収量を維持しています。
- ・クリーンセンターから排出される排ガスについては、国等の基準より厳しい自主基準値のもと運転管理を行っています。2022（令和4）年度における、東部・西部クリーンセンターからの排ガス中のダイオキシン類に係る自主基準達成率については、100%を達成しています。
- ・中間処理施設について、東部クリーンセンターでは竣工後13年が経過したことから、2017（平成29）年度～2020（令和2）年度にかけて延命化工事を実施しました。また、より安定したごみ処理の推進のため、東部・西部クリーンセンターにおいて、長期包括運営委託を実施しています。

### 【課題】

- ・ごみの減量に関する取組の継続的な推進が重要です。また、総ごみ量に対する燃やせるごみ量を減らすため、雑がみ等の分別徹底の周知や食品ロス削減の啓発の強化が必要です。
- ・リユース・リサイクルの取組の継続的な推進が必要です。
- ・中間処理施設については、長期包括運営委託による、周辺環境に配慮した安定的な施設の運営が求められています。
- ・新たな最終処分場の確保のため、引き続き、地元の皆様や地権者の皆様のご理解・ご協力を得ながら整備を進めていくことが必要です。

### 【今後の方向性】

市民や事業者に対し、引き続きごみの減量・資源化について働きかけるとともに、特に「燃やせるごみ」として排出されてしまう「雑がみ」や2016（平成28）年4月より全市的に集積所収集を開始した「古着・古布」「剪定枝や枯葉」の資源化など、焼却ごみの削減に向けた新たな取組なども検討していきます。

市内には現在、最終処分場がなく、県営の最終処分場や県外の民間最終処分場で埋立処分をしていますが、自区内処理の原則から、市内に新たな最終処分場を確保する必要があります。現在、2025年10月の施設の供用開始を目指し、地元の皆様などのご理解・ご協力を得ながら、事業を進めています。



## 施策の内容

### 3-1 『もったいない』社会の形成

私たちの日常生活や事業活動から排出されるごみは、その処理において様々な問題が発生しています。このごみの処理の問題に対し、第一に取り組むべき事項としては、ごみを減らすための対策を実行することです。そのためには、市民・事業者・市が一体となって、ごみを出さない行動を意識し、ごみの減量に努めなくてはなりません。

#### 3-1-1 リデュース・リユースの推進

ごみをなるべく排出しない（リデュース）ための取組や、使える物はごみにせず再使用する（リユース）取組により、廃棄物の発生抑制を推進します。



もったいない市

取組施策	実施主体		
① 講習会や広報紙、市ホームページ及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の多様な広報媒体等を通じ、ごみの減量やリサイクルの必要性を市民に啓発し、ごみの発生・排出抑制の自発的行動を推進します。	市民		市
② 燃やせるごみの多くを占める生ごみの発生を抑制するため、食材の買い過ぎ・食べ残しをしない、排出時には水切りを徹底するといった市民意識の醸成を図ります。	市民		市
③ 販売店と協力して食品等の手前取り（消費期限・賞味期限の近いものから購入）やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した食品ロス削減に向けた情報発信などを推進し、販売店から発生する食品ロスを削減します。	市民	事	市
④ 事業者のごみ減量に関する意識を高める指導・啓発を行い、包装の非プラスチック化や量り売りの導入を推進します。		事	市
⑤ 食べきりサイズでの提供や持ち帰りの対応等を行う飲食店と協力し、飲食店等から発生する食品ロスを削減します。	市民	事	市
⑥ 幼少期からリデュース・リユースに関する環境意識を高め、マイバッグの利用やエコマーク製品の使用などを行えるよう、小学生用副読本等の教材を作成します。	市民		市

- |                                                                             |    |     |
|-----------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| ⑦ 「もったいない市」やフリーマーケット等の開催情報の発信、リユースが広がる事業者との連携・アプリの活用により家庭の不用品などのリユースを推進します。 | 市民 | 市   |
| ⑧ リサイクルふれあい館エコロにおいてリユース品の展示や頒布を行い、リユースを実践します。                               | 市民 | 市   |
| ⑨ リユースやリサイクルに関する体験講習会等を開催し、市民の「もったいないの心」を醸成します。                             | 市民 | 事 市 |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

### 3-1-2 リサイクルの推進

資源循環の観点から、リサイクルの推進も重要です。市民・事業者・市が互いに協力、支援しながら、それぞれの役割分担を明確にし、より一層の資源化に努めます。

取組施策	実施主体	
① ごみ分別を徹底する市民意識を醸成し、プラスチックやペットボトルなどの質が高いリサイクルを推進します。	市民	市
② 事業者分別を徹底する指導を行い、資源化を推進します。	事	市
③ 生ごみや廃食用油の資源化を進め、家庭等から発生する食品廃棄物のリサイクルを推進します。	市民	事 市
④ 集団資源回収など市民との協働取組を充実させ、古紙類（新聞、雑誌、雑がみ、段ボール）等のリサイクルを一層推進します。	市民	市
⑤ 3Rに関する情報や知識を発信し、市民のリサイクル活動を推進します。	市民	市
⑥ 公共工事等においては、建築資材のリサイクル品や再使用品の使用を進めます。	事	市
⑦ 小・中学校での教育活動においては、給食の残渣及び牛乳パックのリサイクルを進めます。	事	市
⑧ 市民・事業者への啓発・情報発信を通じて、再生品やエコマーク商品、グリーンマーク商品など環境への負荷の少ない製品の購入や利用を推進し、資源の有効利用やごみの削減に努めます。	市民	事 市
⑨ 紙おむつや剪定枝等の資源化について新たな技術の研究を進め、より効果的・効率的なごみ減量方策の導入を検討します。		市

### 【コラム】 剪定枝の活用方法

処理するには手間やコストがかかる剪定枝ですが、リサイクルして有効活用する方法もあります。

・燃料化

…固形燃料・バイオコークス・バイオガス（メタン化）・液体燃料 など

・チップ化

…道路の舗装材・家畜施設の敷料・園芸で使うマルチング材 など



移動式チッパーでのチップ化

#### 活用事例

- ・町田市：剪定枝を回収 → 破碎・発酵させて、良質で安価な**剪定枝たい肥**（土壌改良材）に
- ・八王子市：市内公園の剪定枝を燃料とした**木質バイオマスボイラー**と足湯を設置

出典：木質バイオマスエネルギー利用のための林地残材等の効率的収集の取組事例（林野庁）

### 【コラム】 紙おむつのマテリアルリサイクル

紙おむつは赤ちゃんのお世話だけではなく、高齢者の介護においても必需品と言えます。今後高齢化が進むことで使用量が増えるの見込まれており、一部でリサイクルの取組が進んできました。

紙おむつは、パルプ・合成樹脂・高分子吸収材（SAP）などでできており、これらは殺菌処理などをした上で再生利用等が可能な素材です。それぞれ段ボール・ペレット・吸水シートとして再生されたり、新しい紙おむつの原料として利用されたりします。



焼却処理と比べて約 40%の CO<sub>2</sub> が削減できるほか、専用袋での回収による保育園等での管理の手間や匂いの削減、高齢者へのごみ出し支援による見守り社会の形成、関連ビジネスを通じた雇用創出など、副次的な効果も見込めます。

出典：使用済紙おむつの再生利用等の促進プロジェクト検討結果取りまとめ（環境省）

## 3-2 ごみ処理に要するエネルギー消費の低減

ごみ処理の過程においては、多量のエネルギー消費及び温室効果ガスの排出を伴います。これらの過程において省エネや創エネを図ることで、ごみ処理に要するエネルギー消費を低減し、温室効果ガス排出量を削減していきます。

### 3-2-1 低炭素型廃棄物処理施設の運営

ごみの収集、処理に関する過程では、ごみ収集車から出る排気ガス、ごみ焼却の際の排出ガスなど、多くの温室効果ガスが発生します。ごみ焼却施設への省エネ設備の導入やごみ収集車の低燃費車・EVパッカー車等の導入などにより、廃棄物処理施設の低炭素化を推進します。

取組施策	実施主体
① 東部・西部クリーンセンターにおいては、ごみ焼却施設の燃焼制御の改善や施設運営等による省エネ性能の向上を図り、脱炭素社会の形成に貢献します。	市
② ごみ収集に係る温室効果ガスを削減するため、効率的な回収を行うとともに、低燃費車やEVパッカー車等を導入します。	市

### 3-2-2 未利用エネルギーの活用

ごみの焼却処理の際に発生する熱エネルギーを活用し、発電することで、再生可能エネルギーの創出に取り組みます。

取組施策	実施主体
① 東部クリーンセンターにおいては、ごみ焼却施設の効率的な熱回収を行い、再生可能エネルギーを創出します。	市



東部クリーンセンター



### 3-3 ごみの適正な処理の推進

ごみ処理の過程において、消費するエネルギーの低減や、リサイクル可能なものはリサイクルし、効率的な処理を行うため、市民・事業者・市がそれぞれ協力したごみの適正な処理を推進します。

#### 3-3-1 ごみの適正な処理の推進

ごみを適正に処理するため、ごみ分別パンフレットやスマートフォン用アプリケーションを活用し、分別の徹底を推進します。また、環境に配慮したごみ処理の推進、最終処分場の整備など、多方面から適正処理の推進に向けた取組を行っていきます。

取組施策	実施主体	
① 環境に配慮した適正なごみ処理を安定的に進めます。	市	
② 東部・西部クリーンセンターや衛生センターでは、関係法令に基づき、安全で安定したごみ・し尿の処理を行います。	市	
③ ごみ分別パンフレットやスマートフォン用アプリケーションを活用し、ごみ分別の徹底を推進します。	市民	市
④ 東部・西部クリーンセンターのごみ焼却施設では、排出ガスに係るばいじんやダイオキシン類等の規制基準及び自主基準を遵守します。	市	
⑤ 各種ごみ減量施策を進めるにあたっては、将来世代との負担の公平性に留意し、市民意識の向上や新技術の導入など様々な減量・資源化の手法を複合的に実施して、その効果を高めるよう努めます。	市民	市
⑥ ごみの不法投棄を防止するため、警察機関や地域住民等と連携し、パトロールなどの監視体制を強化します。	市民	事
⑦ 産業廃棄物の不適正処理を防止するため、監督官庁である埼玉県との連携を図ります。	市	
⑧ より環境負荷の少ないごみ処理の推進のため、周辺環境に配慮した最終処分場の整備を推進します。	市	
⑨ ごみ処理及び再生利用等を効率的に進めるため、各種協議会等を通じて、近隣市町との協力・連携の充実を図ります。	事	市

## 3-3-2 災害時のごみ処理システムの強化

災害時には多量の災害廃棄物が発生します。これらのごみは環境面に悪影響を及ぼすのみならず、復興活動を阻害する要因にもなります。災害時に発生するごみについて円滑に処理できるよう、事前に処理方法について計画し、有事に備えます。

## 取組施策

## 実施主体

- ① 災害時に発生する多量のごみを円滑に処理するため、所沢市災害廃棄物処理計画を策定し、体制整備を進めます。

市



第2一般廃棄物最終処分場(やなせみどりの丘)完成予想図

目標指標 (2項目)

No.7 市民1人当たりのごみ排出量					単位：g/人・日				
基準値※1	448	関係する主な施策体系 (中柱)		3-1 『もったいない』社会の形成					
最終目標値※2	404	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	↘		目標値	441	432	423	413	404	
説明	市民1人当たりが1日に出すごみ量(集団資源回収等を除く)です。目標値は、2028年度までに404gを目指すものです。なお、目標値は所沢市一般廃棄物処理基本計画の改訂時に変更の可能性があります。								

No.8 ごみ焼却発電による電気使用量賄率					単位：%				
基準値※1	100	関係する主な施策体系 (中柱)		3-2 ごみ処理に要するエネルギー消費の低減					
最終目標値※2	100	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	→		目標値	100	100	100	100	100	
説明	東部クリーンセンターにおけるごみ焼却に伴い発電した電気の場内電気使用量に対する割合です。目標値は2028年度まで継続して100%とすることを目指すものです。								

※1 断りのない限り、2022(令和4)年度における現状の値です。

※2 断りのない限り、2028年度における目標の値です。

## 【コラム】 一人ひとりができること

2022（令和4）年度に開催した所沢版気候市民会議「マチごとゼロカーボン市民会議」第1回では、「ゼロカーボンを実現するために普段の生活で取り組んだ方がよいこと」について意見交換を行いました。そこで出てきた参加市民の皆さまのご意見の一部は、環境省のホームページにあるデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）アクションと共通するものが多くありました。ご紹介されているものを掲載しています。市民意見の代表的なものをご紹介しますので、自分事として、できることから取り組みましょう。

※下線のある取組は、環境省ホームページにてデコ活アクションとして紹介されているものです。

## ごみ削減

- ・ ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
- ・ はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
- ・ ものを大切にし、不要なものは買わない
- ・ リユース容器を活用する

## 移動

- ・ どこでもつながれば、そこが仕事場に（テレワーク）
- ・ 環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
- ・ できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
- ・ 宅配便は一度で受け取る

## 食

- ・ 食品の食べ切り、食材の使い切り
- ・ 地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
- ・ 期限の近い割引商品を選択する

## 省エネ

- ・ 電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む
- ・ LED・省エネ家電などを選ぶ
- ・ 高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
- ・ クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
- ・ ひとつの部屋で、みんなで過ごす

## 再エネ

- ・ 太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
- ・ マンションの理事会で太陽光パネル設置を提案する

このほか、「自身のカーボンフットプリントを知る」といった情報・知識に関することや、「選挙の投票でアクションする」「一緒に行動できる仲間を増やす」などの行動に関する意見も出されました。



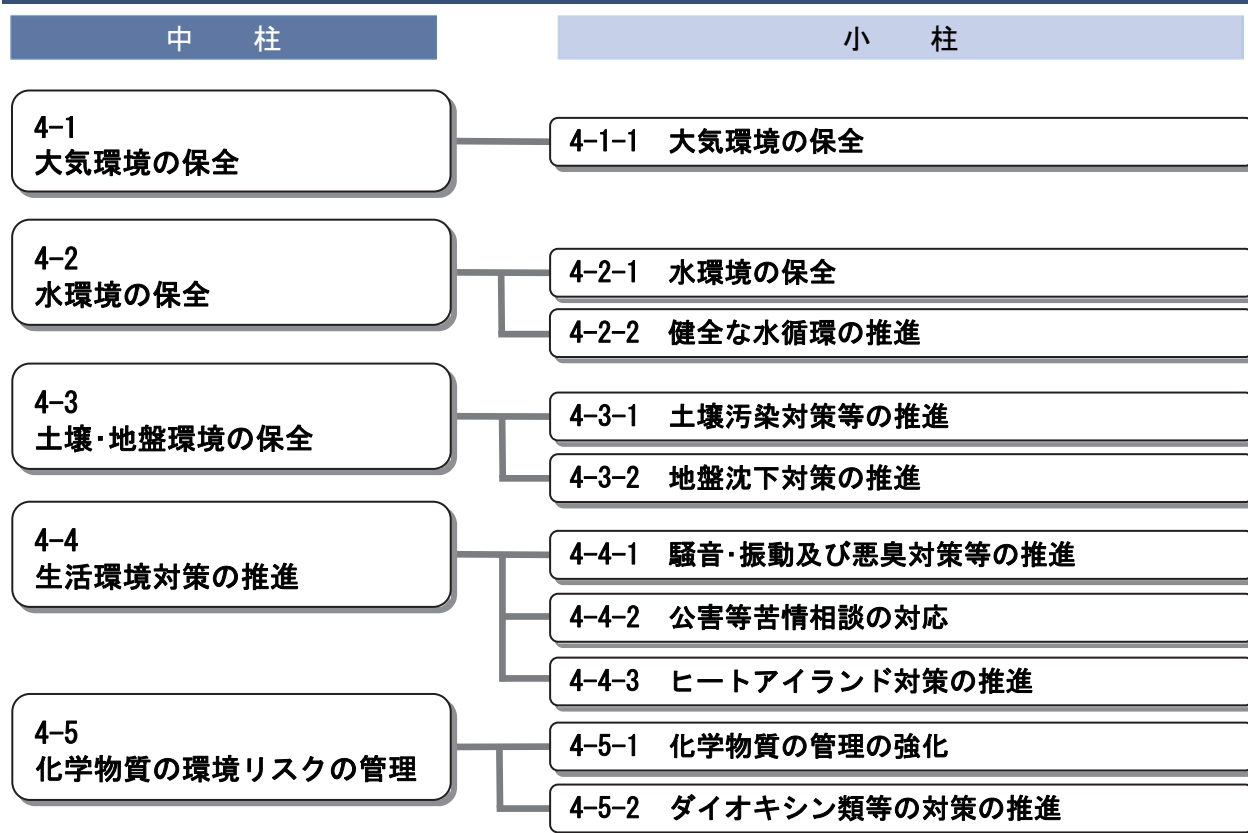
# 4 大気・水環境等の保全

## 【基本方針】

### 健康で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、航空機騒音、自動車騒音などの公害に関する監視や未然防止などの取組を行っていきます。

## 施策の体系



## 現況と課題

### 【現況】

- 大気の状態については、市内5箇所の測定局において、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（Ox）等といった大気汚染物質を測定しています。
- 水質の状態については、市内3河川（柳瀬川、東川、不老川）において計12地点で水質の測定を行っています。
- 市内の大気・水環境は、法令による各種規制や市民との協働等によって、改善傾向にあります。
- 公害等の苦情相談件数は、横ばいの状況が続いています。苦情件数の内訳としては、悪臭（野焼き）、騒音（解体工事）が中心です。
- 環境中への化学物質の総排出量と廃棄物や下水に含まれる移動量は、市を通じて国に届け出る制度（PRTR制度）の運用により、把握しています。
- 大気中、水質中、土壌中のダイオキシン類の調査を毎年実施しており、すべての地点で環境基準を達成しています。
- 市内10箇所の公共施設等で空間放射線量を測定しています。2022（令和4）年度の結果（年間換算値）は全地点で、国際放射線防護委員会（ICRP）による一般の人の平常時の放射線量の限度（自然放射線等を除く）である1mSvを下回っていました。

### 【課題】

- 光化学オキシダント（Ox）等の広域的な環境問題は、引き続き、国・県や近隣自治体と連携した監視と対策が必要です。
- 法令による各種規制基準に不適合である事業者に対する指導の継続が必要です。
- 公害等の苦情相談については、事業所等への規制・指導の他に、個人の環境意識の向上を図ることや広域的な連携、関係機関との調整が必要です。

### 【今後の方向性】

大気・水質等の環境の監視を継続して実施するとともに、広域的な環境問題（例：光化学オキシダント（Ox））については、国・県と連携した監視と対策を実施していきます。

また、今後増加が見込まれる、アスベスト使用建物の解体等によるアスベストの飛散防止対策に関する指導及びリスクコミュニケーションの促進を行っていきます。

公害等の苦情相談については、事業所等への規制・指導の他に、個人の環境意識の向上を図ることや、広域的な連携、関係機関との調整を行っていきます。

## 施策の内容

### 4-1 大気環境の保全

市内の大気環境の状況は、大気汚染にかかる環境基準を概ね達成していますが、光化学オキシダント（Ox）の環境基準は未達成の状況が続いているなど、課題もあります。引き続き監視を続け、大気環境保全に資する取組を行っていきます。

#### 4-1-1 大気環境の保全

市内の大気汚染は、主に自動車の排気ガスに加え、工場・事業場から排出される粒子状物質や窒素酸化物等によって引き起こされています。また、光化学オキシダント（Ox）及び微小粒子状物質（PM2.5）については、濃度の低減に向けた広域的な対策・協力が必要となっています。

取組施策	実施主体
① 大気に係る環境基準の適合状況を把握するため、常時監視測定局（一般環境：3局、沿道環境：2局）を運用します。	市
② 大気環境を保全するため、法令に基づく排出ガスの規制基準等を遵守するよう工場・事業場への立入検査・指導を行います。	事 市
③ 自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリング・ストップの励行を推進します。	市民 事 市
④ ふんわりスタート・ふんわりブレーキなどを実践するエコドライブの普及を推進します。（再掲）	市民 事 市
⑤ エコ通勤や乗合い乗車等を推奨し、マイカーの利用自粛を呼びかけます。（再掲）	市民 事 市
⑥ 自動車の移動に伴う温室効果ガスを抑制するため、渋滞緩和につながる道路整備を進めます。（再掲）	市
⑦ 光化学オキシダント（Ox）やPM2.5による健康被害の未然防止を図るため、固定系防災行政無線により光化学スモッグ注意報の発令等を周知します。	市
⑧ アスベストの環境中への飛散を防止するため、吹き付け石綿等を使用する建築物の解体・改修を行う者に対して、関係法令に基づき適切な指導を行います。	事 市

## 4-2 水環境の保全

水は毎日摂取するものであり、また河川や水路は身近な自然として私たちの生活に深く結びついています。水質保全や水の有効利用など、水環境の保全を図っていきます。

## 4-2-1 水環境の保全

定期的な水質調査や設備整備、市民への啓発事業の推進などにより、水環境の保全を図ります。

取組施策	実施主体
① 公共用水域や地下水に係る環境基準の適合状況を把握するため、定期的に水質調査等を実施します。	市
② 水環境を保全するため、法令に基づく規制基準を遵守するよう工場・事業場等への立入検査・指導を行います。	事 市
③ 公共下水道の整備や浄化槽設置の推進等により、生活排水の適正な処理を推進します。	市民 事 市
④ 県と連携して浄化槽の点検などに関する啓発を行い、浄化槽の適切な使用や維持管理を推進します。	市民 事 市
⑤ 水質汚濁の防止や生活環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換に対する補助制度等を推進します。	市民 市
⑥ 有害物質を使用・貯蔵している事業場に対し、構造基準等の遵守及び適正な管理を指導し、地下水汚染を未然に防止します。	事 市
⑦ 施肥の適正化又は家畜排せつ物の適正処理等を推進し、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染を未然に防止します。	事 市



4-2-2 健全な水環境の推進

良質な土壌があれば、雨水はゆっくりと地下に浸透し地下水となり、良質な水として生活用水等に活用することができます。このようなかん養対策や雨水の有効利用、また市民が水辺に親しむための取組を行い、良好な水環境を推進します。

取組施策	実施主体
① 地域の市民団体等との協働により、市民が安心して親しめる水辺の創出やせせらぎ水路の維持管理に取り組みます。	市民 事 市
② 樹林地や農地などのみどりの保全を推進し、地下水のかん養対策を推進します。	市民 事 市
③ 透水性の舗装や雨水の流出抑制施設等を整備し、地下水のかん養対策を推進します。	市
④ 雨水貯留槽などを設置し、公共施設をはじめ家庭・事業所での雨水利用を推進します。	市民 事 市

4-3 土壌・地盤環境の保全

土壌汚染は、一度汚染されると汚染状態が長期間にわたるといった特徴があります。また、地盤沈下は、地下水や地下のガスの過度の汲み上げが原因と言われています。これらの事態を起こさぬよう、土壌や地盤の保全に努めます。

4-3-1 土壌汚染対策等の推進

土壌には、水質を浄化し地下水をかん養する機能や食料を生産する機能など様々な機能があります。土壌環境の保全のため、特に事業者に対し、適切な指導を行います。

取組施策	実施主体
① 土壌環境を保全するため、関係法令に基づき、事業者に対して適正な土壌汚染調査の実施と対策の実施を指導します。	事 市
② 有害化学物質による土壌汚染を未然に防止するため、関係法令に基づき、事業者に対して化学物質の適正管理の徹底を指導します。	事 市
③ 所沢市土砂のたい積の規制に関する条例に基づき、たい積する土砂の高さやのり面の勾配等を指導し、無秩序な土砂のたい積を防止します。	事 市

4-3-2 地盤沈下対策の推進

埼玉県では「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、地下水の採取を制限することにより地盤沈下対策を推進しています。引き続き県とも歩調を合わせ、対策を推進します。

4-4 生活環境対策の推進

人々が日々の暮らしを安心して送ることができるよう、生活環境対策を推進します。

4-4-1 騒音・振動及び悪臭対策等の推進

騒音・振動・悪臭は、日常生活との関係が深く、公害の中でも人の感覚を刺激して不快感をもたらす感覚公害といわれています。これらを防止するため、工場、事業場等に対する規制や指導をはじめ、個人の環境に対する意識の向上を図るなどのきめ細かな対応を進めます。

取組施策	実施主体
① 騒音に係る環境基準の適合状況を把握するため、騒音の測定や解析を実施します。	市
② 工場・事業場の操業や建設作業に伴う騒音・振動の対策を推進するため、規制基準を遵守するよう立入検査・指導を行います。	事 市
③ 渋滞の緩和のため道路整備などを進め、交通量の分散化による自動車交通騒音・振動対策を進めます。	市
④ 低騒音舗装の整備など道路構造対策や道路の適正な維持管理を推進し、路面状況から発生する騒音・振動を抑制します。	市
⑤ 航空機による騒音の状況を県や近隣自治体と連携して把握します。	市
⑥ 飲食店等から発生する深夜営業騒音を防止するため、カラオケなど音響機器の使用方法等の指導を行います。	事 市
⑦ 日常生活で発生する騒音によるトラブルの防止のため、近隣騒音に係る知識の普及やマナー・モラルの向上を呼びかけます。	市民 事 市
⑧ 農畜産業者や飲食店等から発生する悪臭を防止するため、管理状況の改善や原因物質の抑制策などの指導を行います。	事 市
⑨ 野焼き等の屋外燃焼行為の禁止を指導します。	市民 事 市
⑩ 鉄道による騒音や振動の軽減を図るため、武蔵野線公害対策連絡協議会等の関係団体を通じて、鉄道会社に取組を促します。	事 市
⑪ 屋外照明の増加や照明の過剰な使用等による生活環境の悪化等に対して光害対策ガイドライン（環境省作成）に基づき、適切に指導します。	事 市

#### 4-4-2 公害等苦情相談の対応

公害等の苦情相談窓口寄せられる相談に対し適切に対応を行うことで、市内の公害問題のさらなる解消に貢献します。

取組施策	実施主体
① 騒音・振動、悪臭などの公害等苦情相談の窓口を設置し、寄せられた相談の原因究明の調査や改善指導等を行い、相談の解決に向けて適切に対応します。	市民 事 市

#### 4-4-3 ヒートアイランド対策の推進

関東大都市圏に位置する本市では、地表面におけるアスファルト・コンクリート、建物・自動車等からの排熱、密集した建物による風のとおり道の阻害等、ヒートアイランド現象となる要因が多く存在します。これらの要因による気温上昇により、熱中症等の発生や農作物等への影響が懸念されます。ヒートアイランド対策のため、みどりの保全と創出や次世代自動車普及推進などの取組を行います。

取組施策	実施主体
① みどりの保全と創出を推進し、樹木が持つ蒸散作用による気温低減効果の活用を推進します。（再掲）	市
② 熱中症を予防するため、暑さ指数（WBGT）等の情報提供や、クールビズ、クールシェアスポット等の普及を推進します。（再掲）	市民 事 市
③ 道路、公園、学校などの公共公益施設の緑化に取り組みます。（再掲）	市民 事 市
④ 電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車（エコカー）の普及を推進し、自動車排熱の低減に努めます。	市民 事 市
⑤ 住宅や事業所における省エネルギー機器・設備の導入を推進し、住宅設備等から排出される排熱の低減に努めます。	市民 事 市



燃料電池自動車(FCV)

## 4-5 化学物質の環境リスクの管理

化学物質は便利な反面、人体に有害な物質も数多くあり、野生生物の生息・生育に影響を与え生態系に影響を与える場合もあります。化学物質の適正な管理を強化するとともに、市民・事業者・市の協働により正確な情報を共有し、環境リスクを低減させていきます。

### 4-5-1 化学物質の管理の強化

目に見えない化学物質による環境への影響を防止するためには、行政においてリスクや市内の使用状況を把握し、適正に管理することが重要です。また、事業者や市民とのコミュニケーションを推進し、関係法令に基づいた自主的な管理の推進や環境リスクに対する不安等への対応を行います。

取組施策	実施主体
① 化学物質による環境への影響を未然に防止するため、関係法令に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理を推進します。	事 市
② 市内で使用されている化学物質について、P R T R制度に基づき、化学物質の性状及び管理、排出状況などの情報を把握し、市民に公表します。	市
③ 市民・事業者・市による化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、環境リスクに対する不安等に適切に対応します。	市民 事 市

### 4-5-2 ダイオキシン類等の対策の推進

本市では、1997（平成9）年度から大気、水質、土壌のダイオキシン類調査を実施し、現在、すべての項目で環境基準を下回っています。また、市内の空間放射線量の監視として、市内10地点で測定を行い、公表しています。測定結果は、平常時の放射線量の限度（自然放射線を除く）を下回っており、日常生活に支障のない値となっています。引き続きこれらの調査を適切に実施し、公表していきます。

取組施策	実施主体
① ダイオキシン類等に係る環境基準の適合状況を把握するため、大気、水質等の環境中ダイオキシン類濃度を定期的に調査します。	市
② ダイオキシン類による環境汚染を防止するため、廃棄物焼却炉の設置者に対して規制基準を遵守するよう立入検査や指導等を行います。	事 市
③ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線の影響を把握するため、空間放射線量の調査・測定を適切に実施します。	市



目標指標 (5項目)

No. 9 大気規制対象事業所のばい煙にかかる排出基準適合率					単位：%				
基準値※1	100	関係する主な施策体系 (中柱)		4-1 大気環境の保全					
最終目標値※2	100	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	→		目標値	100	100	100	100	100	
説明	大気規制対象事業所の各施設に定められている排出基準等の適合率です。目標値は、毎年度 100%の達成・維持を目指すものです。								

No. 10 水環境にかかる環境管理目標の達成率					単位：%				
基準値※1	100	関係する主な施策体系 (中柱)		4-2 水環境の保全					
最終目標値※2	100	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	→		目標値	100	100	100	100	100	
説明	生物化学的酸素要求量やカドミウム等の水質汚濁に係る環境管理目標のうち、目標を達成しているものです。目標値は、毎年度 100%の達成・維持を目指すものです。								

No. 11 土壌汚染拡散防止率					単位：%				
基準値※1	96	関係する主な施策体系 (中柱)		4-3 土壌・地盤環境の保全					
最終目標値※2	100	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	↗		目標値	97	98	99	100	100	
説明	対象事業所のうち、土壌汚染防止のため、汚染拡散防止措置が実施された数です。目標値は、2027年度までに 100%達成を目指すものです。								

No. 1 2 苦情相談解決率				単位：%				
基準値※1	93.2	関係する主な施策体系 (中柱)	4-4 生活環境対策の推進					
最終目標値※2	95	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028
方向性	→		目標値	95	95	95	95	95
説明	公害等について寄せられた苦情・相談解決率です。目標値は、毎年度95%達成・維持を目指すものです。							

No. 1 3 化学物質排出量				単位：t				
基準値※1	22.1 2020年	関係する主な施策体系 (中柱)	4-5 化学物質の環境リスクの管理					
最終目標値※2	基準値以下	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028
方向性	↘		目標値	基準値以下				
説明	市域における化学物質の排出量です。目標値は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のない2020年度(2019年4月～2020年3月実績値)を基準値とし、毎年度基準値以下を目指すものです。							

※1 断りのない限り、2022(令和4)年度における現状の値です。

※2 断りのない限り、2028年度における目標の値です。

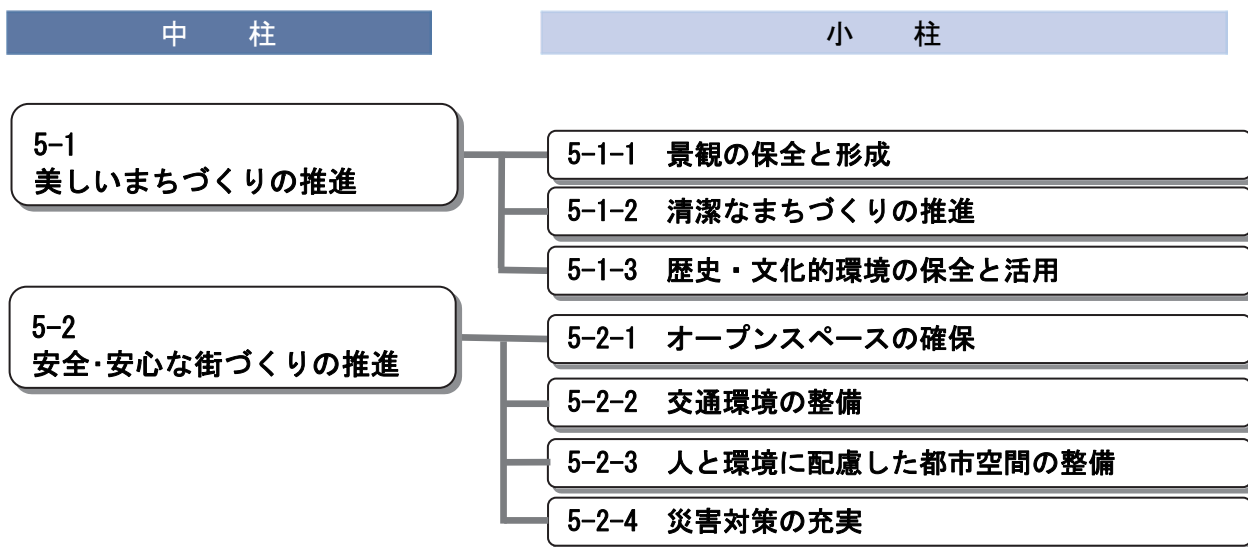
# 5 魅力的な都市環境の創造

## 【基本方針】

### 魅力的でいつまでも住み続けたい環境づくりに取り組みます

景観の保全や形成、清潔なまちづくりの推進や誰しものが安心して暮らせるよう、道路整備・交通環境整備、災害対策に取り組みます。

## 施策の体系



## 現況と課題

### 【現況】

- ・狭山丘陵をはじめとするみどりや、所沢駅周辺の中心市街地における、昔ながらの街並みと新しい街並みが混在する景観など、様々な表情を持った街の景観が見られます。
- ・良好な景観の形成を進めるため、景観の特性を踏まえ、市内を3つのゾーンに区分し、景観形成基準を定め、良好な景観への誘導を行っています。
- ・交通手段として環境への負荷が少ない自転車が広く利用されているため、自転車による交通事故を防ぐ啓発活動等を行っています。
- ・首都直下地震や自然災害に備え、指定避難場所の整備、災害備蓄の充実、災害時の市民への情報伝達方法の拡充や避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援体制の構築などに努めています。
- ・遊び、休憩、防災など様々な用途に利用され、市民の憩いの場となるオープンスペースの整備を推進しており、整備面積は緩やかに増加しています。
- ・市内には2023（令和5）年度において、国、県、市が指定する文化財は計106件あり、また、土器や石器等が土地に埋蔵されている区域（埋蔵文化財包蔵地）は現在165箇所確認されています。
- ・市民の文化財保護意識の向上を図るため、文化財を活用したイベントや、出前講座等を実施しています。

## 【課題】

- 住宅地、工場、資材置き場等の開発が進むことによる、武蔵野の面影を残す雑木林などの景観の減少を防ぐため、これらの景観の保全が求められています。
- 安全な歩道や自転車道の整備など、歩行者・自転車利用者の視点からの道路整備や交通安全対策が必要です。
- 大規模災害に備えた避難場所の整備の推進、情報伝達体制や要支援者の支援強化などが求められています。
- 都市公園の整備については、今後、人口減少が見込まれる中で、規模や利用形態、地域特性なども踏まえ、地域バランスを考慮しながら進めていくことが必要です。

## 【今後の方向性】

市民意識調査における本市の街並みや景観への満足度に関する設問に対し、「満足」と答えた人が少ない地区において、街づくりに関する講座などを開催し、地域の特性を活かした街づくりを推進します。

また、所沢らしい良好な景観を次世代へ継承していくため、「とことこ景観資源」の登録数を増やすとともに、地域や団体による景観まちづくりの市民活動を充実させます。



金仙寺



## 施策の内容

### 5-1 美しいまちづくりの推進

美しい街の姿は、人の心を落ち着かせ、豊かにします。周辺と調和のとれた、本市らしい美しいまちづくりを推進します。

#### 5-1-1 景観の保全と形成

周辺と調和のとれた美しい景観を保全・形成することで、人々の心が安らぐような都市環境を創出します。

取組施策	実施主体
① 「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」に基づき、街並みやみどりと調和した色彩の指導や農地・丘陵地の景観の保全など地域の特性を活かした良好な景観の保全・形成を図ります。	市民 事 市
② 将来にわたり継承すべき良好な景観を有する樹木を景観重要樹木と指定し、保全します。	市
③ 魅力ある市街地の景観を形成するため、電線類の地中化などを推進します。	市

#### 5-1-2 清潔なまちづくりの推進

心地よい都市環境をつくるには、都市計画による整備だけでなく、その環境をきれいに保つ努力が必要です。市民・事業者と協力して、街を清潔に保ち、美観を保つための取組を推進していきます。

取組施策	実施主体
① はり紙・はり札・立て看板の除去などを推進し、街の美観を保ちます。	市
② 市民のごみやたばこ等のポイ捨てに関する市民の環境美化意識を醸成するとともに、街の美化・清掃活動を推進します。	市民 事 市
③ 「所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例」に基づき、歩行中及び路上喫煙禁止地区の喫煙等に関して適切な指導を行います。	市民 事 市
④ 空き地の適正管理を推進し、火災や犯罪発生等の未然防止に寄与し、清潔な生活環境を保持します。	市民 事 市
⑤ 自治会・町内会等から選出された環境推進員を中心に、地域の環境美化活動やごみ減量・リサイクル活動等を推進します。	市民 市

## 5-1-3 歴史・文化的環境の保全と活用

長い時間をかけてこの地に育まれてきた歴史や文化は、本市の様相を後世に伝える貴重な財産です。これらの財産の保存・継承や活用を図るとともに、人々が接する機会を提供することで、本市らしい環境づくりに寄与します。

取組施策	実施主体
① 長い歴史と風土の中で育まれてきた歴史的建造物や伝統文化の保存・継承を図り、歴史・文化的遺産の保存に努めます。	市民 事 市
② 市民の文化財に対する関心と理解を高めるとともに、文化財に関する啓発や、ふれあう機会の提供を推進します。	事 市

## 5-2 安全・安心なまちづくりの推進

住みよい街であるためには、安心な街であることが重要です。安全・安心なまちづくりに、環境の側面から貢献していきます。

## 5-2-1 オープンスペースの確保

公園などのオープンスペースは、レクリエーションやスポーツ、休息や語らいなど多くの機能を楽しむことができる場です。大きな公園から身近なポケットパークまで整備を推進し、市民の憩いの場の確保に努めます。

取組施策	実施主体
① 地域の特徴を活かし、多くの人が集う魅力ある公園づくりを推進します。（再掲）	市
② 暮らしに潤いを与える身近な公園の整備を推進します。（再掲）	市
③ こども広場やグラウンド、道路整備に伴うポケットパークなど、オープンスペースの活用を推進します。	市民 市
④ 市街地の貴重なオープンスペース（公園・緑地等）として、生産緑地地区の利用を検討します。	事 市

5-2-2 交通環境の整備

歩行者や車両がともに安全に通行できる交通環境は、交通安全の面からだけでなく、不要な停車等によるアイドリングを減らすことにもつながり、環境保全の面から見ても重要です。また、誰もが利用しやすい交通環境は、脱炭素化にもつながります。そのため、安全な交通環境の整備を行っていきます。

取組施策	実施主体
① 誰でも安全で快適に通行できる交通環境を目指して、歩道等の整備、カーブミラーや標識等の交通安全施設の設置等を推進します。	市
② 徒歩や自転車等の環境負荷が少ない移動を推進するため、車道・歩道間の段差解消に努めます。	市
③ 自転車道の整備を進め、自転車の利用を推進します。	事 市
④ 歩行者や緊急車両の妨げとなる放置自転車を撤去するなど、安全で快適な交通環境を推進します。	市
⑤ 交通ルールやマナーを遵守できるよう市民の交通安全意識の向上に取り組みます。	市民 事 市

5-2-3 人と環境に配慮した都市空間の整備

魅力的な都市空間をつくるには、利便性を向上させると同時に、安心で良好な環境を整備していく必要があります。誰もが安心して心地よい空間をつくるため、人と環境に配慮した都市空間の整備を行っていきます。

取組施策	実施主体
① 建築協定や緑地協定などの緑化制度の普及に努め、地域の緑化を推進します。 (再掲)	市民 事 市
② 用途地域の適正な配置とともに、地区計画や街づくり協定等により地域特性を活かした街づくりを推進します。	市民 事 市
③ 公共施設においては、緑化や省資源・省エネルギーの推進、雨水の有効利用等に努め、環境に配慮した施設整備を推進します。	事 市
④ 公共施設の木質化等において、国産木材の使用を進めます。	事 市
⑤ 開発行為や建築行為の実施に際して、関係法令に基づき、周辺環境への配慮が行われるよう適切な指導を行います。	事 市
⑥ 高齢者や障害者、子どもなど、誰もが自由に、快適に生活できる社会を目指して、公共施設や交通機関等のユニバーサルデザインを推進します。	事 市
⑦ パブリックスペースの活用など、魅力ある街なか空間の創出を目指します。	市民 事 市
⑧ 歩行者空間の整備や、マルシェやキッチンカー、トコトコ健幸マイレージ等の普及を進め、歩きたくなるマチづくりを推進します。	市民 事 市

5-2-4 災害対策の充実

地球温暖化を緩和することで災害を起りにくくする取組も重要ですが、起きてしまった場合の備えも同様に重要です。防災組織・防災施設の整備や災害後も最低限の市の業務を継続できるようにするための計画（BCP）の遂行、治水対策などを推進し、災害に備えます。

取組施策	実施主体
① 気候変動に伴う巨大台風や集中豪雨等による災害時に、市民の生活を守るため、所沢市地域防災計画に基づき、防災組織・防災施設の整備を図ります。	市民 事 市
② 道路、公園、上下水道などの都市施設について、災害予防対策を進めます。	市
③ 所沢市業務継続に関する計画（BCP）に基づき、災害時、優先的に取り組むべき重要な業務を継続的に実施し、迅速な行政機能の復旧に努めます。	市
④ 調節池等の築造や維持管理により、浸水被害の軽減を図ります。	市
⑤ 河川・水路・都市下水路の整備を進め、適切な維持管理により、氾濫による浸水被害を防止します。	市
⑥ 開発に伴う雨水の流出を抑制するため、事業者へ適正な指導を行います。	事 市
⑦ 集中豪雨時の浸水・冠水被害発生状況を調査し、被害が頻繁な地区に対して雨水対策（雨水管の布設、雨水浸透井の築造等）を実施します。	市
⑧ 老朽化した木造住宅等が密集するなど防災上の課題がある地区では、道路の拡幅や防火地域・準防火地域の指定などにより、市街地の安全性の向上を進めます。	事 市
⑨ 災害時に発生する多量のごみを円滑に処理するため、所沢市災害廃棄物処理計画を策定し、体制整備を進めます。（再掲）	市



## 目標指標（2項目）

No.14 住宅・住環境に関する施策の満足度					単位：%				
基準値※1	44.8	関係する主な施策体系 (中柱)		5-1 美しいまちづくりの推進					
最終目標値※2	70	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	↗		目標値	68	68.5	69	69.5	70	
説明	住宅・住環境の施策に対する市民満足度を測る指標です。市民意識調査における施策の満足度についての設問のうち、「住宅・住環境」に関する項目に対し「満足」「まあまあ満足」と答えた人の割合です。目標値は、2028年度までに70%の満足度を目指すものです。								

No.15 市民1人当たりの公園面積（オープンスペースの確保）					単位：㎡/人				
基準値※1	4.25	関係する主な施策体系 (中柱)		5-2 安全・安心なまちづくりの推進					
最終目標値※2	4.61	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	↗		目標値	4.39	4.45	4.52	4.57	4.61	
説明	市内に整備された公園の市民1人当たりの面積です。目標値は、2028年度までに4.61㎡の確保を目指すものです。								

※1 断りのない限り、2022（令和4）年度における現状の値です。

※2 断りのない限り、2028年度における目標の値です。



所沢航空記念公園

## 【横断的施策】

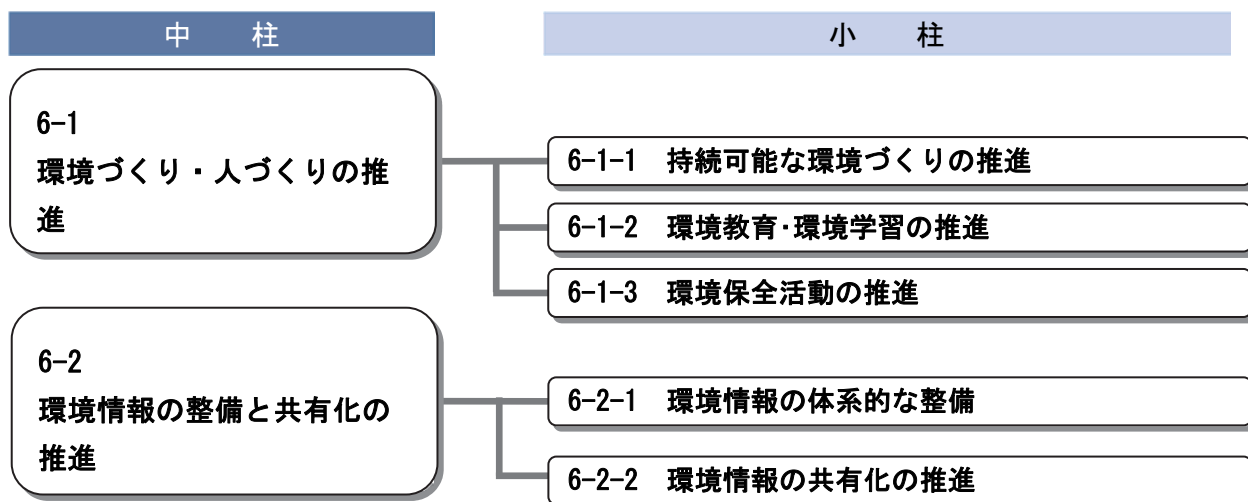
## 6 ともに進める『善きふるさと所沢』の環境づくり

## 【基本方針】

みんなで実践する環境づくりに取り組みます

市民・事業者・市が協働して環境保全に取り組んでいくために、各主体の取組を支援し、学校や社会における環境教育・環境学習の充実を図ります。

## 施策の体系



## 現況と課題

### 【現況】

- 本市では、子どもたちへの環境学習として、環境保全に関する副読本を作成し、充実を図っています。また、環境保全・創出に関する行動への変革を推進するため、学習の場や、機会の提供として、環境イベントや環境講演会などの環境学習関連事業を開催しているほか、行政に関する様々な情報を提供する「まちづくり出前講座」により、環境学習を支援しています。
- 本市の環境の現況や取組実績、各種データ等は「所沢市の環境」などの各年次報告書において公開しています。
- 市民や団体と連携・協力して、街の美化活動や緑化活動などの環境保全活動を進めています。
- 自治会・町内会等による地域の環境保全活動を推進するため、必要な支援を行っています。
- 本市では、環境に関する情報を、多くの市民に知ってもらうため、広報紙や市ホームページ等の様々な媒体やイベント等を活用し、情報発信を行っています。

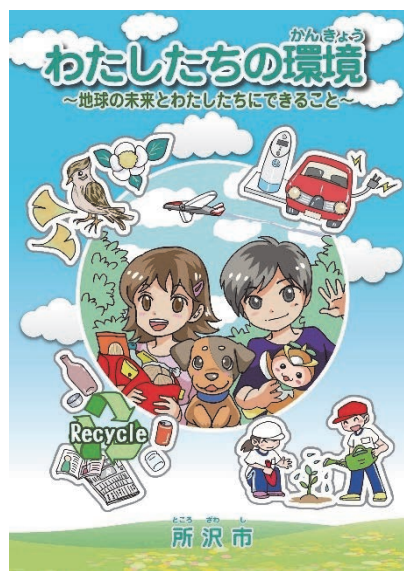
### 【課題】

- 子どもから大人、家庭から地域へ環境意識を波及させることで、環境意識の高揚を図り、市域一体となった環境保全活動に取り組むことが求められています。
- 環境学習の一層の推進を図るため、環境教育に関わる人材や指導者の育成が必要です。
- 各主体との協働や環境保全活動・配慮行動のさらなる活発化のためには、啓発、情報提供、活動の支援、活動の場の提供、情報交換の場の設定等が求められています。
- 環境に関する情報をより広く知ってもらうため、時代やターゲットに合わせた媒体の活用など、効果的な情報発信の必要があります。

### 【今後の方向性】

情報提供の充実のため、提供方法や内容等の工夫のほか、環境に関する啓発が効果的なものとなるよう、手法の継続的改善を行っていきます。

また、環境教育・学習の充実を図るため、エコツアー等のイベントを開催します。環境に関する講座については、受講者の年齢や立場に合わせた内容にするなど、実施方法の工夫を行っていきます。



## 施策の内容

### 6-1 環境づくり・人づくりの推進

環境問題に対する取組は、行政だけが行うのではなく、市民・事業者・市など様々な主体が協働して実施していくことが重要です。みんなで環境をつくる取組を進めることで、環境を大切にする人づくりにもつながっていきます。

#### 6-1-1 持続可能な環境づくりの推進

これから先、何もしなければ地球温暖化は加速し、有限な化石燃料も枯渇する可能性が指摘されています。省エネや廃棄物の削減などによる温室効果ガス排出量の削減、再生可能エネルギーの導入による創エネ等の取組により、持続可能な環境づくりを推進します。

また、地球温暖化対策や「持続可能な開発目標（SDGs）」の取組は世界的な課題であり、国際的な連携が必要です。それぞれの都市が、その都市の特徴を活かしながら、各分野の取組を進めていくことが求められています。

取組施策	実施主体
① 世界首長誓約やIURC（国際都市地域間協力プロジェクト）の参加などにより、国際的な枠組に地域から貢献します。	市民 事 市
② 市域における温室効果ガスの削減を図るため、所沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において削減目標を設定し、毎年度排出量を算出するなど、計画的な削減対策に取り組みます。（再掲）	市
③ 市の事務事業により排出される温室効果ガスの削減を図るため、所沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において削減目標を設定し、毎年度排出量を算出するなど、計画的な削減対策に取り組みます。（再掲）	市
④ 市民団体・学校等との協働により、市民の環境意識の向上を図り、環境の保全と創出に関する行動への参加を推進するため、所沢市環境教育等に関する行動計画を策定します。	市
⑤ 国や県、近隣自治体等との連携・協力を推進し、環境の保全・創出に関する広域的な課題に取り組みます。	市
⑥ 脱炭素経営に資する事業者の取組を推進するため、事業者ネットワークを構築します。	事 市
⑦ 本計画の基本理念や基本方針等に基づき、市政全般にわたって環境配慮型の行政運営を推進します。	市
⑧ ペーパーレス化や生産管理のシステム化、IoTの導入など、事業活動のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進します。	事 市
⑨ 再生可能エネルギーの普及を推進するため、公共施設に太陽光発電システムなどを積極的に整備します。（再掲）	市
⑩ 市民・事業者への啓発・情報発信を通じて、再生品やエコマーク商品、グリーンマーク商品など環境への負荷の少ない製品の購入や利用を推進し、資源の有効利用やごみの削減に努めます。（再掲）	市民 事 市



- ⑪ 市では、節電や隣階への階段利用などのエコオフィス活動を率先して行います。 市
- ⑫ 環境課題や地域課題の解決に向けて、GX（グリーントランスフォーメーション）の手法について情報収集を進めます。 市

6-1-2 環境教育・環境学習の推進

市民の環境意識を高めるには、教育・学習や参加の場を整えることが重要です。また、学校での環境教育も重要であり、子どもが学習することで、子から親、家庭から地域への波及効果も期待されます。そのため、持続可能な社会の実現に向けて、環境教育の充実を図ります。

取組施策	実施主体
① 市民の環境意識を醸成し、環境の保全・創出に関する行動への参加を推進するため、環境講演会や環境イベント、出前講座などを開催します。	市民 事 市
② 市民と行政が意見交換する場を創出し、脱炭素に向けた機運の醸成を図ります。	市民 事 市
③ 環境の保全・創出に関する小学生用副読本等の教材の作成により、環境教育の充実を図ります。	市民 市
④ 教育現場での「持続可能な開発のための教育（ESD）」の研究や実践を通じて、環境教育に携わる教員の育成を推進します。	市
⑤ 事業者や教育機関、研究機関などと連携した実証事業を行い、行動変容につながる施策を検討します。	市民 事 市
⑥ リユースやリサイクルに関する体験講習会等を開催し、市民の「もったいないの心」を醸成します。（再掲）	市民 事 市
⑦ 市民参加による「身近な生きもの調査」などに取り組みます。	市民 事 市
⑧ 市民団体等が行うこどもエコクラブの活動を支援し、子どもたちの環境教育の機会を創出します。（再掲）	市民 事 市
⑨ 市職員の環境保全・創出に関する意識の向上を図るため、「環境」をテーマとした職員研修を実施します。	市
⑩ 「地球にやさしい学校の手引き」を作成し、学校での主体的な環境の保全・創出に関する取組を推進します。	市
⑪ 小・中学校において、身近なみどり（学校ファーム・ピオトープ・学習林等）の活用により、環境教育を推進します。（再掲）	市
⑫ 小・中学生が環境に係るテーマについて大人たちと意見交換をする機会を設け、環境学習で得た知識の共有を促進します。	市民 事 市
⑬ 市民の生物多様性に対する理解や関心を高めるため、環境学習や普及啓発活動を推進します。（再掲）	市民 事 市
⑭ 市民の自然とのふれあいや環境学習の機会の創出などを図るため、身近なみどりで自然を楽しむ活動等を行う市民団体の活動を支援します。（再掲）	市民 市

6-1-3 環境保全活動の推進

各主体や地域での自発的な取組が効果的に行えるよう、これらを含めた市民活動の支援を行います。

取組施策	実施主体	
① 自治会・町内会等への参加促進やネットワーク化、市民グループ等への支援を行い、地域による環境保全活動の充実を図ります。	市民	市
② 自治会・町内会等から選出された環境推進員を中心に、地域の環境美化活動やごみ減量・リサイクル活動等を推進します。(再掲)	市民	市
③ 公園を多くの市民にとって親しみやすいものとするために、市民との協働による公園管理を推進します。(再掲)	市民	事 市
④ 樹林地の保全活動を推進するため、「みどりのパートナー(保全団体)」などの市民協働による活動を推進します。(再掲)	市民	事 市
⑤ 街中における憩いの場などを創出するため、「みどりのパートナー(緑化団体)」の活動を推進します。(再掲)	市民	事 市
⑥ みどりの質を高め、将来に継承するため、緑地保全制度が指定された樹林地等において市民・市民団体との協働による適切な保全管理を進めます。(再掲)	市民	事 市
⑦ 市民との協働により、河川の保全活動や清掃活動等を行い、水辺環境を保全します。(再掲)	市民	市
⑧ 地域の市民団体等との協働により、市民が安心して親しめる水辺を創出し、多自然川づくりを推進します。(再掲)	市民	市



樹林地の保全活動

## 6-2 環境情報の整備と共有化の推進

市で所有する情報を様々な媒体を用いて公開することで、市民・事業者・市の相互の情報共有を図ります。

### 6-2-1 環境情報の体系的な整備

行政は各種データが集約されるという機能があり、それらを公開するのは行政の一つの役割です。市民や事業者が情報にアクセスしたい時に、分かりやすい形でアクセスできるよう、体系的な情報整備を進めます。

取組施策	実施主体
① 大気汚染や水質汚濁などに関する環境監視・測定システムの充実を図り、国や県と連携して、データ等を即時公表します。	市
② 再生可能エネルギーに係る市民意識の醸成を図るため、市ホームページによりメガソーラー所沢等の稼働状況などを即時公開します。	市
③ 市民がごみの分別等の情報を手軽に入手できるようにスマートフォン用アプリケーションの提供を行います。	市
④ 本計画の進捗状況を明らかとするため、環境の状況や取組実績をまとめた「所沢市の環境」を公表します。	市
⑤ ごみ処理量やごみ減量・資源化に係る実績等をまとめた「清掃事業概要」を公表します。	市
⑥ 大気汚染や水質汚濁などの監視・測定データをまとめた「環境データブック」を公表します。	市

### 6-2-2 環境情報の共有化の推進

近年はインターネットやスマートフォンの普及に伴い、情報へのアクセスの仕方も多様化しています。情報をより身近に感じ、参加につなげてもらえるよう、多様な広報媒体を活用した環境情報の発信を行います。

取組施策	実施主体
① 広報紙、市ホームページ、ほっとメール及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の様々な広報媒体を利用して、関連事業やイベントなどの環境情報を発信します。	市
② 市民の環境意識を醸成し、環境の保全・創出に関する行動への参加を推進するため、環境講演会や環境イベント、出前講座などを開催します。（再掲）	市民 事 市

## 目標指標（2項目）

No.16 環境学習関連講座の参加者数					単位：人				
基準値※1	2,776	関係する主な施策体系 (中柱)		6-1 環境づくり・人づくりの推進					
最終目標値※2	3,600	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	↗		目標値	2,800	3,000	3,200	3,400	3,600	
説明	環境関連の出前講座や施設見学会等の環境学習関連講座に参加した人数です。目標値は、毎年200人の増加を目指すものです。								

No.17 市ホームページ及びソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) 等による環境情報の発信件数					単位：件				
基準値※1	1,871	関係する主な施策体系 (中柱)		6-2 環境情報の整備・共有化の推進					
最終目標値※2	2,400	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	↗		目標値	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400	
説明	市ホームページ及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等による環境情報の発信件数です。目標値は、毎年度100件の増加を目指すものです。								

※1 断りのない限り、2022（令和4）年度における現状の値です。

※2 断りのない限り、2028年度における目標の値です。





## 第4章

### 本計画に内包する計画

1. 所沢市気候変動適応計画
2. 所沢市環境教育等に関する行動計画

## 第4章 本計画に内包する計画

### 1. 所沢市気候変動適応計画

#### (1) はじめに

##### ① 計画の背景

人類による温室効果ガスの排出に起因する気候変動が起こっており、既にあらゆる場面で影響が現れています。今後さらに増大する恐れがあり、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供、その他必要な措置を講じることが急務となっています。

##### ② 計画の目的

現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

##### ③ 上位計画及び関連計画との位置づけ

「気候変動適応法」第12条に基づき、本計画を策定しています。また、本計画は、所沢市マチごとエコタウン推進計画に内包されています。所沢市マチごとエコタウン推進計画と他計画との関係性については、P11をご覧ください。

#### ■ 所沢市気候変動適応計画に関連する市の計画等

計画等の名称	第6次所沢市総合計画
期間	2019年度～2028年度
概要	まちづくりの理念や将来都市像、まちづくりの目標を示した基本構想を実現するため、目標に対する現状と課題、課題解決に向けた施策の方針や施策の体系、主要な事業などを示したものです。

計画等の名称	所沢市地域防災計画
期間	-
概要	災害対策基本法の規定に基づき、国の防災基本計画や県の地域防災計画とも連携しながら、所沢市の防災に関して行う事務や業務の基本的なことを定め、市民の生命・身体・財産を災害から保護することを目的とした計画です。

計画等の名称	所沢市みどりの基本計画
期間	2019年度～2028年度
概要	本市のみどりの保全と創出、活動など、本市のみどり全般に対する方向性を示し、各主体が共に行動していくことを目的に定めた計画です。

計画等の名称	所沢市水とみどりがつくるネットワーク計画
期間	2019年度～2028年度
概要	本市の豊かな水とみどりを、未来の子どもたちに引き継ぐとともに、まちのにぎわいや魅力とつなぎ、その豊かな恵みを楽しむことができる「水とみどりがつくるネットワーク」をつくりあげる計画です。

計画等の名称	生物多様性ところざわ戦略
期間	2021年度～2030年度
概要	危機にある生物の多様性を、市民、活動団体、事業者のみなさまと協力しながら、保全、再生、創出するための取組をまとめた計画です。

計画等の名称	所沢市産業振興ビジョン
期間	2018年度～2027年度
概要	本市の産業振興における将来像や基本方針、進むべき方向性を示すものです。

計画等の名称	所沢市都市農業振興基本計画
期間	2022年度～
概要	都市のみどりの保全と農のあるまちづくりを通して、都市農業の有する多様な機能の発揮を通じ、農業者と地域住民が共存することにより、都市農業が将来にわたり安定的に継続されること及び農地と宅地等が共存する良好な市街地の形成に資することを目的に策定した計画です。

計画等の名称	所沢市農業振興地域整備計画
期間	2022年度～
概要	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業の振興を図るべき地域として定められた農業振興地域において、農業に関する公共投資やその他の農業振興に関する施策を計画的に実施するために定めたものです。

計画等の名称	所沢市水道事業経営計画
期間	2021年度～2030年度
概要	市民生活と産業活動を支える重要なライフラインである水道水について、24時間365日、安全で安心、良質な「いのちの水」を次世代に継承していくため、持続可能な水道の実現に向けた取組を示すものです。



計画等の名称	所沢市国土強靱化地域計画
期間	2022年度～
概要	大規模自然災害が発生しても市民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安心・安全を守るよう備えるための計画です。

④ 計画期間

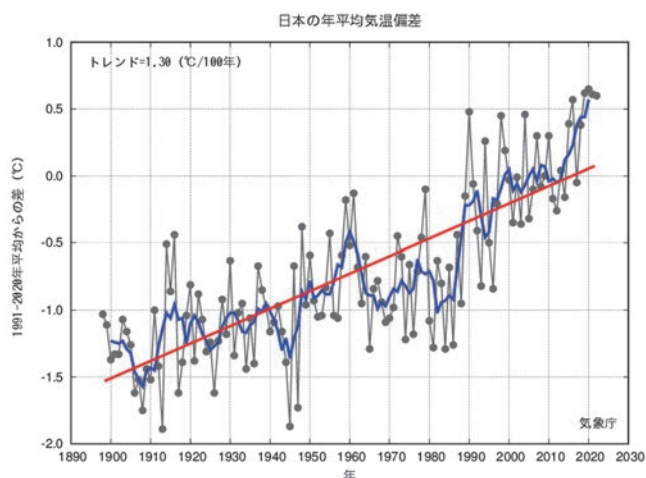
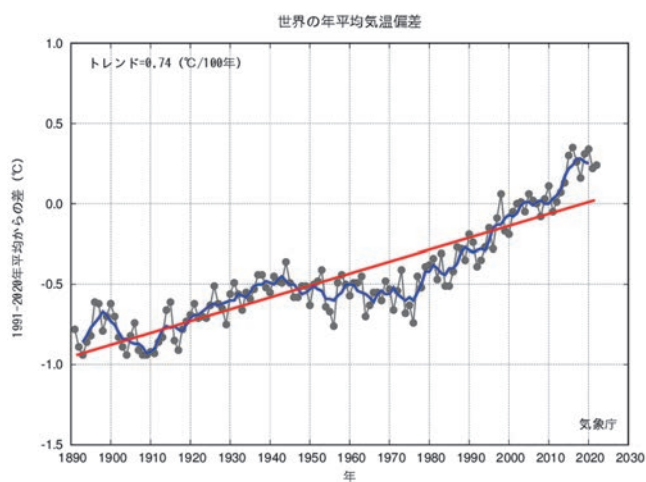
2024（令和6）年度から2028年度までの5年間を計画期間とします。

(2) 気候変動の現況 ～日本・埼玉県・所沢市～

① 世界・日本の気候の変化

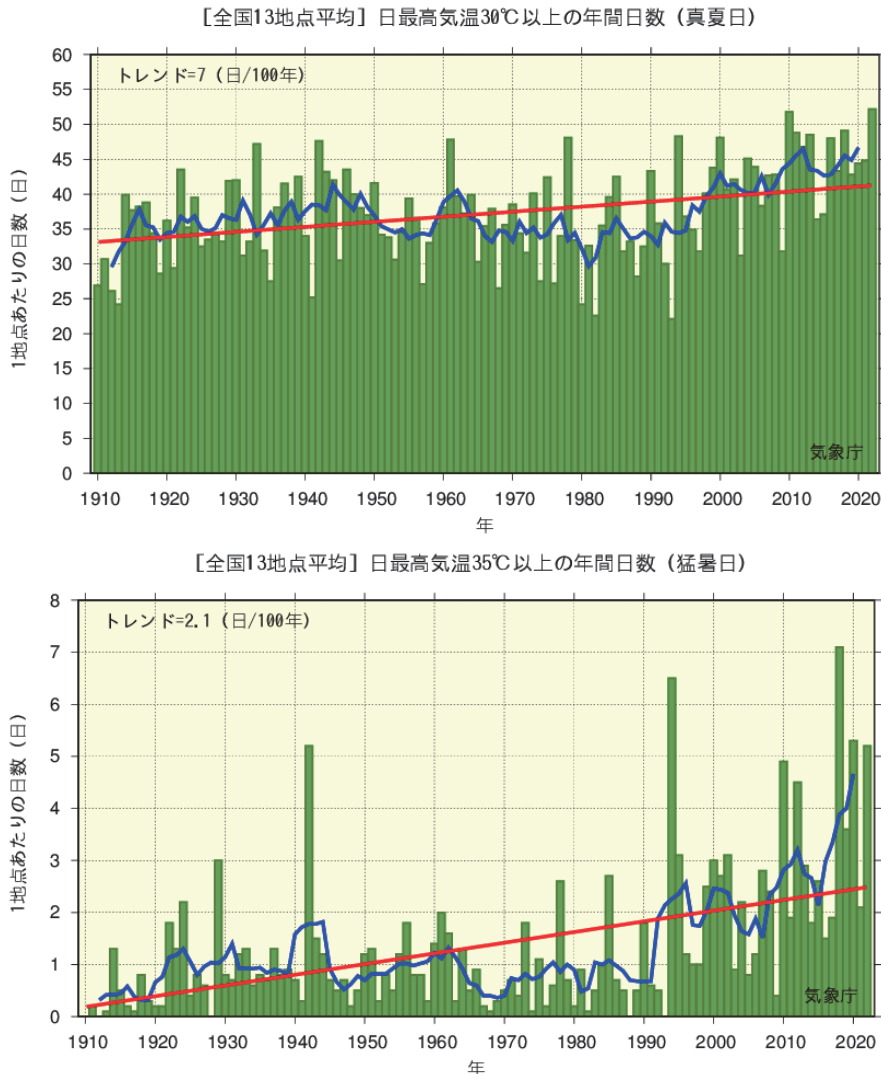
● 年平均気温の変化

産業革命以来の気候変動については、IPCCが第6次評価報告書において「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と公表しました。世界的にも日本においても、1890～2020（令和2）年にかけて年平均気温は上昇傾向にあります。過去100年で世界では0.74℃上昇、日本では1.30℃上昇しており、日本は、世界全体と比較して温度上昇傾向がより大きい状況です。



出展：気象庁データ

日最高気温 30℃以上の真夏日と日最高気温 35℃以上の猛暑日の年間日数は、いずれも統計期間 1910～2022（令和 4）年で増加傾向を示しており、真夏日は 100 年当たり 7 日、猛暑日は 100 年当たり 2.1 日の割合で増加しています。

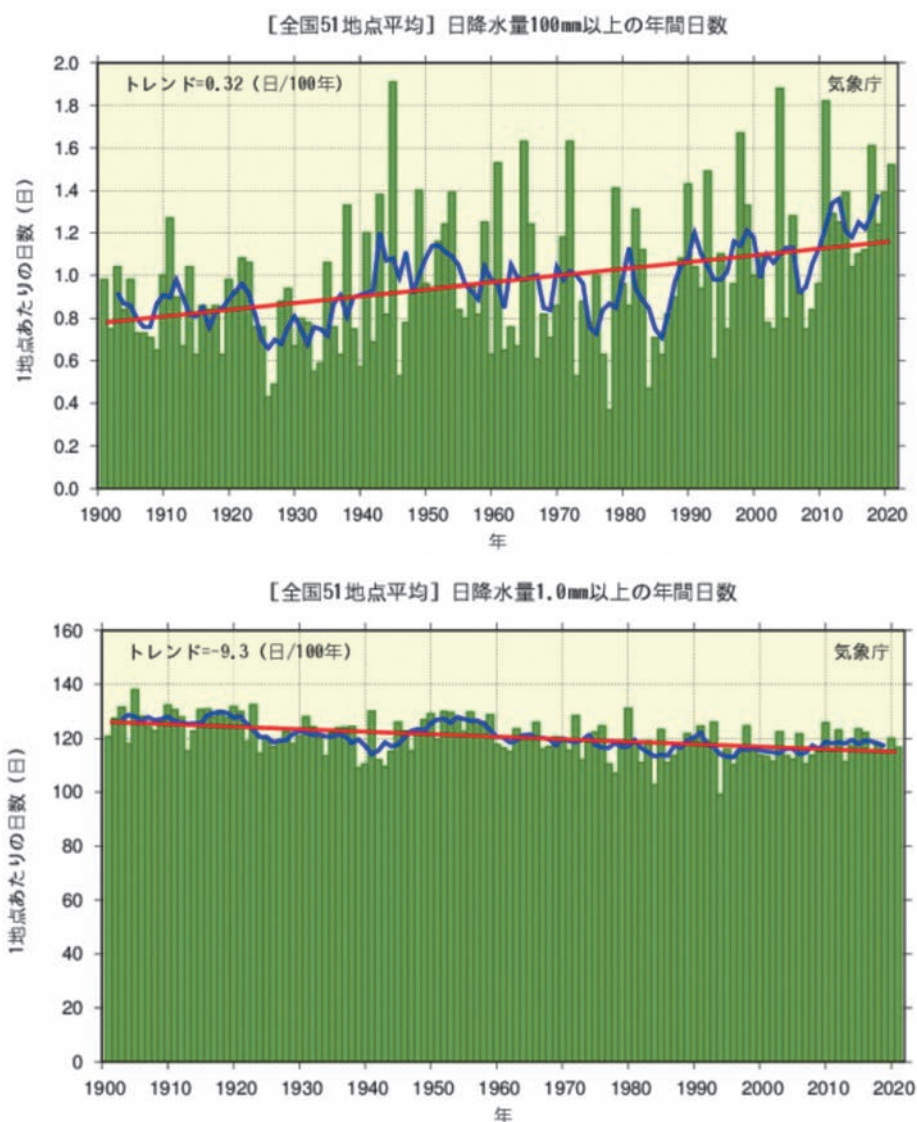


出典：気象庁データ

## ●雨の降り方の変化

気象庁のデータによりますと、日本の年間降水量には、統計的に優位な長期的変化は見られません。しかし、雨の降り方には変化が見られます。「日降水量 100mm 以上の年間日数」は増加傾向が見られ、「日降水量 1.0mm 以上の年間日数」は減少傾向があります。つまり、短時間強雨の頻度が多くなっており、雨が降る日はまとまった雨が降ることと、まったく雨が降らない日が増えていることを示しています。

これは、平均気温の上昇により、大気中の飽和水蒸気量が増えることが影響していると考えられています。

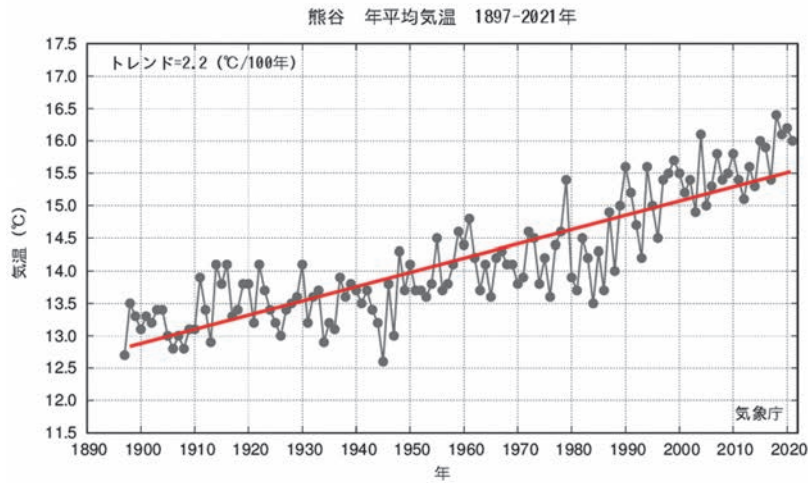


出典:気象庁データ

## ② 埼玉県・所沢市のこれまでの気候変化

### ● 年平均気温の変化

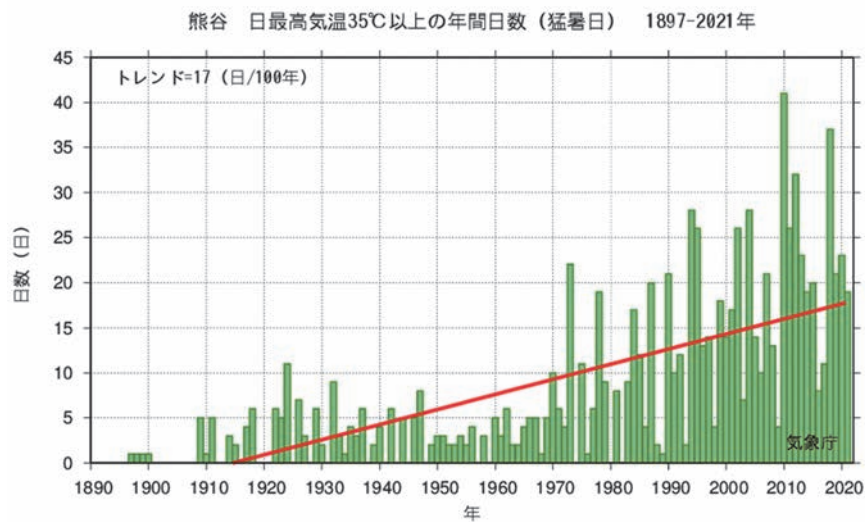
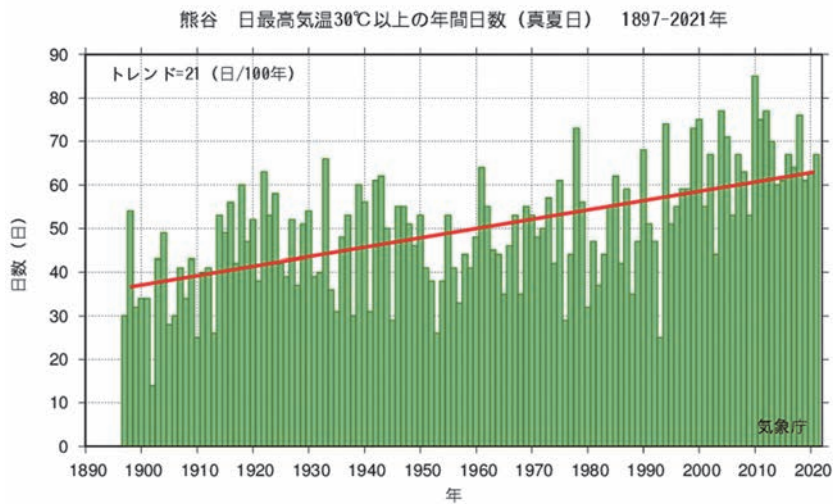
埼玉県においても、日本全体と同様に年平均気温が上昇しています。また、埼玉県平野部の特徴として、都市化の進行によるヒートアイランド現象や、秩父山地を越えて西風が吹き下ろすことで気温が上昇するフェーン現象などにより、全国的に見ても特に夏の気温が高くなる地域とされています。このため、年平均気温は過去100年で2.2℃上昇しており、日本全体と比較すると、年平均気温の上昇傾向が大きい状況です。



出典:気象庁データ

●真夏日、猛暑日の増加

熊谷気象台のデータによりますと、前述のとおり埼玉県は地理的条件により気温が上がりやすく、さらに地球温暖化の影響により、真夏日や猛暑日は図のとおり増加傾向にあります。

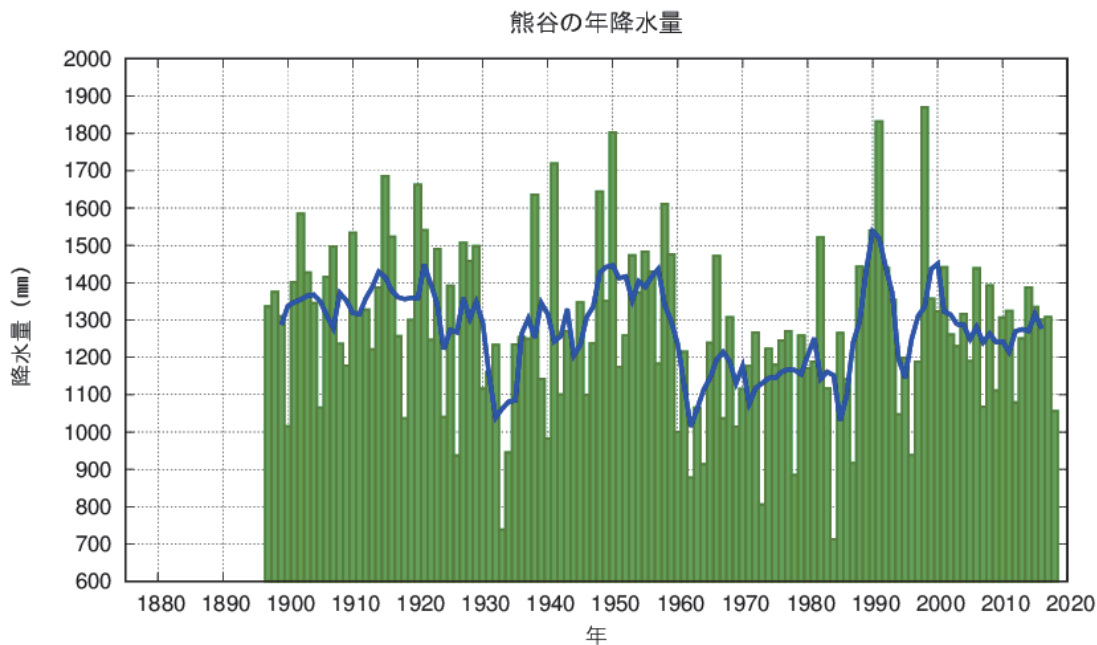


出典:気象庁データ



●降水量の変化

熊谷気象台のデータ(統計期間：1897～2018(平成30)年)によりますと、降水量は年によって変動し、長期的な変化傾向は見られていません。



※棒グラフは年降水量の地域平均値、青線は5年移動平均

出典：気象庁データ

(3) 埼玉県・所沢市の将来の気候変化

① 5つの温室効果ガス排出シナリオ

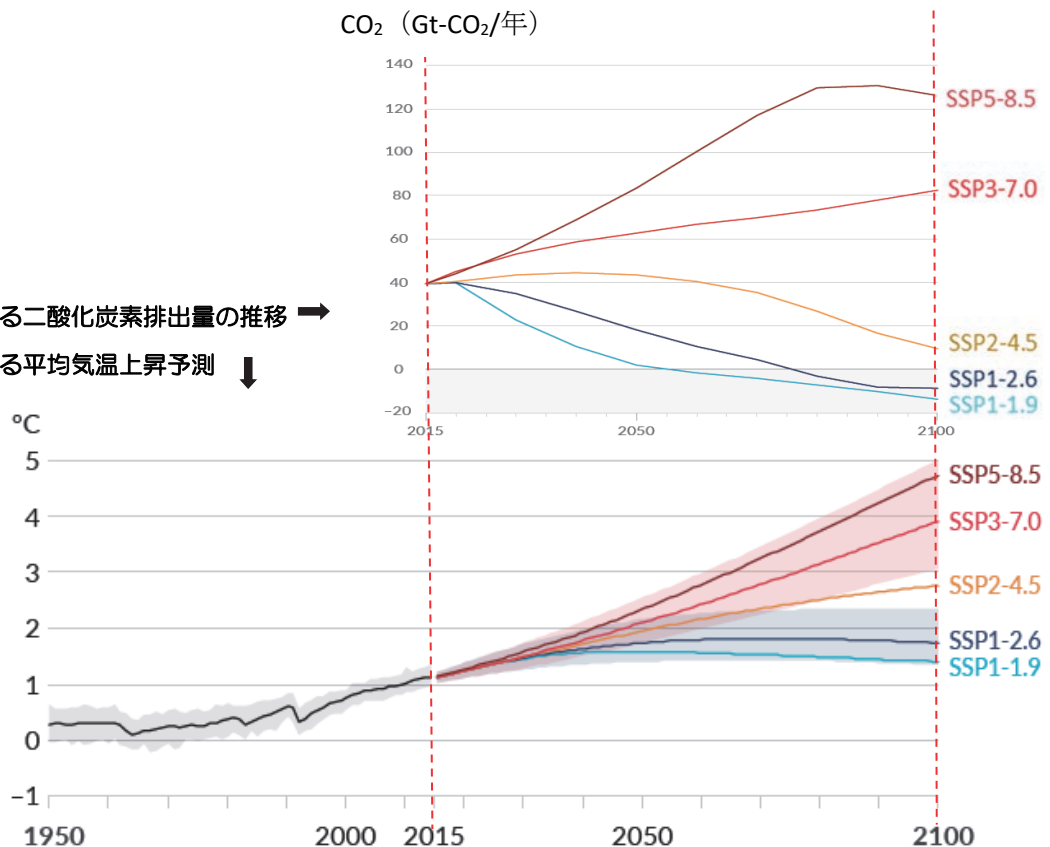
IPCCは第6次評価報告書において、将来の気温上昇を考える上で、気候変動の5つのシナリオを示しています。

シナリオ		シナリオの概要
①	SSP5-8.5	化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない。温室効果ガスの影響が高く、5℃程度の気温上昇が見込まれる。IPCC第5次評価報告書におけるシナリオではRCP8.5に近い。
②	SSP3-7.0	地域対立的な発展の下で気候政策を導入しない。温室効果ガスの影響が中くらい～高い。IPCC第5次評価報告書におけるシナリオではRCP6.0とRCP8.5の間に該当する。
③	SSP2-4.5	中くらいの発展を見込む条件下で気候政策を導入する。2030年までの各国が目標としている温室効果ガスの排出削減量のほぼ上限にあたる。見込まれる気温上昇は約2.7℃。IPCC第5次評価報告書におけるシナリオではRCP4.5に近い。
④	SSP1-2.6	持続可能な発展を見込む条件下で、気温上昇を2℃未満に抑える気候政策を導入。21世紀後半にCO <sub>2</sub> 排出正味ゼロを達成する必要がある。IPCC第5次評価報告書におけるシナリオではRCP2.6に近い。
⑤	SSP1-1.9	持続可能な発展を見込む条件下で、気温上昇を約1.5℃以下に抑える気候政策を導入。21世紀半ばにCO <sub>2</sub> 排出正味ゼロを達成する必要がある。IPCC第5次評価報告書におけるシナリオでは該当するものはないが、温暖化をパリ協定の目標である1.5℃に抑えることを重点に置いた新しいシナリオとなる。

各シナリオにおけるCO<sub>2</sub>排出量は、下図(a)のとおり推移すると予測されています。各シナリオにおいてCO<sub>2</sub>排出量がこのように推移した場合、2100年までの世界平均気温は下図(b)のとおり推移すると予測されています。

世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5℃に抑えるためには、下図(a)の「SSP1-1.9」のとおり、2050年までにCO<sub>2</sub>排出量を実質排出ゼロにする必要があります。

■ (a) 各シナリオにおける二酸化炭素排出量の推移 →  
 (b) 各シナリオにおける平均気温上昇予測 ↓



出典: IPCC AR6 WG1 SPM.4a, 8a(2021年8月)を基に所沢市が作成

## ② 埼玉県・所沢市の将来予測

気候変動の将来予測の分析にあたり、ポータルサイト「気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)」における気候変動の観測・予測データを利用しました。

なお、温室効果ガス排出シナリオは、中くらいの発展を見込む条件下で気候政策を導入するシナリオである「SSP2-4.5」、気候のモデルとしては、IPCC 第6次評価報告書でも使用された気象庁気象研究所「MRI-ESM2.0」(CMIP6を使用)を用いています。

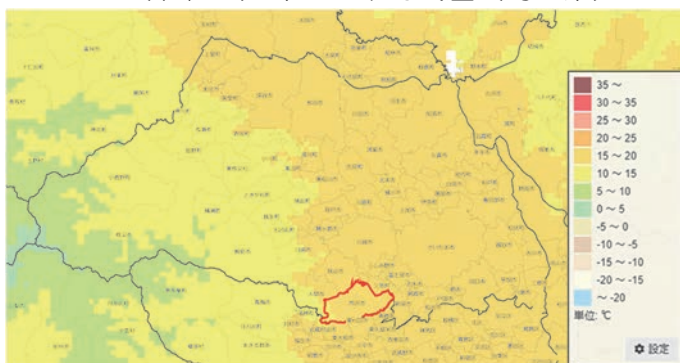
さらに将来の見通しとして、「日本の気候変動2020」で用いられている気象庁の予測に基づいたIPCCの第5次評価報告書におけるRCP2.6シナリオ(最も気温上昇の低いシナリオ)及びRCP8.5シナリオ(最も気温上昇が高くなるシナリオ)における現在気候(1980(昭和55)～1999(平成11)年)と将来気候(2076～2095年)の変化を比較しました。

### ● 日平均気温

埼玉県における2020(令和2)年から2090年までの日平均気温将来予測データの変化を見ると、日平均気温が15～20℃である温度帯■の領域が2090年には西方に広がり、小鹿野町や秩父市にまでその領域が広がる可能性があります。

所沢市においても、日平均気温が15～20℃の温度帯■が全域に広がると予想されます。

■ 2020(令和2)年 日平均気温(埼玉県)



※データがない領域は、陸水部(湖や沼など)

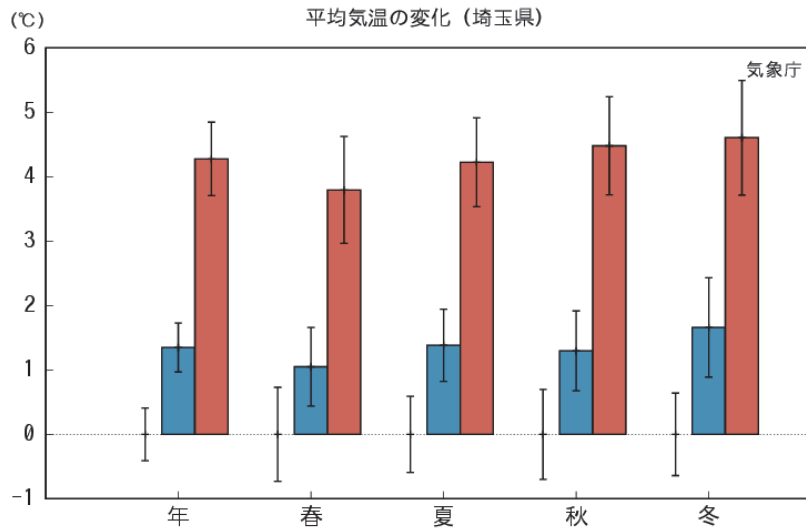
■ 2090年 日平均気温(埼玉県)



出典:「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」

また、現在気候(1980(昭和55)～1999(平成11)年)と将来気候(2076～2095年)の変化の予測においては、埼玉県の県内平均では、気温はいずれのシナリオでも上昇し、RCP2.6シナリオではおよそ1.5℃、RCP8.5シナリオではおよそ4.5℃上昇すると予測され、季節別には秋と冬に上昇幅が大きい傾向がみられます。

■ 埼玉県平均気温の将来気候における変化



出典: 東京管区気象台ホームページ

※予測される変化(20世紀末と21世紀末の差)を棒グラフ、年々変動の幅を細い縦線で示す。

棒グラフの色は、青が2°C上昇シナリオ(RCP2.6)に、赤が4°C上昇シナリオ(RCP8.5)に、それぞれ対応する。青い棒グラフの左の細い縦線は、20世紀末の年々変動の幅を示している。

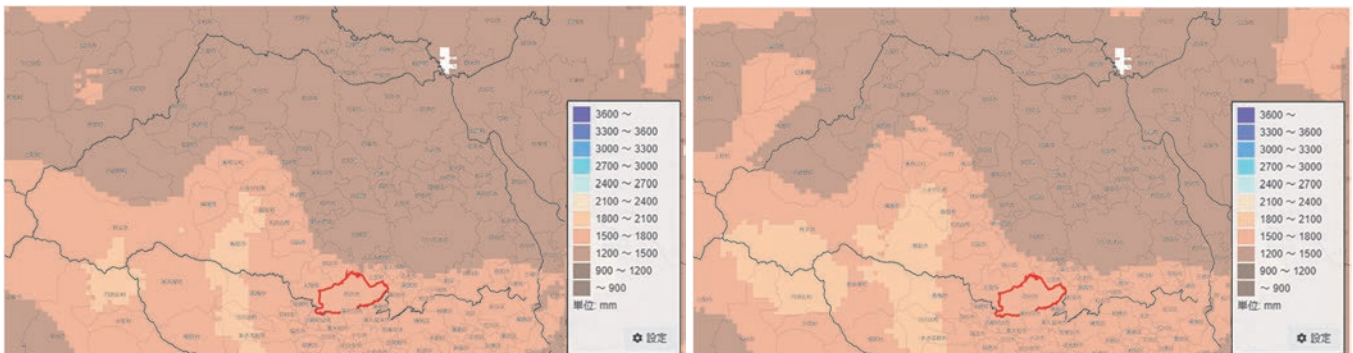
● 降水量

埼玉県における2020(令和2)年から2090年までの降水量将来予測データの変化を見ると、全体的にほぼ変化はありませんが、秩父市や飯能市において2090年には1800~2100mmの領域がより広範囲に及ぶ可能性があります。

所沢市においては、1500~1800mmで降水量の変化はありません。

■ 2020(令和2)年 降水量(埼玉県)

■ 2090年 降水量(埼玉県)



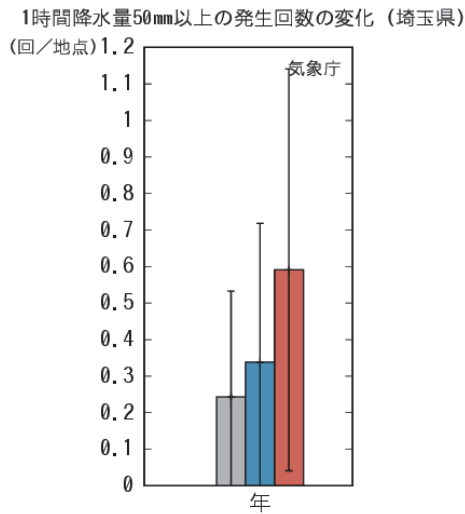
※データがない領域は、陸水部(湖や沼など)

出典:「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」

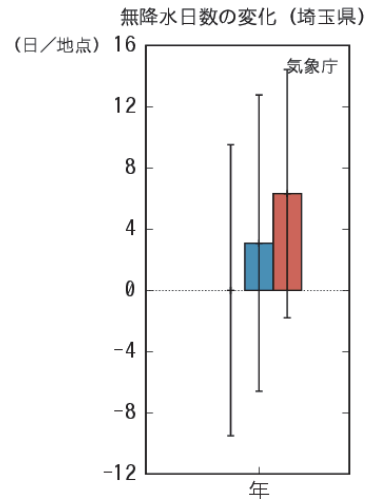
また、現在気候(1980(昭和55)~1999(平成11)年)と将来気候(2076~2095年)の変化の予測においては、埼玉県の県内平均では、1時間降水量50mm以上の発生回数及び無降水日数(日降水量が1mm未満の日)のいずれのシナリオでも将来は増加すると予測されます。



■ 埼玉県 の 1 時間降水量 50mm 以上の回数 の 将来気候における変化



■ 埼玉県 の 無降水日数 の 将来気候における変化



出典: 東京管区気象台ホームページ

※棒グラフはそれぞれの年間発生回数(無降水日は年間発生日数)、細い縦線は年々変動の幅を示す。

棒グラフの色は、灰色が 20 世紀末、青が 2°C 上昇シナリオ (RCP2.6) に、赤が 4°C 上昇シナリオ (RCP8.5) に、それぞれ対応する。

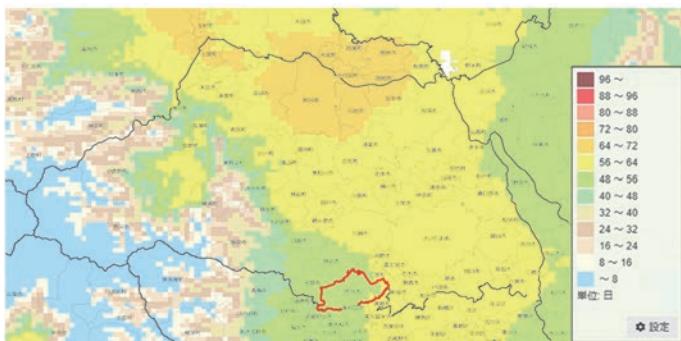
無降水日数については、それぞれのシナリオでの予測される変化(20 世紀末と 21 世紀末の差)を示す。

● 真夏日

埼玉県における 2020 (令和 2) 年から 2090 年までの真夏日将来予測データの変化を見ると、全体的に真夏日が増加し、おおよそ埼玉県全域で 16 日間の真夏日が増加すると予測されます。

所沢市においても真夏日が 2020 (令和 2) 年では 48~56 日 ■ であったのが、2090 年には 64~72 日 ■ に増加する可能性があります。

■ 2020 (令和 2) 年 真夏日 (埼玉県)



※データがない領域は、陸水部(湖や沼など)

■ 2090 年 真夏日 (埼玉県)



出典: 「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」

## ●猛暑日

埼玉県における2020（令和2）年から2090年までの猛暑日将来予測データの変化を見ると、全体的に猛暑日が増加し、おおよそ埼玉県全域で12日間の猛暑日が増加すると予測されます。

所沢市においても猛暑日が2020（令和2）年では4～8日□であったのが、2090年には20～24日■に増加する可能性があります。

■2020（令和2）年 猛暑日（埼玉県）



※データがない領域は、陸水部（湖や沼など）

■2090年 猛暑日（埼玉県）



出典：「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」

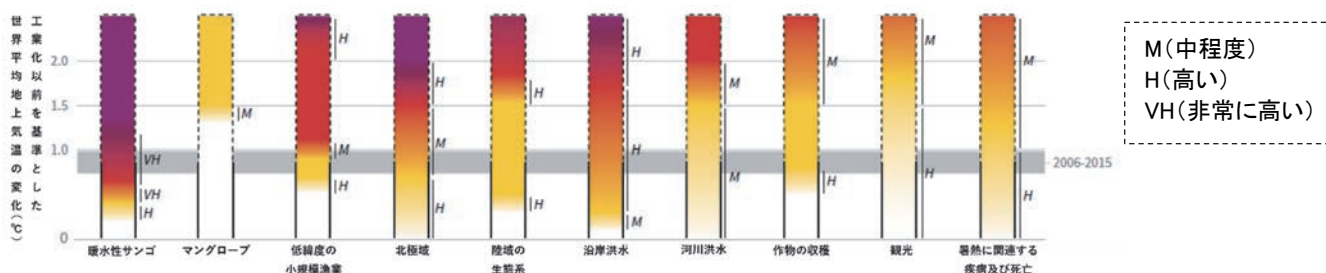
(4) 気候変動による影響評価

① 世界・日本の動向・評価

近年の気候変動については、これまで IPCC にて度重なる分析が行われてきました。

IPCC の第6次評価報告書では、このまま温暖化が進んでいくと、下図及び表のような影響があると予測されています。

■ 選択された自然システム、管理されたシステム及び人間システムにもたらす影響とリスク



出典: IPCC「1.5°C特別報告書」

■ 世界平均気温 1.5°C及び 2°Cの上昇で予測される影響

現象	1.5°Cの上昇で起きること	2°Cの上昇で起きること
気象	<ul style="list-style-type: none"> <li>中緯度域の極端に暑い日が約 3°C上昇</li> <li>高緯度域の極端に寒い日が約 4.5°C上昇</li> <li>約 200 万人～約 500 万人の都市人口が激しい干ばつにさらされる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中緯度域の極端に暑い日が約 4°C上昇</li> <li>高緯度域の極端に寒い日が約 6°C上昇</li> <li>約 200 万人～約 620 万人の都市人口が激しい干ばつにさらされる</li> </ul>
陸の生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>昆虫の 6%、植物の 8%、脊椎動物の 4%が生息域の半分以上を失う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昆虫の 18%、植物の 16%、脊椎動物の 8%が生息域の半分以上を失う</li> </ul>
人間の生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間漁獲量が約 150 万トン損失</li> <li>世界のトウモロコシの作物生産が約 10%減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間漁獲量が約 300 万トンを超える損失</li> <li>世界のトウモロコシの作物生産が、1.5°C未済よりも、さらに約 15%大幅に減少</li> </ul>
河川・洪水	<ul style="list-style-type: none"> <li>1976～2005 年を基準として、洪水の影響を受ける人口が 100%増加 (2 倍になる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1976～2005 年を基準として、洪水の影響を受ける人口が 170%増加 (2.7 倍になる)</li> </ul>
海	<ul style="list-style-type: none"> <li>サンゴ礁の 70～90%が失われる</li> <li>100 年に一度、夏の北極海の海氷が消失</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サンゴ礁の 99%以上が失われる</li> <li>10 年に一度、夏の北極海の海氷が消失</li> </ul>

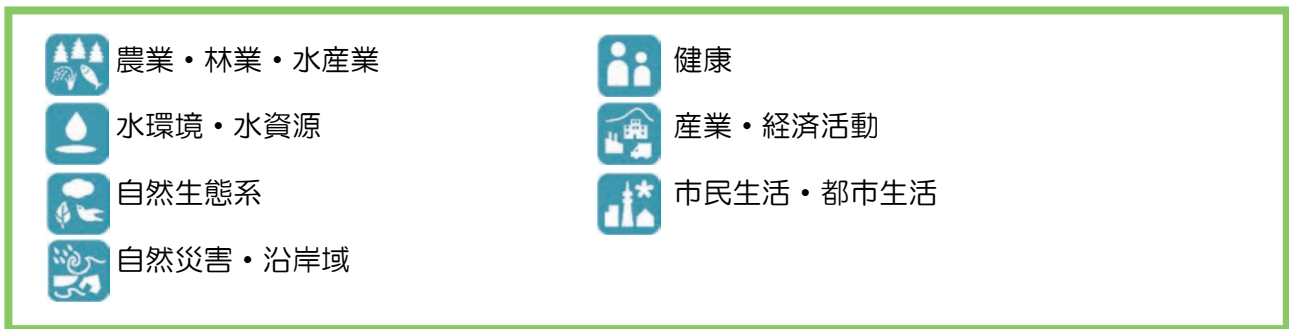
出典: IPCC「1.5°C特別報告書」を基に環境省関東地方環境事務所が作成

前頁の図では、黄色、赤色、紫色になるにつれ、リスクが大きくなっていきます。特に「陸域の生態系」、「沿岸洪水」、「河川洪水」、「作物の収穫」、「暑熱に関連する疾病及び死亡」においては、世界平均気温 1.5℃上昇した場合と 2℃上昇した場合で、リスクを表す色の違いがあることがわかります。工業化以前を基準として、世界の平均気温上昇を 1.5℃に抑えることは、多くの分野において気候変動による影響を小さくすることが期待できます。

また、前頁の図は世界全体の予測です。日本は年平均気温の上昇傾向が世界全体と比較してより大きい状況です。このため、変化のリスクが大きいことが考えられます。国内でも気候変動の影響は既に現れています。こうした影響は、長期にわたり拡大する恐れがあることから、日本では2018（平成30）年に「気候変動適応法」が施行されました。

2020（令和2）年12月には国から「気候変動影響評価報告書」が公表され、7つの対象分野について気候変動による影響を評価しています。

7つの対象分野は下記のとおりです。



## ② 埼玉県の動向

埼玉県では、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」（2020年）において、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」を策定し、県域における温暖化の影響評価や、今後の取組の方向性を定めています。

また、「地球温暖化対策（適応策）の方向性」（2020年）を公表し、影響の重大性が大きく緊急性が高いと評価したもの、または県内で影響が現れているものに対象分野を絞り、今後の取組の方向性について示しています。



### ③ 市域における気候変動影響

市域においても、夏季の猛暑日が増加したり、大規模な自然災害が増加したりするなど、気候変動やヒートアイランド現象の影響によると思われる現象が起きています。本市では、県で既に影響が生じている、または将来生じることが予測される以下の分野について、下記のとおり気候変動の影響を確認しています。

#### <農業分野 >

現状において、本市での水稲については、生産者が少なく、影響把握は困難な状況です。その他、野菜や果樹は、集中豪雨や降雹などの気候変動影響により、作物の品質低下が発生しています。

本市の特産品である茶について、現状では気候変動を直接の要因とする影響は確認されていませんが、一番茶新芽の生育時期が早まった場合には、凍霜害等による品質・収量の低下が懸念されます。



巨峰の着色不良



画像提供:農研機構

#### <水環境・水資源分野・自然災害分野 >

現状においては、気候変動による影響が表れている事例は確認されていません。

しかし、気象庁の統計データによると、短時間強雨の発生回数が増加していると同時に、雨が降らない日も増加傾向にあります。このため、将来においては、一度の降水量が増加することによって、河川氾濫や土砂災害、浸水被害などが増加、拡大することが懸念されます。

#### <自然生態系分野 >

現状においては、冬季の気温上昇による温暖化で、南方系昆虫の分布域が北上している種が確認されています。

国の評価報告書においても、生態系への影響は既に現れているとしながらも、市民生活に影響を及ぼす「生態系サービス」への影響については現状では評価できないとの考え方が示されています。

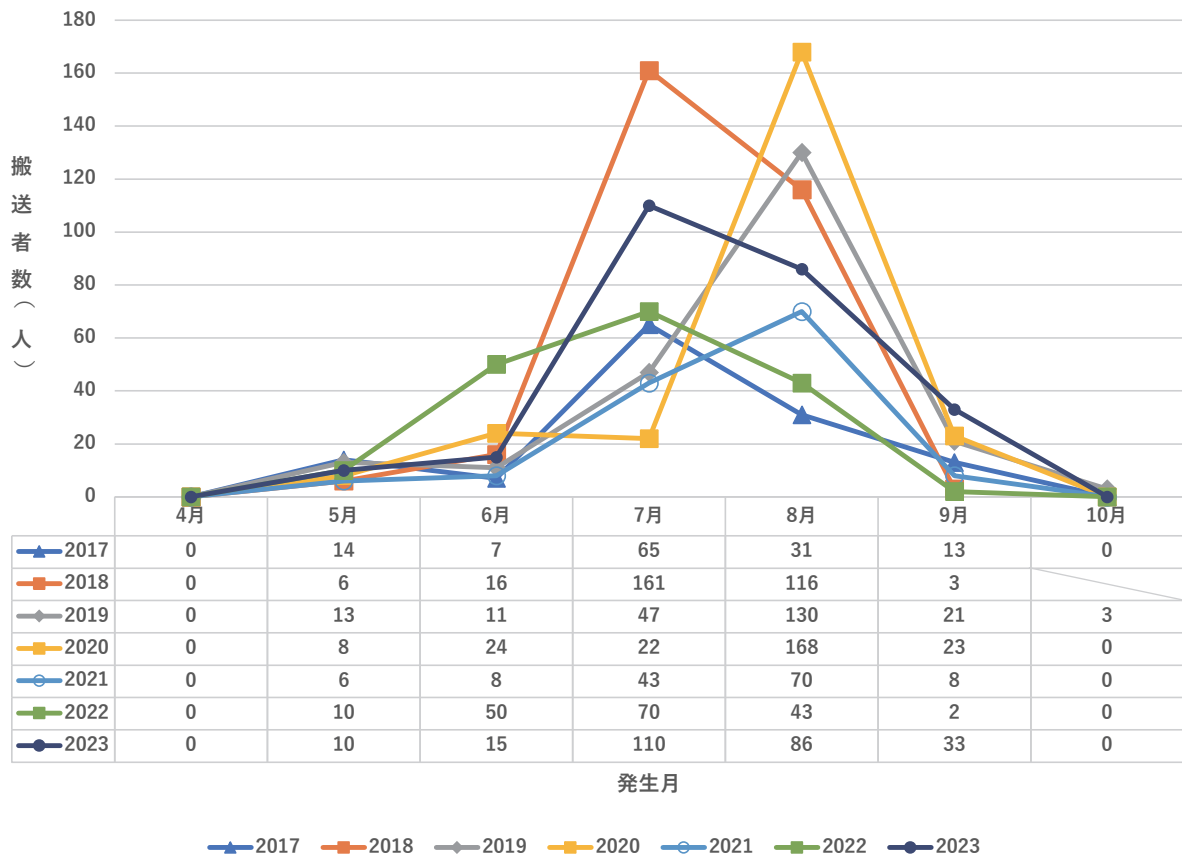
#### <健康分野 >

埼玉県は前述のとおり、地理的条件により気温が上がりやすく全国的に見ても特に夏の気温が高くなる地域とされています。

所沢市内の直近7年間の熱中症による救急搬送者数は、次頁の図のとおりで、7・8月は非常に多く、2021（令和3）年度は熱中症による死者が発生しました。

将来においては、さらなる平均気温の上昇、真夏日や猛暑日の増加が予想され、熱中症の発生や死亡リスクが増大する可能性があります。

■市内で発生した熱中症搬送者数の推移



2023（令和5）年	7月	8月
搬送者合計	110人	86人
搬送者全体に占める65歳以上の割合	58.2%	59.3%
65歳以上かつ住宅での発生割合	46.9%	51.0%

■埼玉県及び所沢市における気候変動による現在の影響評価

分野	大項目	小項目	県の影響評価結果		重大性
			短期的な影響・ 被害の発生頻度	長期的な影響 の総合評価	
 農業・ 林業・ 水産業	農業	水稲	○	○	△
		野菜	○	—	△
		果樹	○	△	△
		麦、大豆、飼料作物等	○	△	△
		茶			△
		害虫、雑草	—	—	○
		農業生産基盤	○	△	△
 水環境・ 水資源	水資源	水供給	○	△	△
 自然生態 系	陸域生態系	自然林・二次林	○	—	×
		里地・里山生態系			×
		人工林			×
		野生鳥獣による被害			△
	生物季節	生物季節	○	—	△
	分布・個体群の 変動	在来種	○	—	△
		外来種			×
 自然災害	河川	洪水	○	○	○
		内水	○	○	△
	都市下水路	内水			△
 健康	暑熱	死亡リスク	—	○	○
		熱中症	○	○	○
	感染症	節足動物媒介感染症	□	—	△
	複合影響	光化学オキシダント	—	—	△
 産業・ 経済活動	製造業	—		×	
	観光業	レジャー(自然のレジャー含む)			△
 市民生 活・ 都市生活	都市インフラ・ ライフライン等	水道			○
		下水道			△
		道路交通			○
	その他	暑熱による生活への影響	○	○	○

市の影響評価結果	
緊急性	評価内容・評価理由
—	市内に生産者が少なく、現状把握が難しい。
—	集中豪雨や降雷などの影響が増えている。
—	集中豪雨や降雷などの影響が増えている。
—	今後把握に努める。
—	市の特産であり、影響が出れば損失も大きいと予測される。
○	高温多湿な地域に発生するサトイモ疫病が一部で発生している。
—	豪雨時には冠水被害を受ける農地もあり、生産性に直結。
—	県：非洪水期（10～6月）に降雨量が少なく取水制限の可能性あり。
—	市内における影響は確認されていない。
—	市内における影響は確認されていない。
—	市内における影響は確認されていない。
—	県：シカの増加に伴う植生被害が生じている。
—	県：さくらの開花は早まり、かえでの紅葉は有意に遅くなる傾向。
—	県：南方系昆虫の侵入定着が見られる。
—	市内における影響は確認されていない。
○	台風や集中豪雨の際、川の溢水による浸水被害あり。
○	台風による浸水被害、道路の冠水あり。
—	台風や集中豪雨の際、溢水による浸水被害の恐れあり。
○	熱中症による死亡者が発生している。
○	搬送者が毎年5月以降増加。半数以上が高齢者。
□	平成28年に1件、 Dengue 熱発生。以降発生なし。
—	増加傾向はあるが、気候変動影響と言い切れない。
—	市内の被害は現時点でないが、影響が出れば損失も大きいと予測。
□	イベント等の時季変更などの影響が出ている。
—	豪雨等による水道システムへの被害が出る恐れあり。
—	マンホール蓋の飛散、溢水、宅地内への逆流等の被害の恐れあり。
○	道路メンテナンス、改修・復旧の費用増加の恐れあり。
○	主に学校で、屋内外の運動、行事の時季変更など影響あり。

【凡例】

< 県の影響評価結果 >

- ・短期的な影響・被害の発生程度
  - ：影響・被害が発生している可能性あり
  - ：どちらとも言えない・不明
  - ：影響・被害が発生している可能性なし

※斜線部は県の計画に掲載のない評価項目です

- ・長期的な影響の総合評価（影響の大きさ）
  - ：大きい
  - △：中程度
  - ：小さい
  - ：現状では評価できない

< 市の影響評価結果 >

- ・重大性
  - ：現状で重大な影響がある
  - △：現状において影響がある可能性あり
  - ×：現状において影響はない



### (5) 所沢市における適応策

市では、市域で既に気候変動による影響が出ている分野を中心に、適応策を推進してまいります。既存の施策で適応策として機能する事業については維持、または必要に応じて強化することを目指し、対策が不足している分野については適応策の情報収集を進め、将来的な適応策について検討を進めます。



#### 農業分野

- 本市特産物品である狭山茶やさといもをはじめとする農産物について、自然災害や病気の発生など気候変動がもたらす影響の防止や低減するため、関係機関との連携により情報収集を進め、継続して生産者と情報共有を図ります。



#### 水環境・水資源分野

- 自然環境の変化等を想定し、渇水対応マニュアルを作成します。
- 緊急時の飲料水・生活用水確保のため、家庭での緊急時の水の備え、応急給水拠点等の情報提供を行います。



#### 自然生態系分野

- 植生調査や生物季節観測の変化傾向について関係機関と継続的に情報を共有し、地球温暖化との関連性を考察し、生物多様性ところざわ戦略を見直します。
- 生態系や農林業に影響を及ぼす野生鳥獣の気候変動に伴う生息域の変化を把握し、被害を防ぐための支援策を検討します。



## 自然災害分野

- 集中豪雨の増加や台風の大規模化等による浸水や土砂崩れ、都市河川の氾濫などの災害への防災対策を推進します。
- 調整池等の築造や維持管理により、浸水被害の軽減を図ります。
- 河川・水路・都市下水路の整備を進め、適切な維持管理により、氾濫による浸水被害を防止します。
- 集中豪雨時の浸水・冠水被害発生状況を調査し、被害が頻繁な地区に対して雨水対策（雨水管の布設、雨水浸透井の築造等）を実施します。
- 気候変動に伴う巨大台風や集中豪雨等による災害時に、市民の生活を守るため、所沢市地域防災計画に基づき、防災組織・防災施設の整備を図ります。
- 気候変動に伴って増大するリスクを評価し、各種ハザードマップを適宜見直します。



## 健康分野

- 熱中症を予防するため、暑さ指数（WBGT）等の情報提供や、クールビズ、クールシェアスポット等の普及を推進します。
- 児童・生徒の熱中症等の健康被害を防止するため、暑さ指数（WBGT）の情報提供や施設の適切な維持管理を行います。
- 関係部局と連携し、ホームページや広報紙を通じて熱中症弱者に対する熱中症予防啓発を強化します。
- みどりの保全と創出によって、樹木が持つ蒸散作用を活用し、ヒートアイランド対策を推進します。



## 産業・経済活動分野

- 気候変動の将来予測や予測される影響、事業活動における適応策の取組事例について、事業者に向けた情報提供を行います。
- 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に賛同することを推奨し、気候変動の影響を考慮した事業計画を立てて事業運営するよう周知啓発を進めます。



### 市民生活・都市生活分野

- みどりの保全と創出によって、樹木が持つ蒸散作用を活用し、ヒートアイランド対策を推進します。(再掲)
- 開発に伴う雨水の流出を抑制するため、事業者へ適正な指導を行います。
- 道路、公園、学校などの公共公益施設の緑化に取り組み、暑熱によるストレスを軽減する憩いの場を創出します。
- 自動車排熱の低減のため、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車（エコカー）の普及を推進します。
- 住宅設備等から排出される排熱を低減するため、住宅や事業所における省エネルギー機器・設備の導入を推進します。



### 分野横断的な適応策

- 所沢市業務継続に関する計画（BCP）に基づき、災害時、優先的に取り組むべき重要な業務を継続的に実施し、迅速な行政機能の復旧に努めます。
- 市職員の気候変動影響と適応に関する意識の向上を図るため、職員研修を実施します。
- 市民が気候変動影響を把握し、地域全体で減災につながる行動がとられるよう、自治会・町内会等への出前講座や防災訓練等の実施の促進を図ります。
- ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の様々な媒体を活用して、気候変動予測や影響に関する情報を発信します。

## (6) 推進体制

取組状況の把握等の進行管理については、所沢市マチごとエコタウン推進計画の一部として、同計画内で管理を行っていきます。

また、「気候変動適応法」第13条に基づき、埼玉県と共同で「所沢市気候変動適応センター」を設置しました。気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、埼玉県及び関連部局と情報を共有しながら推進していきます。さらに、「気候変動適応法」第14条に基づいて設置・運用されている気候変動適応関東広域協議会へ参画し、積極的な情報提供に努めます。

## (7) 各主体の役割

### <行政の役割>

市は、地域気候変動適応計画を策定し、地域の自然的経済的社会的状況に応じて、関係部局との連携協力の下、関連する施策に積極的に気候変動適応策を組み込み、各分野における気候変動適応に関する施策を推進していきます。

### <市民の役割>

市民は、国や県、市が提供する情報を活用し、気候変動による影響の理解を深め、その影響に対処できるように家庭や地域でできることから取り組むことが重要です。

### <事業者の役割>

事業者は、国や県、市が提供する情報を活用し、事業活動における気候変動影響やその適応策に関する理解を深めるとともに、将来の気候変動を見据え、適応の観点を組み込んだ事業計画を策定し、適宜見直すことが求められます。



## 2. 所沢市環境教育等に関する行動計画

「環境教育等促進法」第8条第1項により、都道府県及び市町村は、政府の定める「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本方針」（以下「政府の基本方針」という。）を勘案して、その区域の自然的社会的条件に応じた「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」（以下「行動計画」という。）の作成に努めるよう求められています。

私たち人間が、地球に存在する生物やその他の環境等との調和を図りつつ、人々が生き、暮らすことができる、持続可能な社会を目指すためには、一人ひとりが環境保全に主体的にかかわる必要があります。

環境保全を推進していくために求められる人間像について、政府の基本方針では、例として次のとおり示されています。

- ・ 他者の痛みや困難に共感し、共に働いて汗を流したり、協力したりすることのできる人間
- ・ 「“人と人”」「“人と自然”」のつながりや絆を大事にすることができる人間
- ・ 持続可能な社会に向け、それぞれの立場で役割を担うことができる人間
- ・ 知識の習得に努めるとともに、自ら考え、公正に判断し、既成概念・習慣等に捕らわれすぎず、主体的な行動ができる人間

上記を踏まえ、本市の豊かな自然を活かしながら、基本計画に掲げる施策を抽出・体系化し、「所沢市環境教育等に関する行動計画」を策定します。

### （1） 基本的な事項

本市の行動計画の基本的な事項については、次のとおりとします。

#### ① 計画の目的

持続可能な社会を構築するために、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について推進します。

#### ② 計画の対象

所沢市民、所沢市内で学ぶ、又は働く人を対象とします

#### ③ 計画の期間

2019（令和元）年度～2028年度

#### ④ 計画の推進

進行管理については、環境基本計画の一部として、環境基本計画の中で管理を行っています。



柳瀬川の清掃活動

## (2) 行動計画の推進のための施策

行動計画を推進するため、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進」、「環境教育の推進」、「協働取組の推進」のそれぞれの分野で施策を進めていきます。

## ① 環境保全活動、環境保全の意欲の増進

地球温暖化問題等の課題に立ち向かうためには自ら進んで取り組む人材を育成することが重要であり、意欲の増進につながる気付きを引き出す施策を推進します。

	[施策番号] <sup>※1</sup>	[実施主体] <sup>※2</sup>		
【体験による主体性の活発化】				
・ 「みどりのふれあいウォーク」などのイベントの実施により、自然体験の充実を図ります。	2-1-1-①			市
・ 小・中学校において、身近なみどり（学校ファーム・ビオトープ・学習林等）の活用により、環境教育を推進します。	2-1-1-⑦	市民		市
・ リユースやリサイクルに関する体験講習会等を開催し、市民の「もったいないの心」を醸成します。	3-1-1-⑨	市民	事	市
【身近な環境の学習・活動の支援】				
・ 自治会・町内会等から選出された環境推進員を中心に、地域の環境美化活動やごみ減量・リサイクル活動等を推進します。	5-1-2-⑤	市民		市
・ 市民参加による「身近な生きもの調査」などに取り組みます。	6-1-2-⑦	市民	事	市
【意欲増進の効果的な仕組みづくりの推進】				
・ 温暖化防止活動の表彰等を通じて、市民の省エネ意識の醸成を図り、脱炭素型ライフスタイルの定着を推進します。	1-2-2-①	市民	事	市
・ 家庭エコ診断等を通じて、市民の省エネルギー機器・設備の導入を効果的に推進します。	1-2-2-④	市民		市
・ 省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などの“デコ活”（クールビズやウォームビズ、ライトダウンキャンペーン等）を推進します。	1-2-2-⑤	市民	事	市
・ 幼少期からリデュース・リユースに関する環境意識を高め、マイバッグの利用やエコマーク製品の使用などを行えるよう小学生用副読本等の教材を作成します。	3-1-1-⑥	市民		市

※1 施策番号は、基本計画の施策番号（施策重複時は若い番号）です。施策番号の下線部は、他の部門の対策と重複している取り組みを示します。

※2 実施主体において、市は所沢市、市民は市民、事は事業者を示し、主体的な関わりを表しています。

市民 事（塗りつぶしていないマーク）は間接的な関わりを表しています。

【各主体相互間の情報交換・交流等に関する機会の提供】

- 市民の自然とのふれあいや環境学習の機会の創出などを図るため、身近なみどりで自然を楽しむ活動等を行う市民団体の活動を支援します。

2-1-1-⑨ 市民 市
- 市民の環境意識を醸成し、環境の保全・創出に関する行動への参加を推進するため、環境講演会や環境イベント、出前講座などを開催します。

6-1-2-① 市民 事 市
- 自治会・町内会等への参加促進やネットワーク化、市民グループ等への支援を行い、地域による環境保全活動の充実を図ります。

6-1-3-① 市民 市

② 環境教育の推進

子どもから大人まで、生涯にわたって質の高い環境教育・環境学習の機会が得られる施策を推進し、「未来を創る力」や「環境保全のための力」を育みます。

【学校における環境教育の推進】

- 小・中学校において、身近なみどり（学校ファーム・ビオトープ・学習林等）の活用により、環境教育を推進します。

2-1-1-⑦ 市民 市
- 市民団体・学校等との協働により、市民の環境意識の向上を図り、環境の保全と創出に関する行動への参加を推進するため、所沢市環境教育等に関する行動計画を策定します。

6-1-1-④ 市
- 環境の保全・創出に関する小学生用副読本等の教材の作成により、環境教育の充実を図ります。

6-1-2-③ 市民 市
- 「地球にやさしい学校の手引き」を作成し、学校での主体的な環境の保全・創出に関する取組を推進します。

6-1-2-⑩ 市

【社会等幅広い場における環境教育の推進】

- 市民の生物多様性に対する理解や関心を高めるため、環境学習や普及啓発活動を推進します。

2-1-1-②

市民 事 市
- 市民団体等が行うこどもエコクラブの活動を支援し、子どもたちの環境教育の機会を創出します。

2-1-1-⑥

市民 事 市
- 市民の自然とのふれあいや環境学習の機会の創出などを図るため、身近なみどりで自然を楽しむ活動等を行う市民団体の活動を支援します。

2-1-1-⑨

市民 市
- リユースやリサイクルに関する体験講習会等を開催し、市民の「もったいないの心」を醸成します。

3-1-1-⑨

市民 事 市
- 日常生活で発生する騒音によるトラブルの防止のため、近隣騒音に係る知識の普及やマナー・モラルの向上を呼びかけます。

4-4-1-⑦

市民 事 市
- 市民の環境意識を醸成し、環境の保全・創出に関する行動への参加を推進するため、環境講演会や環境イベント、出前講座などを開催します。

6-1-2-①

市民 事 市

【人材の育成・活用】

- 教育現場での「持続可能な開発のための教育（ESD）」の研究や実践を通じて、環境教育に携わる教員の育成を推進します。

6-1-2-④

市
- 市職員の環境保全・創出に関する意識の向上を図るため、「環境」をテーマとした職員研修を実施します。

6-1-2-⑨

市

③ 協働取組の推進

環境保全活動や環境教育は、各主体が互いに協力し合い進めることにより効果を高めることができます。相互に協力して取り組むための施策を推進します。

【環境に関するボランティア活動の支援】

- 公園を多くの市民にとって親しみやすいものとするために、市民との協働による公園管理を推進します。

2-1-1-③

市民 事 市
- 樹林地の保全活動を推進するため、「みどりのパートナー（保全団体）」などの市民協働による活動を推進します。

2-1-1-④

市民 事 市
- 街中における憩いの場などを創出するため、「みどりのパートナー（緑化団体）」の活動を推進します。

2-1-1-⑤

市民 事 市
- みどりの質を高め、将来に継承するため、緑地保全制度が指定された樹林地等において市民・市民団体との協働による適切な保全管理を進めます。

2-2-1-①

市民 事 市
- 市民との協働により、河川の保全活動や清掃活動等を行い、水辺環境を保全します。

2-3-3-①

市民 市

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



- 地域の市民団体等との協働により、市民が安心して親しめる水辺を創出し、多自然川づくりを推進します。

2-3-3-②

市民

市
- 自治会・町内会等から選出された環境推進員を中心に、地域の環境美化活動やごみ減量・リサイクル活動等を推進します。

5-1-2-⑤

市民

市
- 自治会・町内会等への参加促進やネットワーク化、市民グループ等への支援を行い、地域による環境保全活動の充実を図ります。

6-1-3-①

市民

市

【情報の積極的公表】

- 大気汚染や水質汚濁などに関する環境監視・測定システムの充実を図り、国や県と連携して、データ等を即時公表します。

6-2-1-①

市
- 再生可能エネルギーに係る市民意識の醸成を図るため、市ホームページによりメガソーラー所沢等の稼働状況などを即時公開します。

6-2-1-②

市
- 市民がごみの分別等の情報を手軽に入手できるようスマートフォン用アプリケーションの提供を行います。

6-2-1-③

市
- 本計画の進捗状況を明らかとするため、環境の状況や取組実績をまとめた「所沢市の環境」を公表します。

6-2-1-④

市
- ごみ処理量やごみ減量・資源化に係る実績等をまとめた「清掃事業概要」を公表します。

6-2-1-⑤

市
- 大気汚染や水質汚濁などの監視・測定データをまとめた「環境データブック」を公表します。

6-2-1-⑥

市
- 広報紙、市ホームページ、ほっとメール及びソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）等の様々な広報媒体を利用して、関連事業やイベントなどの環境情報を発信します。

6-2-2-①

市

④ その他留意事項

市民、民間団体、事業者等との協働取組に当たっては、各主体の自発性を尊重し、適切な役割分担を図るなど、よりよい連携・協働となるよう留意します。また、国、県、近隣の地方公共団体等の関係機関及び庁内組織との連携については、情報交換等により適切に推進していきます。

## 第5章

### 施策に期待される効果(SDGs への貢献)

## 第5章 施策に期待される効果（SDGsへの貢献）

本章では、それぞれの施策に期待される効果を、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を用いて整理します。

－SDGsとは－

2015（平成27）年9月、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、成果文書として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。アジェンダの中では、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言や行動を掲げており、この目標がSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）です。SDGsは、17の目標とその下のさらに細分化された169のターゲットから構成されています。

SDGsは、世界中の人々が一緒になってよりよい世界をつくるため、同じ目標を見据え、それぞれがどのような側面から貢献していくのかをわかりやすくしたものだといえます。

わが国でも、2016（平成28）年12月、SDGs推進本部において、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定されました。その中では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンが示されています。また、同指針では、地方自治体において、既存の行政計画にSDGsを可能な限り盛り込むことが求められています。

このような国内外の動向を踏まえ、本市においても目標の達成に向けて取り組むため、17の目標と本計画の各施策の関連性を整理しました。



小・中学校の屋根貸し太陽光発電設備



“地球にやさしい”子どもサミット

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



東部クリーンセンター施設見学



【分野別施策】

大柱	中柱
脱炭素社会の構築	地球温暖化緩和策の推進
	エネルギー使用に伴う環境負荷の低減
	気候変動の影響への適応
みどり・生物多様性の保全	生物多様性への理解と参加の推進
	人と自然との絆の強化
	みどりの保全
循環型社会の形成	『もったいない』社会の形成
	ごみ処理に要するエネルギー消費の削減
	ごみの適正な処理の推進
大気・水環境等の保全	大気環境の保全
	水環境の保全
	土壌・地盤環境の保全
	生活環境対策の推進
	化学物質の環境リスクの管理
魅力的な都市環境の創造	美しいまちづくりの推進
	安全・安心な街づくりの推進
ともに進める『善きふるさと所沢』の環境づくり	環境づくり・人づくりの推進
	環境情報の整備と共有化の推進

17の持続可能な開発目標

- 目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標2 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 目標9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

世界を変えるための17の目標																
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	✓					✓				✓	✓	✓				
						✓		✓								
										✓		✓				
			✓								✓					✓
														✓		✓
	✓				✓					✓				✓		✓
			✓							✓	✓	✓				✓
						✓				✓	✓					
										✓	✓					
		✓								✓	✓					
		✓			✓						✓					
		✓									✓					
										✓						✓
		✓								✓		✓				
			✓			✓				✓	✓	✓				✓
											✓					

- 目標 10 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化



## 第6章

# 計画の推進体制・進行管理

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理



## 第6章 計画の推進体制・進行管理

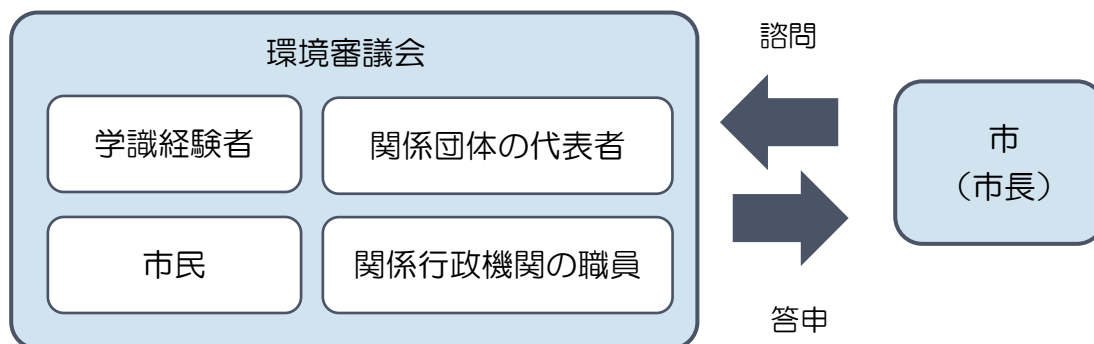
### 1. 計画の推進体制

基本計画を円滑かつ効率的に推進するため、下図に示したとおり、全庁的な推進体制を整備するとともに、市民や事業者による自主的な環境配慮行動の実践等の協働により推進していきます。

#### (1) 環境審議会

本市では、「環境基本法」第44条に基づき制定された「所沢市環境審議会条例」に基づき、環境審議会を設置しています。基本計画の見直し等必要に応じて、市長から環境審議会へ諮問し、環境保全の施策の実施状況や環境に関する基本的事項の調査及び審議を行います。

##### ■環境審議会のイメージ



#### (2) 市の推進体制

基本計画に掲げる環境施策の推進には、市の多くの部局に跨るものも多く、全庁を挙げた総合的な取組が必要です。

##### ①マチごとエコタウン推進会議

基本計画に基づいて行われる事業の実効性を確保するとともに、全庁的な連携を推進するなど、総合的な調整を図る場として、市長や副市長、部長等で構成するマチごとエコタウン推進会議を設置しています。

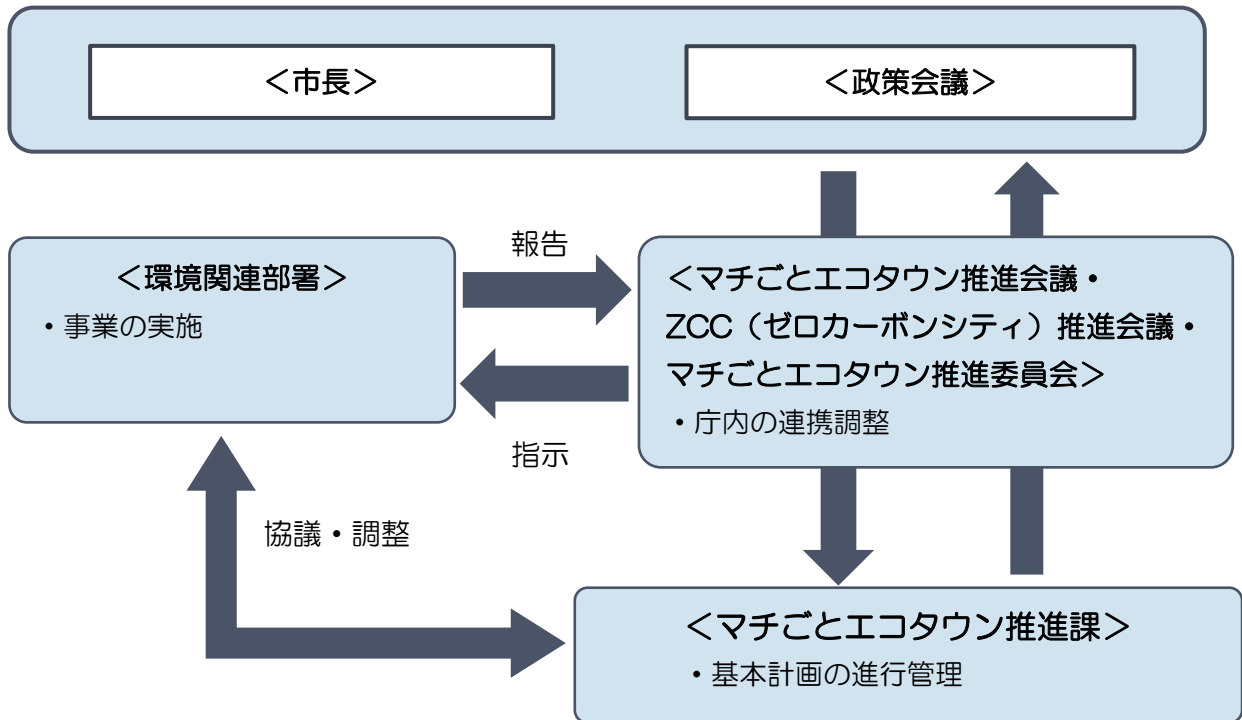
##### ②ZCC（ゼロカーボンシティ）推進会議

基本計画に基づいて行われる事業について、部を跨ぐ新規事業の検討や全庁で推進するための方法を議論する場として、副市長と部長等で構成するZCC（ゼロカーボンシティ）推進会議を設置しています。

##### ③マチごとエコタウン推進委員会

基本計画に基づいて行われる事業の具体的、継続的な推進を図る場として、関連部門の課長等で構成するマチごとエコタウン推進委員会を設置しています。

■ 市内体制のイメージ



(3) 協働による取組の推進

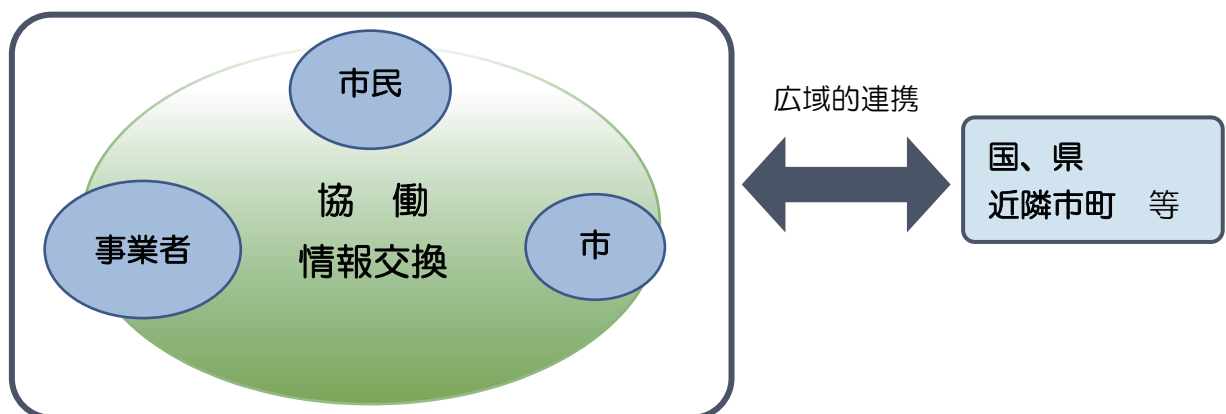
近年、複雑化・多様化している環境問題に対応しながら基本計画を推進し、将来像を実現するためには、市民・事業者と市との協働による取組が不可欠となっています。各主体が共通の認識を持ち、それぞれの役割と責務を自覚し、取組を推進することが必要です。

そのために、市民や事業者など、各主体における取組の進み具合の点検や改善に関する情報交換を行い、協働に向けた取組を進めます。

(4) 広域的な連携

環境の保全を図るため、広域的な視点に基づいて、近隣の市町や国、県等との緊密な連携を図り、広域的な環境問題への取組を進めます。

■ 協働による取組・広域的な連携のイメージ



## 2. 計画の進行管理

計画推進のための効果的な進行管理を行うため、マチごとエコタウン推進会議が中心となり、計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返す、PDCA サイクルによる継続的な改善を図ります。また、将来像の具現化のため、第6次所沢市総合計画と連携して、市の全事業に対して基本計画の理念の反映を図ります。

### ①施策・事業の策定（Plan）

計画に基づく施策・事業の実施にあたり、新たな事業立案や取組手法などを策定します。また、本計画の最終年度にあたる2028年度には、施策や指標、進行管理の仕組みなどを見直し、計画の改定を行います。

### ②施策・事業への取組（Do）

環境保全のための施策・事業は、それぞれの担当部課が中心となって、その推進と継続的な改善に努めます。

### ③計画の進行状況の点検・評価（Check1）

基本計画に掲げる目標や施策の進捗状況及び環境の状況については、計画で設定した指標項目や実績値等を用いて、客観的に点検・評価を行います。また、総合計画と連携し、評価項目の共通化を進めます。

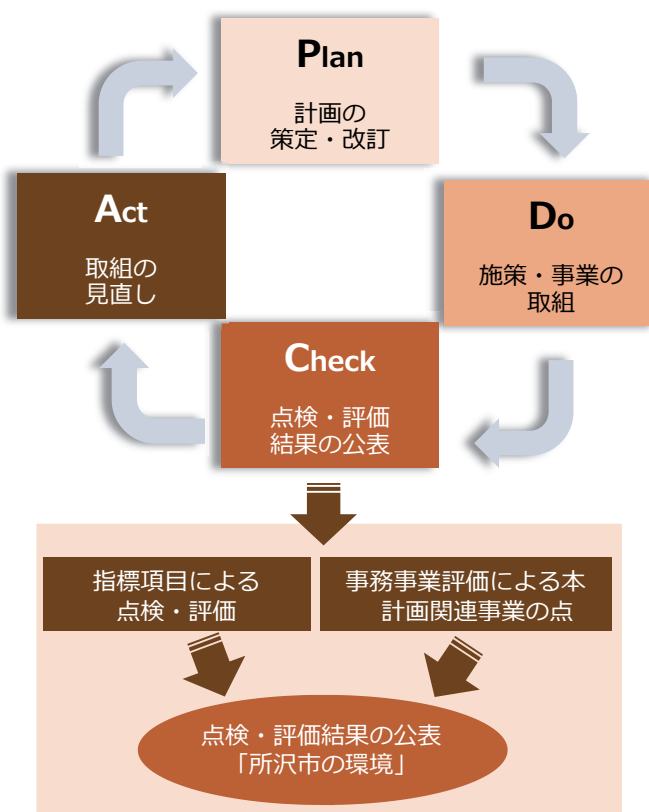
### ④点検・評価結果の公表（Check2）

環境の現況や基本計画に基づき実施された施策等の状況に関する年次報告書「所沢市の環境」を公表し、意見を募集します。

### ⑤取組の見直し（Act）

計画に沿った施策等の実施状況の点検結果を踏まえて、取組の見直しを随時行います。

■PDCA サイクルによる進行管理



# 資料編

1. 本市におけるこれまでの取組
2. 「第3期所沢市環境基本計画」における総合指標の成果
3. 審議・検討組織及び開催経過
4. 諮問・答申
5. 環境基本条例
6. 環境審議会条例
7. 温室効果ガス排出量の算定資料
8. 目標指標一覧
9. 用語解説



## 資料編

### 1. 本市におけるこれまでの取組

本市では、1997（平成9）年の「所沢市環境基本条例」制定をきっかけに、1999（平成11）年に「第1期所沢市環境基本計画」を策定し、以後、様々な計画により、環境保全に関する取組を推進しています。

#### ① 所沢市環境基本計画（第1期～第2期）

ア 第1期所沢市環境基本計画（1999（平成11）年度～2010（平成22）年度）

1997（平成9）年4月に制定した「所沢市環境基本条例」に基づき、環境施策を総合的に推進することを目的とした「所沢市環境基本計画」を策定しました。策定から7年後の2006（平成18）年3月には計画を改定しました。

イ 第2期所沢市環境基本計画（2011（平成23）年度～2018（平成30）年度）

環境基本計画の第2期計画として、「所沢市地球温暖化対策実行計画」を内包した形で策定されました。中間年次の2015（平成27）年には、2014（平成26）年3月に策定した「マチごとエコタウン所沢構想」との整合や社会情勢等を踏まえ、計画の一部を見直しました。



#### ② マチごとエコタウン所沢構想

マチごとエコタウン所沢構想（2014（平成26）年度～2018（平成30）年度）

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故ではエネルギーの安定供給が大きな問題となりました。このような背景の中、限りあるエネルギー・資源に過度に依存してきたライフスタイルを転換し、「もったいないの心」に基づき、ものを大切に使うといった基本的な人の生き方に立ち返るとともに、地域の貴重で豊かなみどりを守り育て、「人と人”、“人と自然”との絆」を大切にする「エコタウン」をみんなで築いていくための道しるべとする、「マチごとエコタウン所沢構想」を2014（平成26）年3月に策定しました。本構想は、「エネルギー」、「みどり」、「資源循環」の分野のプロジェクトで推進されています。



### ③ 所沢市マチごとエコタウン推進計画

所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）  
（2019（令和元）年度～2028年度）

「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」は、マチごとエコタウン所沢構想の理念を軸に、今後10年の環境行政全体計画である環境基本計画を統合して策定しました。この統合により、計画内容がより多岐にわたるため、基本理念や将来像などの基本的事項や中長期的な方針をまとめた基本計画と、重点施策などの短期的な内容をまとめた重点実施計画に分冊化しています。



### ④ 所沢市地球温暖化対策実行計画

本市では、2001（平成13）年3月以降、地球温暖化対策に関する計画を策定し、市の事務事業及び、市内全域から排出される温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

今後も引き続き、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項及び第3項に基づく、市の「地球温暖化対策実行計画」により、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

#### ■ 所沢市地球温暖化対策実行計画の経過

策定計画名	策定年	計画期間
所沢市地球温暖化対策実行計画	2001（平成13）年	2001～2005 （平成13～17）年度
第2期所沢市地球温暖化対策実行計画	2006（平成18）年	2006～2010 （平成18～22）年度
所沢市地球温暖化対策実行計画 改訂版 （事務事業編・区域施策編）	2011（平成23）年	2011～2018 （平成23～30）年度
第3期所沢市地球温暖化対策実行計画	2019（令和元）年	2019（令和元）～ 2028年度

## 2. 「第3期所沢市環境基本計画」における指標の成果

## ■所沢市マチごとエコタウン推進計画

NO.	指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値 2028年
					2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	
1	地域における温室効果ガス排出量の削減率	%	増加	0 (2013年)	7.6	9.3	11.0	12.7	14.4	22.9
					15.1	24.9	30.4	26.9		
					○	○	○	○		
2	再生可能エネルギー設備の総出力	MW	増加	35.3	37.7	38.9	40.1	41.3	42.5	48.5
					37.4	39.1	41.0	43.1		
					×	○	○	○		
3	みどりとふれあうイベントの参加者数	人	増加	1,767	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
					1,855	0	0	1,363		
					×	×	×	×		
4	みどりのパートナーの登録者数	人	増加	1,368	1,395	1,400	1,405	1,410	1,415	1,600
					1,410	1,500	1,501	1,517		
					○	○	○	○		
5	新たなみどりの確保量	ha	増加	55.1	75.0	80.0	85.0	90.0	95.0	110.0
					85.5	96.0	96.3	103.4		
					○	○	○	○		
6	市民1人当たりのごみ排出量	g /人・日	減少	580	578.5	577.8	577.1	576.4	575.6	572
					583.1	592.7	574	557.1		
					×	×	○	○		
7	ごみ焼却発電による電気使用量増率	%	増加	73.8	89.8	100	100	100	100	100
					91.9	100	100	100		
					○	○	○	○		
8	不法投棄物量	t	減少	26	25.2	24.8	24.4	24.0	23.6	21.6
					21.9	12.9	11.4	9.5		
					○	○	○	○		
9	大気規制対象事業所のばい煙にかかる排出基準適合率	%	維持	100	100	100	100	100	100	100
					100	100	100	100		
					○	○	○	○		
10	水環境にかかる環境管理目標の達成率	%	維持	100	100	100	100	100	100	100
					100	100	100	100		
					○	○	○	○		
11	土壌汚染拡散防止率	%	増加	87	基準値以上					基準値以上
					91.0	96.0	96.0	96.0		
					○	○	○	○		
12	苦情相談解決率	%	増加	93.2	基準値以上					基準値以上
					80.9	96.5	99.1	98.7		
					×	○	○	○		
13	化学物質排出量	t	減少	26.5	基準値以下					基準値以下
					22.6	22.1	16.3	13.4		
					○	○	○	○		
14	住宅・住環境に関する施策の満足度	%	増加	—	66	66.5	67.0	67.5	68	70
					42.9	47.5	48.0	44.8		
					×	×	×	×		
15	市民1人当たりの公園面積（オープンスペースの確保）	m <sup>2</sup> /人	増加	4.11	4.15	4.19	4.23	4.27	4.32	4.61
					4.13	4.15	4.26	4.25		
					×	×	○	×		
16	環境学習関連事業の参加者数	人	増加	34,108	基準値以上					基準値以上
					169,236	66,220	62,354	63,358		
					○	○	○	○		
17	市ホームページ及びSNSによる環境情報の発信件数	件	増加	1,420	1,800	2,000	2,200	2,400	2,600	3,600
					1,380	1,889	1,595	1,871		
					×	×	×	×		

## ■所沢市マチごとエコタウン推進計画 重点実施計画

NO.	指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況				
					2017年	2019年	2020年	2021年	2022年
低炭素 (1)	◎市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（調整）の削減率	%	増加	0 (2013年)	202	21.9	23.6	25.3	26.9
					67.4	68.1	69.0	70.7	
					○	○	○	○	
低炭素 (2)	㈱ところざわ未来電力の市域への電力供給規模	kW	増加	0	28,000	33,000	38,000	43,000	43,000
					19,113	23,077	22,330	22,847	
					×	×	×	×	
低炭素 (3)	低炭素住宅の認定件数	件	増加	29	42	54	66	78	90
					23	23	79	71	
					×	×	○	×	
低炭素 (4)	市内の熱中症による救急搬送者数	人	減少	130	125	120	115	110	105
					225	245	135	177	
					×	×	×	×	
みどり (1)	◎新たなみどりの確保量	ha	増加	55.1	75.0	80.0	85.0	90.0	95.0
					85.5	96.0	96.3	103.4	
					○	○	○	○	
みどり (2)	保全管理計画が策定された緑地の数	箇所	増加	2	3	3	4	4	5
					4	5	6	7	
					○	○	○	○	
みどり (3)	市街化区域内に新たに指定した地域制緑地の累計面積	ha	増加	0	/	/	/	/	0.5
					0.68	0.86	1.04	1.61	
					○	○	○	○	
みどり (4)	みどりとふれあうイベントの参加者数	人／年	増加	1,767	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
					1,855	0	0	1,363	
					×	×	×	×	
資源 (1)	◎市民1人当たりのごみ排出量（集団資源回収、事業系ごみ等は含まない）	g／人・日	減少	580	578.5	577.8	577.1	576.4	575.6
					583.1	592.7	574.0	557.1	
					×	×	○	○	
資源 (2)	焼却処理率	%	減少	77.2	75.0	74.5	74.0	73.5	73.0
					77.6	79.5	79.9	80.1	
					×	×	×	×	
資源 (3)	ごみ焼却発電による電気使用量賄率	%	増加	73.8	89.8	100	100	100	100
					91.9	100	100	100	
					○	○	○	○	
協働 (1)	環境推進員が関わる活動に対する総参加者数	人	増加	56,000	56,560	57,120	57,680	58,240	58,800
					54,627	13,358	30,180	40,865	
					×	×	×	×	
協働 (2)	◎環境学習関連事業の参加者数	人	増加	34,108	基準値以上				
					169,236	66,952	62,354	63,358	
					○	○	○	○	
協働 (3)	市内小中学校における「地球にやさしい学校」の取組評価の平均点	点	増加	23	基準値以上				
					23.0	23.0	—	21.5	
					○	○	—	×	

※/は最終年度目標に向かって増加させていくことを意味しています。



## 3. 審議・検討組織及び開催経過

## ■所沢市環境審議会

敬省略・順不同

構成	氏名	所属・役職等
知識経験者	天野 正博（会長） 柴田 晋吾	早稲田大学 人間科学学術院 名誉教授 上智大学 大学院地球環境学研究所 客員教授
民間団体の 代表者	鈴木 由紀子（副会長） 秋元 智子  櫻井 誠（令和4年度） 本澤 智巳（令和5年度） 倉片 順司 有村 将（令和4年度） 大庭 祥誠（令和5年度） 戸邊 和幸  羽田野 崇	所沢市環境推進員連絡協議会 会長 埼玉県地球温暖化防止活動推進センター 事務局長 所沢市立校園長会 所沢市立若松小学校校長 所沢市立校園長会 所沢市立柳瀬小学校校長 所沢商工会議所 副会頭 所沢青年会議所 所沢青年会議所 武州ガス(株) 営業ユニット 特需営業部 営業ユニット長兼 カーボンニュートラルシティ推進室長 (株)三井住友銀行 池袋法人営業第一部 部長
市民その他 の市長が必 要と認めた 者	川原 博満  横内 ゆり 坂根 裕子  足立 圭子 石川 桃子 神谷 葵	環境省 関東地方環境事務所 環境対策課 地域適応専門官 埼玉県 環境部 環境未来局長 消費生活アドバイザー、 埼玉県地球温暖化防止活動推進員 おおたかの森トラスト 代表 公募による市民 公募による市民

## ■所沢市マチごとエコタウン推進会議・推進委員会

所沢市推進会議	所沢市推進委員会
市長（会長）	環境クリーン部次長（委員長）
副市長	—
教育長	—
上下水道事業管理者	—
秘書監	—
危機管理監	危機管理室長
経営企画部長	企画総務課長、経営企画課長
総務部長	文書行政課長
財務部長	財政課長、管財課長
市民部長	防犯交通安全課長
福祉部長	福祉総務課長
こども未来部長	こども政策課長
健康推進部長	保健医療課長
環境クリーン部長	環境対策課長、生活環境課長、みどり自然課長、 資源循環推進課長、東部クリーンセンター所長、西 部クリーンセンター所長

産業経済部長	産業振興課長、農業振興課長
街づくり計画部長、 所沢駅西口まちづくり 担当理事	都市計画課長、市街地整備課長、所沢駅西口区画整理事務所長
建設部長	建設総務課長、道路建設課長、公園課長、河川課長
会計管理者	—
市民医療センター 事務部長	—
議会事務局長	—
教育総務部長	教育総務課長、文化財保護課長
学校教育部長	学校教育課長
上下水道局長	上下水道局総務課長、下水道整備課長

### ■開催経過

年 月 日	組織名称、検討・報告内容等
2022(令和4)年 5月20日	令和4年度 第1回 所沢市環境審議会 ・委員委嘱、 ・市長あいさつ ・正副会長の選出、諮問 ・市内環境の現況について ・計画の改定内容について
2022(令和4)年 10月7日	令和4年度 第2回 所沢市環境審議会 ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について ・所沢市気候変動適応計画（仮称）について
2022(令和4)年 11月28日	令和4年度 第3回 所沢市環境審議会 ・（仮称）所沢市脱炭素ロードマップ（案）について ・（仮称）所沢市気候変動適応計画（案）について ・（仮称）所沢市脱炭素社会を実現するための条例（案）について（答申）
2023(令和5)年 2月3日	令和4年度 第4回 所沢市環境審議会 ・（仮称）所沢市脱炭素ロードマップ（案）について ・所沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（案）について
2023(令和5)年 5月19日	令和5年度 第1回 所沢市環境審議会 ・所沢市脱炭素ロードマップ（案）について ・所沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）促進事業について
2023(令和5)年 7月28日	令和5年度 第2回 所沢市環境審議会 ・所沢市まちごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）改定版（案）について ・所沢市脱炭素ロードマップ（案）について ・所沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）促進事業について
2023(令和5)年 11月17日	令和5年度 第3回 所沢市環境審議会 ・パブリックコメントの結果について
2024(令和6)年 2月3日	令和5年度 第4回 所沢市環境審議会 ・「所沢市まちごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）改定版」答申について ・答申

## 4. 諮問・答申

### ■諮問

所マ第14号  
令和4年5月20日

所沢市環境審議会  
会長 天野 正博 様

所沢市長 藤本 正人

「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」  
の改定について（諮問）

このことについて、所沢市環境基本条例第9条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問事項

- ・社会情勢の変化や関連法の改正を踏まえた「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」の中間改定について

## ■答 申

所環審第10号

令和6年 2月 2日

所沢市長 小野塚 勝俊 様

所沢市環境審議会  
会長 天野 正博「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」  
の改定について（答申）

令和4年5月20日付け所マ第14号で諮問された標記のことについて、別紙のとおり答申いたします。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



(別紙)

## 答 申

「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」中間改定案  
答申として別添のとおり計画案を取りまとめました。

答申にあたっての意見

以下のとおり意見を申し添えます。

審議会におきましては、本計画の審議・検討に際して、現行の「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」における環境施策の実施状況等を点検するとともに、脱炭素社会の実現に向けた世界的な動向や社会情勢を踏まえ、「将来像」や基本方針を受け継ぎながら、施策体系、目標指標等の見直しを検討してまいりました。

特に、脱炭素社会の実現のための取組については、行政だけでなく市民や事業者の取組が不可欠であることから、所沢版気候市民会議である「マチごとゼロカーボン市民会議」やパブリックコメントにおける市民の意見を尊重するなど、幅広く市民意見の聴取に努めてまいりました。この結果を踏まえ、市民・事業者など誰もが理解しやすく、実践につながる計画を目指し、別冊の「所沢市脱炭素ロードマップ」として取りまとめました。

また、世界各地で起こっている気象災害は、日本でも日々激しさを増している現状を踏まえ、新たに「所沢市気候変動適応計画」を策定し、本計画に内包させる構成としております。

市におかれましては、本計画に基づいて、大規模太陽光発電設備の導入や地域新電力会社の設立、官学連携による気候市民会議の開催など、脱炭素社会の実現に向けた取組を率先して力強く推進してきたことと思います。また、世界的にも取組の加速が期待されるみどり・生物多様性分野においても、これまで長期にわたり市域のみどりを保全する姿勢を貫いてきたことと理解しています。こうした取組の積み重ねは、間違いなく所沢市ならではの社会的特性、自然環境特性を形成してきたものと考えます。

この所沢市の豊かな環境を将来世代に残していくために、留まることを知らず複雑・多様化していく環境問題に対して、一刻も早い対応が求められています。昨年制定された「所沢市脱炭素社会を実現するための条例」のとおり、市のみならず市民・事業者の全てが連携し、現在そして未来の子どもたちが恵み豊かに暮らせる所沢となるよう、有効な施策を加速させていくことを切に期待します。

## 5. 所沢市環境基本条例

### 所沢市環境基本条例

平成9年4月1日  
条例第4号

市民の安全で健康かつ文化的な生活を実現するために必要な環境を保全し、現在及び将来の市民の福祉に貢献することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持することができるよう適切に推進されなければならない。

2 環境の保全は、環境の容量及び生物の多様性の認識のもと、人と自然が共存共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう推進されなければならない。

3 環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において、市、事業者、市民及び行楽者の公平な役割分担のもと、協力して積極的に推進されなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境の保全と密接にかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関し、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めなければならない。

私たちのまち所沢は、武蔵野の台地にあつて、狭山丘陵に代表される豊かな自然に恵まれ、三富新田や雑木林などの自然と共に歩む暮らしは私たちの心にふるさとの風景を深く刻んでいる。また、旧石器時代の昔から人々の暮らしが営まれるとともに、鎌倉街道の宿場町として栄え、航空発祥の地として大空への夢をつなぐなど、歴史や文化も生まれ、生活文化都市として発展を続けている。

しかしながら、都市化や人口増加に伴い、豊かな自然は徐々に減少し、環境への負荷を生じさせる社会経済活動や私たちのライフスタイルにより、都市生活型公害、廃棄物問題なども顕在化している。さらに、私たちを取り巻く環境は、地球規模で深刻な影響を受け、人類の存続をも脅かしている。

もとより、私たちは、安全で健康かつ文化的な生活に必要な環境を享受する権利を有するとともに、人と自然が共存共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に努め、それを将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

悠久の地球の営みの中で、私たち人類はわずかな時に存在し、多くの生物と有限な地球の環境を分かちあっている。私たちは、環境がそれらの生物や大気、水、土壌の微妙な均衡と循環システムのもとに成り立っていることを認識しなければならない。

私たちは、不断の努力と英知をもって、健全で恵み豊かな環境を保全し、現在及び将来の市民の安全で健康かつ文化的な生活を実現するため、ここに、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全(環境の回復及び創造を含む。以下同じ。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び行楽者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって

## (事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形質の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめ適正に調査、予測又は評価を行い、環境の保全に努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。
- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## (市民の責務)

- 第6条 市民は、環境の保全について関心を払うとともに、環境の保全に必要な知識を持つよう努めなければならない。
- 2 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するとともに、自然環境の適正な保全に努めなければならない。
- 3 市民は、前2項に定めるもののほか、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## (行楽者の責務)

- 第7条 市域の自然に親しみ、又は文化施設等を利用する行楽者は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## (市の基本的施策)

- 第8条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる施策を推進するものとする。
- (1) 大気、緑地、河川、地下水、土壌等の自然的構成要素の保全に関すること。
- (2) 野生生物の種の保存、生態系の保護その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全に関すること。
- (3) 市民が安全で健康に暮らせる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域特性を活かした良好な景観及び歴史・文化遺産の保全に関すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等に関すること、並びに地球環境保全の貢献に関すること。
- (5) 市民及び事業者が環境の保全に自主的かつ積極的に取り組めるよう、系統的な環境学習の推進に関すること。

## (環境基本計画の策定)

- 第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、所沢市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 施策の基本方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、所沢市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## (総合的調整)

- 第10条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行う。
- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全に関する施策に関すること。
- (3) その他環境行政の総合的推進に関すること。

(年次報告書の作成及び公表)

第11条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制、助成等の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第14条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するものとする。

(環境管理システム等の普及)

第15条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境管理システム等の普及に努めるものとする。

(市民及び事業者の自主的な活動の促進)

第16条 市は、市民及び事業者が自主的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、情報の提供等の必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者との連携)

第17条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、協力及び参画を求める等市民及び事業者との連携に努めるものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第18条 市は、環境の保全を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

## 6. 所沢市環境審議会条例

### 所沢市環境審議会条例

平成7年3月31日  
条例第6号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項について調査及び審議を行わせるため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、所沢市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第22条第1項の地方公共団体実行計画協議会とする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 所沢市環境基本条例（平成9年条例第4号）第9条の所沢市環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 温対法第21条第1項の地方公共団体実行計画の策定及び変更に関すること。

(3) 温対法第22条の2第1項の地域脱炭素化促進事業計画の協議に関すること。

(4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市民その他の市長が必要と認めた者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了した日までとする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審議会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

以下 略



## 7. 温室効果ガス排出量の算定資料

### (1) 算定対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、対象とする温室効果ガスは、以下の7種類のガスを規定しています。

しかし、エアゾール製品の噴射剤等に使用されるハイドロフルオロカーボン（HFCs）、半導体等製造等の過程で使用されるパーフルオロカーボン（PFCs）、電気絶縁ガス等を使用される六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、半導体・液晶基板の洗浄等を使用される三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）、については、本市の温室効果ガスに占める割合が非常に小さいことや、根拠データの入手が困難なことから、本実行計画（区域施策編）の対象としていません。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」で対象としているガスの種類	人為的な発生源	区域施策編
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。	○
メタン（CH <sub>4</sub> ）	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門などから排出。	○
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	燃料の燃焼に伴うものや家畜のふん尿などの農業部門などから排出。	○
ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤などに使用。	×
パーフルオロカーボン（PFCs）	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	×
六ふっ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	×
三ふっ化窒素（NF <sub>3</sub> ）	半導体や液晶基板の洗浄などに使用。	×

### (2) 算定方式について

本実行計画では、市内全域における温室効果ガス排出量を以下に示す方法により推計しました。電力の小売全面自由化による実績値把握が難しくなったこと等といった社会情勢の変化も踏まえつつ、2017（平成29）年3月に策定された「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル 算定手法編 ver1.0（環境省）」（以下「環境省算定マニュアル」という。）に記載されている算定方式をベースに算定しています。

■二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

部門・項目		算定方式	出典資料
エネルギー 転換部門		市内に該当部門なし	
エネルギー 消費	産業部門 (農林業)	【A 都道府県別按分法 (標準的手法)】 埼玉県のエネギー種別炭素排出量/ 埼玉県農林業就業者数×所沢市農林業 就業者数×44/12	都道府県別エネルギー消費統計 経済センサス
	産業部門 (建設業)	【A 都道府県別按分法 (標準的手法)】 埼玉県のエネギー種別炭素排出量/ 埼玉県建設業就業者数×所沢市業建設 業就業者数×44/12	都道府県別エネルギー消費統計 経済センサス
	産業部門 (製造業)	【B 全国業種別按分法】 全国の業種別エネルギー種別エネギー 使用量/全国の業種別製造品出荷額 等×所沢市の業種別製造品出荷額等× 排出係数	総合エネルギー消費統計 工業統計
	民生部門 (家庭部門)	【B 都道府県別エネルギー種別按分法】 ① 埼玉県のエネギー使用量/埼玉県の世 帯数×所沢市の世帯数 ② 県庁所在地における世帯当たりの 都市ガス購入額/都市ガスの平均単価 ×普及率補正係数 ③ 都市ガスから灯油への振り替え分 使用量+県庁所在地における世帯当 たりの灯油使用量 ④ 都市ガスからLPガスへの振り替 え分使用量+県庁所在地における世帯 当たりの灯油使用量	家計調査年報 ガス事業年報 都道府県別エネルギー消費統計
	民生部門 (業務部門)	【A 都道府県別按分法】 埼玉県の炭素排出量×44/12 /埼玉県の 従業者数×所沢市の従業者数	都道府県別エネルギー消費統計 工業統計
	運輸部門 (自動車)	【E 道路交通センサス自動車起終点調査 データ活用法】	市区町村別自動車交通 CO <sub>2</sub> 排出テ ーブル (環境省) 所沢市統計書
	運輸部門 (鉄道)	【B 全国事業者別按分法】 ① 対象事業者の CO <sub>2</sub> 排出量/全国に おける対象事業者の営業キロ数×所沢 市における対象事業者の営業キロ数	温室効果ガス排出量算定・報告・ 公表制度 web ページ (環境省) 鉄道事業者 web ページ
	廃棄物	一般廃棄物の 焼却	<算定方法> ① 一般廃棄物 (プラスチックごみ及 び合成繊維) × 排出係数
産業廃棄物の 焼却		<算定方法> ① 産業廃棄物 × 排出係数	所沢市 大防法届出企業データ

※算定方式欄の【 】は、環境省算定マニュアルの算定方式名です。

※排出係数は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づいた係数を使用(二酸化炭素換算で算出)。

■メタン (CH<sub>4</sub>)

部門・項目		算定方式	出典資料
エネルギー消費	産業部門	<算定方法> ① 全国産業部門メタン排出量×二酸化炭素排出量の比率	温室効果ガス排出量・吸収量データベース（国立環境研究所 温室効果ガスインベントリオフィス）
	民生部門	<算定方法> ① 二酸化炭素排出量算定時に算出したエネルギー消費量×排出係数	
	自動車	<算定方法> ① 車種別エネルギー消費量÷車種別燃料種別走行キロ×自動車保有台数比率×排出係数	自動車輸送統計年報（国土交通省） 自動車保有台数統計データ（財団法人 自動車検査登録情報協会） 市区町村別自動車保有車両数（国土交通省 関東運輸局） LPガス都道府県別販売量（日本LPガス協会） 所沢市統計書
農業	家畜の飼養	<算定方法> ① 家畜飼養頭数×排出係数	所沢市飼育状況調査
	家畜の排せつ物管理	<算定方法> ① 家畜飼養頭数×排出係数	所沢市飼育状況調査
	水田	<算定方法> ① 水田作付面積×排出係数	所沢市作付面積集計表
廃棄物	一般廃棄物の焼却	<算定方法> ① 一般廃棄物焼却量×排出係数	所沢市統計書
	産業廃棄物の焼却	<算定方法> ① 廃油焼却量×排出係数	所沢市 大防法届出企業データ
	排水処理	<算定方法> ① し尿処理施設における生し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量×排出係数 ② 生活排水処理施設ごとの年間処理人口×生活排水処理施設ごとの排出係数	所沢市統計書 所沢市清掃事業概要

■一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)

部門・項目		算定方式	出典資料
エネルギー消費	産業部門	<算定方法> ① 全国産業部門メタン排出量×二酸化炭素排出量の比率	温室効果ガス排出量・吸収量データベース（国立環境研究所 温室効果ガスインベントリオフィス）
	民生部門	<算定方法> ① 二酸化炭素排出量算定時に算出したエネルギー消費量×排出係数	
	自動車	<算定方法> ① 車種別エネルギー消費量÷車種別燃料種別走行キロ×自動車保有台数比率×排出係数	自動車輸送統計年報（国土交通省） 自動車保有台数統計データ（財団法人 自動車検査登録情報協会） 市区町村別自動車保有車両数（国土交通省 関東運輸局） LPガス都道府県別販売量（日本LPガス協会） 所沢市統計書
農業	家畜の飼養	<算定方法> ① 家畜飼養頭数×排出係数	所沢市飼育状況調査
	家畜の排せつ物管理	<算定方法> ① 家畜飼養頭数×排出係数	所沢市飼育状況調査
	水田	<算定方法> ① 水田作付面積×排出係数	所沢市作付面積集計表
廃棄物	一般廃棄物の焼却	<算定方法> ① 一般廃棄物焼却量×排出係数	所沢市統計書
	産業廃棄物の焼却	<算定方法> ① 廃油焼却量×排出係数	所沢市 大防法届出企業データ
	排水処理	<算定方法> ① し尿処理施設における生し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量×排出係数 ② 生活排水処理施設ごとの年間処理人口×生活排水処理施設ごとの排出係数	所沢市統計書 所沢市清掃事業概要

※排出係数は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づいた係数を使用（二酸化炭素換算で算出）。

## 8. 目標指標一覧

大柱	中柱	No	指標項目名	単位	方向性	基準値 (2022年度)	最終目標値 (2028年度)
1 脱炭素 社会の 構築	1-1	1	市域における温室効果ガス排出量の削減率	%	↗	0.0 (2013 年度)	51.0 (2030 年度)
	1-2	2	再生可能エネルギーの導入量	MW	↗	43.1	73.3 (2030 年度)
	1-3	3	市内の熱中症による死亡者数	人	↘	1	0
2 みど り・生 物多様 性の保 全	2-1	4	みどりとふれあうイベントの参加者数	人/年	→	1,363	2,100
	2-2	5	みどりのパートナーの登録者数	人/年	↗	1,517	1,600
	2-3	6	新たなみどりの確保量	Ha	↗	103.4	110.0
3 循環型 社会の 形成	3-1	7	市民1人当たりのごみ排出量	g/人・日	↘	448	404
	3-2	8	ごみ焼却発電による電気使用量賄率	%	→	100	100
4 大気・ 水環境 等の保 全	4-1	9	大気規制対象事業所のばい煙にかかる排出基準適合率	%	→	100	100
	4-2	10	水環境にかかる環境管理目標の達成率	%	→	100	100
	4-3	11	土壌汚染拡散防止率	%	↗	96.0	100
	4-4	12	苦情相談解決率	%	→	93.2	95.0
	4-5	13	化学物質排出量	t	↘	22.1	基準値以下
5 魅力的 な都市 環境の 創造	5-1	14	住宅・住環境に関する施策の満足度	%	↗	44.8	70
	5-2	15	市民1人当たりの公園面積（オープンスペースの確保）	m <sup>2</sup> /人	↗	4.25	4.61
6 ともに 進める 『善き ふるさと 所沢』の 環境づ くり	6-1	16	環境学習関連講座の参加者数	人	↗	2,776	3,600
	6-2	17	市ホームページ及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）による環境情報の発信件数	件	↗	1,871	2,400



## 9. 用語解説

【あ】

IoT

「モノのインターネット (Internet of Things)」の略称。離れた場所にある物でも、ネットワークを通じてつながり、相互に情報交換ができる仕組みです。

ISO14001

1996 (平成 8) 年に、国際標準化機構 (ISO) により発行された、環境マネジメントシステムに関する国際標準化規格です。

アイドリング・ストップ

駐停車や信号待ちなどの間にエンジンを停止させることで、燃料節約と排出ガス削減の効果が期待されています。

IPCC (気候変動に関する政府間パネル)

世界の第一線の専門家が、地球温暖化について科学的な評価を行っている機関で、1988 (昭和 63) 年に、国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) の共催により設置されました。

IURC (欧州連合国際都市地域間協力プロジェクト)

欧州連合 (EU) が 2021 (令和 3) 年に開始した、欧州と日本を含む世界各国の都市・地域が参加する都市・地域の交流・協力事業です。2017 (平成 29) ~ 2020 (令和 2) 年の 4 年間で実施した「国際都市間協力 (IUC)」を継続発展させたもので、実施期間は 2021 (令和 3) 年から 2023 (令和 5) 年までの 3 年間で予定しています。

悪臭

大多数の人に不快感を与え、生活環境を損なう恐れのある臭いのことです。悪臭防止法では、その原因物質としてアンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、スチレン等の 22 物質が特定悪臭物質として指定されています。しかし、臭いの感じ方は人によって違いがみられ、また、量や接触時間によっても感じ方が異なるため、上記の物質以外でも悪臭を感じる場合があります。

亜硝酸性窒素

亜硝酸塩として含まれている窒素のことで、地下水汚染の原因物質の一つです。肥料や家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壌に溶け出し、富栄養化の原因となります。人に与える影響として、嘔吐、チアノーゼ、虚脱昏睡、血圧低下、脈拍増加、頭痛、視力障害等があり、水

道水の水質基準や河川などの公共水域について環境基準が設けられています。

アスベスト (石綿)

アスベストは、天然に存在する繊維状の鉱物です。繊維が極めて細く、飛散して人が吸入し、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになっています。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、1975 (昭和 50) 年に原則禁止されました。その後も、スレート材、プレーキライニングやプレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題ではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、「労働安全衛生法」や「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などで予防や飛散防止等が図られています。

暑さ指数 (WBGT)

Wet Bulb Globe Temperature。人体に与える影響の大きい(1)湿度、(2)日射等からの輻射熱 (黒球温度)、(3)気温の 3 つを取り入れた指標。気温と異なり人体と外気との熱収支に着目した指標で、労働環境や運動環境の指標として ISO 等で規格化されています。

【い】

EV パッカー車

電気自動車 (EV) 型パッカー車 (回転板式ごみ収集車) のことです。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類され、さらに「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」とに分類されます。

【う】

雨水浸透井

雨水を地中に浸透させるための井戸のことです。

【え】

営農型太陽光発電 (ソーラーシェアリング)

農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組です。作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できます。

## エコオフィス

環境に配慮したオフィス（事業所）のことです。近年、省エネ、創エネ・蓄エネに配慮したオフィスとするために、ビルのエネルギー消費の見える化及び最適化をする「ビルのエネルギー管理システム（BEMS）（ベムス）」の導入等も増えてきています。

## エコツアー

自然環境や歴史文化を体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然や文化を保全する意識を醸成する観光形態のことです。

## エコドライブ

省エネルギーや、二酸化炭素、大気汚染物質の排出削減のための運転技術です。アイドリング・ストップ、経済速度、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられます。

## エコマーク

環境ラベルの1つであり、様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるものです。このマークを活用して、消費者が環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成を図っていくことを目的としています。

## エコロジカル・ネットワーク

生物多様性を保全するため、生態系の拠点を適切に配置し、つながりをもたせることです。生物の生息・生育地の核となる地域や緩衝地域を適切に配置するとともに、生物の分散・移動による個体群の交流を促進するため、生態的な回廊を確保することを基本としています。

## エネルギー基本計画

国のエネルギー政策の基本的な方向性を示すため、エネルギー政策基本法に基づき政府が策定するものです。2014（平成26）年4月に第四次計画が策定されました。これは東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を始めとした、エネルギーを巡る国内外の環境の大きな変化を踏まえ、新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして策定されています。また、2021（令和3）年10月には「第6次エネルギー基本計画」の策定が行われ、2030年度温室効果ガス46%減に向けた部門別削減目標及び対策の方向性などが整理されています。

## LED

Light Emitting Diode の略。電圧をかけた際に発光する半導体素子（電子部品）の意味であり、節電効果が期待できます。

## 【お】

### オープンスペース

公園や広場、運動場、水面など、建物に覆われていない土地や敷地内の空地の総称です。

### 温室効果ガス

太陽光によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスのことです。代表的なものとして、二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素等があげられます。

## 【か】

### カーボンフットプリント

Carbon Footprint of Products の略。商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO<sub>2</sub>に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組みです。LCA（ライフサイクルアセスメント）手法を活用し、環境負荷を定量的に算定します。

### 街区公園

主として街区内に住居する者の利用に供することを目的とする公園で、敷地面積0.25haを標準として配置しています。

### 化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源です。現在、人間活動に必要なエネルギーの約83%は化石燃料から得ています。

### 家庭エコ診断

各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを実施することにより効果的に二酸化炭素排出量の削減・抑制を推進していくための制度です。「うちエコ診断士」が環境省の「うちエコ診断ソフト」を用いて行う『うちエコ診断』、環境省が定める診断手法の要件と運用管理の要件を満たした民間事業者等による『独自の家庭向けエコ診断』があります。

### (株)ところざわ未来電力

所沢市・JFE エンジニアリング・飯能信用金庫・所沢商工会議所の出資により設立した地域新電力会社です。

### 感覚公害

人の感覚を刺激して、不快感やうるささとして受け止められる公害（環境汚染）です。具体的には、悪臭、騒音、振動などがあります。

### かんきょうきじゆん 環境基準

人の健康を維持し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされている基準のことで、行政上の目標として環境基本法第16条に基づき、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染及び騒音について環境基準が設定されています。

### かんきょうきょういくとう かん こうどうけいかく 環境教育等に関する行動計画

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」第8条により、都道府県及び市町村が作成に努めるよう求められている計画です。「環境保全活動、環境保全の意欲の増進」、「環境教育の推進」、「協働取組の推進の推進」が内容に含まれています。

### かんきょうすいしんいん 環境推進員

住みよい生活環境をつくるために、市からの委嘱により、行政と市民をつなぐ地域のリーダーとして、それぞれの自治会や町内会等で環境美化活動やごみ減量・リサイクルの推進などを行い、地域の先導的な役割を担っている方々です。

推進員の活動について協議するため、市内11地区の行政区に各地区環境推進員協議会を置くほか、各地区協議会の代表者2名の理事（計22名）により、所沢市環境推進員連絡協議会を運営し、各地区協議会への支援及び環境行政の推進に寄与しています。

### かんきょう マネジメントシステム

企業などの事業組織が自主的かつ積極的に環境を保全するために立案する計画と行動組織のことで、国際標準化機構（ISO）は1996（平成8）年に、環境管理のための規格としてISO14000シリーズを制定し、「①環境保全に関する方針・目標等を定め、②これを実行・記録し、③その実行状況を点検して方針等を見直す」一連の取組を定めています。

### かんきょう リスク

人間の活動によって生じた環境の汚染や変化が、水や大気などを通じて、人の健康や動植物の生息・生育に悪影響を及ぼす可能性のことで、

### かんわさく 緩和策

温室効果ガスの排出削減と吸収の対策のことで、これに対し、既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用の方策が適応策です。

### 【き】 きこうへんどう えいきょう てきおうけいかく 気候変動の影響への適応計画

政府全体として気候変動の影響への適応策を計画的かつ総合的に進めるため、目指すべき社会の姿等の基本的

な方針と、基本的な進め方、分野別施策の基本的方向、基盤の施策及び国際的施策を定めた計画のことで、

### きこうへんどうわくくみじょうやくたい かいていやくこくかいぎ 気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）

2015（平成27）年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）、京都議定書第11回締約国会合（CMP11）等が行われました。パリ協定の採択等の成果がありました。

### きょうじん 強靱（レジリエント）

想定外の事態に対して、社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さについて、意味する用語として、使われる概念です。環境分野では気候変動レジリエンスや生態学的レジリエンスとして使用されます。

### きんりんそうおん 近隣騒音

一般家庭から出るピアノやエアコン等の音のほか、学校や広場から発生する音、商店・飲食店などの営業騒音やカラオケ騒音、古紙回収車などの拡声器騒音などが一般に近隣騒音と呼ばれています。近年、都市の過密化や生活様式の変化に伴って、近隣騒音の原因も様々となっています。

### 【く】 くうかんほうしやせんりょう 空間放射線量

放射線が、単位時間当たりに空間に存在する量のことで、単位はナノグレイ毎時（nGy/h）またはマイクロシーベルト毎時（μSv/h）によって表されます。

### クールシェア

オフィスや家庭での冷房時に室温28℃でも快適に過ごすことができる工夫「クールビズ」から、さらに一歩踏み込み、エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うことです。家庭では、複数のエアコン使用をやめなるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を利用したりすることで、涼をシェアする、など1人当たりのエアコン使用を見直す考え方です。

### クールシェアスポット

クールシェアスポットとは、クールシェアをするのに適し、一般の方に開かれた場所のことで、例えば、公園・緑地、図書館、美術館、公民館、商業施設等も含まれます。

## クールビズ

冷房時の室温 28℃でも、「涼しく快適に過ごすことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏のライフスタイルの愛称。時、場所などに合わせた各自の判断による軽装等を呼び掛けています。

## グリーンスローモビリティ

時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待されます。

## グリーンマーク

古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として公益財団法人古紙再生促進センターが 1981（昭和 56）年 5 月に制定したマークです。グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として 40%以上原料に利用した製品であることですが、トイレットペーパーとちり紙は、古紙を原則として 100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として 50%以上原料に利用したものとなっています。

## グローバル・パートナーシップ

世界平和・環境問題など世界的課題の解決のため、多種多様な関係主体が連携・協力を協働関係のことで。地球規模レベルでの集中的な取組を促進するために重要となります。

## 【コ】 光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線の作用によって光化学反応を起こすことにより、二次的に生成された酸化性物質の総称です。光化学オキシダントは、大気汚染項目の一つとして環境基準が定められており、光化学スモッグの指標とされています。

## 光化学スモッグ

自動車や工場などから排出される窒素酸化物と炭化水素が、日中の太陽からの強い光を受けて光化学反応を起こして光化学オキシダントを発生させます。気象条件によっては、この濃度が高くなり、白くもやがかかった様な状態になることがあり、この状態を「光化学スモッグ」と呼んでいます。

## 工場・事業場

工場とは、継続的に物の製造または加工のために使用される事業所をいい、工場以外の事業所を事業場といえます。

## 固定価格買取制度（FIT）

Feed-in Tariff の略。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスといった再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定期間、電気事業者が調達を義務づけるもので、2012（平成 24）年 7 月 1 日にスタートしました。

## こどもエコクラブ

幼児から高校生までの子どもたちが地域の中で大人と一緒に、楽しみながら自主的に環境活動・環境学習に取り組むことを支援する事業です。

## 【さ】 最終処分場

廃棄物を埋立処分するために必要な場所及び施設・設備のことです。

## 再生可能エネルギー

太陽光、水力、バイオマス、風力、地熱など自然界で起こる現象から取り出すことができ、枯渇することがないエネルギーのことです。

## 里山

農地、二次林、人工林、草原などで構成される地域であり、里地里山とも呼ばれます。里山は、様々な人間の活動を通じて形成され、循環型資源利用が行われてきた結果、特有の生物相・生態系が育まれ、自然と共生した生活が形成されてきました。

## 産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業活動に伴い発生する燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、建築資材などの廃棄物、及び輸入された廃棄物の 21 種類が産業廃棄物として定められています。産業廃棄物を排出する事業者は、自らの責任で環境汚染を生じさせないよう適正に処理する責務があります。

## 酸性雨

硫酸酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中の水分に溶解込み、強い酸性を示す雨のことです。通常 pH が 5.6 以下の雨のことですが、霧や雪あるいは乾性降下物を含めた広い意味で使われる場合もあります。酸性雨は森林の枯死や、湖沼等の生態系の破壊、文化財の侵食等の要因となっています。



## 【し】

## 市街化区域／市街化調整区域

都市計画法に基づき指定される、都市計画区域における区域区分の一つ。都市計画では、無秩序に街に広がらないように、一定のルールに基づいて建物の建築等を制限しています。具体的には都市計画区域を二つに区分し、「既に市街地を形成している区域」及び「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」である市街化区域と、「市街化をおさえる区域」である市街化調整区域を定めています。

## GX（グリーントランスフォーメーション）

Green Transformation の略。化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する活動を指し、環境改善と共に経済社会システムの改革による持続可能な成長を目指しています。

## 次世代自動車（エコカー）

環境省による次世代自動車普及戦略に掲げるガソリンハイブリット自動車、プラグインハイブリット自動車、電気自動車、ディーゼルハイブリット自動車、ディーゼル代替天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車のことです。

## 持続可能な開発のための教育（ESD）

Education for Sustainable Development の略。人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。

## 持続可能な開発のための2030アジェンダ

持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする、持続可能な開発の三つの側面（経済・社会・環境）に統合的に対応する、2016（平成28）年以降2030年までの国際目標。先進国・途上国の別なく、すべての国が取り組むという普遍性が最大の特徴です。リオ+20で政府間交渉プロセスの立ち上げが合意され、平成27年9月の国連サミットで採択されました。

## 持続可能な開発目標（SDGs）

Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発のための2030アジェンダ（持続可能な開発の三つの側面：経済・社会・環境に統合的に対応する、2016年以降2030年までの国際目標）の中核をなす目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国

自身が取り組む普遍的なもので、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

## 集団資源回収

自治会・町内会・子ども会などの団体が、地域内の自主的活動として、各家庭の協力により、古紙・古布・飲料用のかんやびん等を、回収日を決めて一定の場所に集め、市に登録している回収業者に引き渡す制度です。

## 循環型社会

廃棄物の発生を抑え（リデュース）、使用済製品がリユース・リサイクル・熱回収等により適正かつ循環的に利用され、その他については適正処分によって、天然資源の消費を抑え、環境負荷をできる限り少なくする社会のことです。

## 省エネ

省エネとは、「省エネルギー」の略です。石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいいます。

## 硝酸性窒素

肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壌に溶け出し、富栄養化の原因となります。水道水の水質基準及び地下水や河川などの公共水域の水質の環境基準が設けられています。

## 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のことです。

## 【す】

## 水洗化人口

下水道が整備され利用できる区域の総人口のことです。

## 水洗化率

下水道が整備され利用できる区域の総人口に対して、排水設備工事を行い実際に下水道を利用している人口の比率を指します。

## 3R（スリーアール）

リデュース（reduce 廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse 再使用）、リサイクル（recycle 再生利用）の頭文字をとった言葉で、循環型社会を形成するための重要なキーワードであり、考え方です。



【せ】  
生産緑地

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的に、市町村が定めた地区のことです。

## 生態系

ある地域に生息・生育する生物とそれらの生活空間である大気、水、土等の無機的環境を含めたつながりのことです。生物は、生産者（緑色植物）、消費者（動物）、分解者（細菌や菌類）に分類することができ、これらの生物や大気、水、土等との間でエネルギーや物質が循環しています。

## 生物多様性

いろいろな生物が存在している様子で、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性により、生命が豊かに存在することです。

【そ】  
創エネ

創エネルギーの略。節約による省エネルギーだけでなく、各家庭でも太陽光発電や燃料電池などを利用して、積極的にエネルギーを作り出していく考え方のことを言います。

## 測定局

市内における大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局（中富・東所沢・北野）と自動車排出ガス測定局（航空公園・和ヶ原）を設置しています。

一般環境大気測定局は、一般環境大気の大気汚染状況を常時監視する測定局で、環境基準の適合状況の把握や、大気汚染対策の効果の確認など地域全体の汚染状況を把握する目的のものと、特定発生源の影響を受け高濃度の局所汚染が出現しやすい地域での緊急時の措置に対処するためのものの2種類があります。

自動車排出ガス測定局では、自動車走行により排出される物質に起因する大気汚染が考えられる交差点や、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視しています。

## ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

インターネットを通じて人と人とのつながりを促進し、コミュニティの形成を支援する会員制サービスです。代表的なSNSとしては、Facebook（フェイスブック）、X（エックス）などがあります。

【た】  
ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称です。ダイオキシン類

は、廃棄物の焼却やパルプの塩素漂白、塩素系農薬製造などの各過程で非意図的に生成されます。

## 脱炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルにしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会のことです。

【ち】  
地域新電力

太陽光、水力、バイオマス、廃棄物発電など、地域内で発電した電力を最大限に活用し、主に地域内の公共施設や企業、家庭にむけて電力を供給する小売電気事業のことをいいます。

## 地域制緑地

一定の土地の区域に対して、その土地利用を法律や条例等で規制することにより、自然環境などを保全する緑地のことです。特別緑地保全地区、里山保全地域、保存樹林、農振農用地、生産緑地があげられます。

## 地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象のことです。二酸化炭素排出の最大の要因はエネルギー消費に伴うものであり、地球温暖化の防止にあたっては、省エネルギーによる温室効果ガスの削減や、森林の保全等による吸収源の確保が必要です。

## 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づき、都道府県や指定都市、中核市（施行時特例市を含む）が、国の「地球温暖化対策計画」に即して、その区域全体の特性や状況に応じて温室効果ガスの削減を図るための施策に関する事項を定める計画です。すべての都道府県、指定都市、中核市（施行時特例市を含む）に策定が義務付けられています。

## 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、都道府県や市町村が、国の「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）に即して、都道府県や市町村の事務・事業に関し、温室効果ガス排出量の削減を図るために策定する計画です。すべての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。

### ちきんちしょう 地産地消

「地域で生産された農林畜水産物を地域で消費する」という意味で使われている言葉です。地産地消を進めることにより、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送に伴うエネルギー資源の抑制などの効果が期待されます。生産者と消費者の顔の見える関係を大切に、地域の農業や農地を大切にしようという考え方も含まれています。

### ちいきけいざいぶんせき 地域経済分析システム (RESAS)

産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステムであり、地方創生の様々な取組を情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）が提供しています。自治体職員や、地域の活性化に関心を持つ様々な分野の方によって、効果的な施策の立案・実行・検証のためなどに広く利用されています。

### ちっそさんかぶつ 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)

一酸化窒素 (NO) や二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) 等、窒素と酸素の化合物の総称のことです。窒素酸化物の主な発生源は自動車や工場からの排出ガスであり、大気汚染物質の一つとして呼吸器系に対する有害性が知られているほか、酸性雨の原因にもなっています。なお、二酸化窒素については、環境基準が定められています。

【て】

### DX (デジタルトランスフォーメーション)

Digital Transformation の略。デジタル技術によって商品やビジネス、業務、企業文化等の変革を成し遂げるものであり、生産活動の効率化や省エネルギー化に繋がると考えられています。

### ていこうがいしゅ 低公害車

クリーンエネルギー自動車ともよばれ、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス車、メタノール車、燃料電池自動車等が該当します。

### ていそうおんほそう 低騒音舗装

間隙の多い素材で舗装することにより、自動車騒音の低減を図る舗装方法のことです。

### ていたんそげんちくぶつ 低炭素建築物

建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための低炭素化に資する措置が講じられている、市街化区域内などに建築される建築物を指します。条件を満たす建築物について、所管行政庁（都道府県、市または区）に認定申請を行うことにより低炭素建築物としての認定を受けることが可能です。

### てきねいさく 適応策

地球温暖化による気候変動の影響によって起こりつつある災害への対策、備えのことです。地震・集中豪雨・洪水・濁水・土砂災害、農業へのストレスなどが発生した際の被害を軽減するために、様々な対策を進めていこうという取り組みです。これに対し、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出量の削減や、ヒートアイランド現象の抑制、省エネなど低炭素社会に向け、地球温暖化の進行を抑制しようという取り組みが「緩和策」です。

### てこかつ デコ活

二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) を減らす (DE) 脱炭素 (Decarbonization) と、環境に良いエコ (Eco) を含む「デコ」と活動・生活を意味する「活」を組み合わせた言葉です。2050年カーボンニュートラル及び2030年度二酸化炭素削減目標の実現に向けて、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しする新しい国民運動「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」が展開されています。

### でんきじどうしゅ 電気自動車 (EV)

バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車です。

【と】

### とくていがいらいせいぶつ 特定外来生物

外来生物の中には、生態系や農林水産業、人の生命・身体へ著しい影響等を生じさせるものがあり、その中で規制・防除の対象となるものを「特定外来生物」として指定しています。

### とことこけいけんざげん とことこ景観資源

所沢の魅力ある景観を発掘して次世代に継承していくことにより、一層魅力ある所沢らしい良好な景観をつくっていくものです。市は市民の方と協働して、シンボルとなっている樹木や良好な街並みなどの景観資源を発掘し、多くの方に景観に対する関心を高めていただくために、「とことこ景観資源」として発信しています。

また、指定された「とことこ景観資源」のうち、特に所沢らしい良好なものを、「とことこ景観賞」として表彰しています。

### とことこけんさいまいれーじ トコトコ健康マイレージ

所沢市では、ウォーキングを中心にポイントを貯めながら健康づくりを実践できる2020（令和2）年7月から埼玉県「コバトン健康マイレージ」に参入し、さらに、県の事業に加えて、本市独自のポイント対象事業や景品を用意し、名称を「トコトコ健康マイレージ」としてリニューアルしました。

### とろさわし 所沢市マネジメントシステム（TMS）

所沢市が独自に構築している環境管理の仕組みのことです。本市では、1999（平成11）年5月から13年以上にわたって、環境ISO「ISO14001」に基づく環境マネジメントシステムを運用してきましたが、職員への環境配慮意識の定着を図ることができたこと、また、ISOのマネジメントのノウハウも十分に習得することが出来たことから、2013（平成25）年4月から「ISO14001」に代わり導入しています。この仕組みのもと、ISOの考え方を継承した環境管理制度を進めています。

### としけいかく 都市計画

都市の発展を計画的に誘導し、これらの活動が安全で快適かつ機能的に行えるように、合理的な土地利用、都市の根幹となる都市施設、市街地開発事業などを総合的、一体的に計画するものです。

### としこうえん 都市公園

都市公園法で規定する公園緑地です。種別として、広域公園、街区公園、近隣公園などがあります。

### としのうきぎょう 都市農業

市街地及びその周辺の地域において行われる農業のことです。都市農業振興基本法第2条で規定しています。消費地に近いという利点を活かした新鮮な農産物の供給といった生産面での重要な役割のみならず、身近な農業体験の場の提供や災害に備えたオープンスペースの確保、潤いや安らぎといった緑地空間の提供など、多面的な役割を果たしています。

#### 【に】

### にきんかたんそ 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）

石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含むものを燃やすことにより発生します。地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。

### にきんかちつそ 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

主に燃焼の際に発生し、高温になるほどその量は多くなります。呼吸器の細菌感染などに対する抵抗力を弱め、鼻や喉の粘膜、呼吸器系に刺激を与えます。

### にじりん 二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の成長などによって成立した森林のことです。二次林にはクヌギ、コナラの多い雑木林などのように、繰り返し伐採される萌芽林も多くなります。

### にほん やくそくそうあん 日本の約束草案

2015（平成27）年7月に決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出された、温室効果ガス削減目標を含む約束のことです。国内の排出削減・吸収量の確保によ

り、2030年度に2013（平成25）年度比26.0%減（2005（平成17）年度比25.4%減）の水準（約10億4,200万t-CO<sub>2</sub>）にすることを明言しています。

#### 【ね】

### ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル（ZEH/ZEB）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅/ビルのことです。

### ねんりょうでんちじどうしゃ 燃料電池自動車（FCV）

搭載した燃料電池の水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車です。ガソリン内燃機関自動車が、ガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給します。

#### 【の】

### のうち りゅうどうか しゅうやくか 農地の流動化・集約化

「農地の流動化」とは、農地の売買や貸借等の権利移動を促進することです。「農地の集約化」とは、農地を1か所に固め、生産効率の向上と経営規模の拡大を促進することです。

#### 【は】

### パートナーシップ

協働。市民、事業者、行政など、立場の異なる組織や人同士が、共通の目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合うことです。

### きょうてい パリ協定

2015（平成27）年末にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、すべての国に適用される2020（令和2）年以降の気候変動対策に関する新たな法的枠組みのことです。長期目標として2℃目標の設定、すべての国が温室効果ガス削減目標を5年ごとに提出、更新すること、市場メカニズムの活用、適応計画プロセスと行動の実施、先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供することなどを決定しています。



## 【ひ】

## PPA（ピーピーイー）

PPAとは、Power Purchase Agreementの略称。

「電力販売契約」という意味で、「第三者モデル」ともよばれています。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO<sub>2</sub>排出の削減ができます。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となりますので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できます。

## PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）

PRTRとは、Pollutant Release and Transfer Registerの略称。

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握、集計し、公表する仕組みです。

## BCP（事業継続計画）

Business Continuity Planの略。企業や団体が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

## ビオトープ

「特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた生物生息空間」のことをいい、具体的には池沼、湿地、草地、里山林等さまざまなタイプのビオトープがあります。

びかん  
美観

周囲との調和を欠くような看板やごみ等がなく、清潔感や落ち着きを感じさせる美しい景色のことです。

## 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している粒子状の物質（粉じん、ばいじん等）であって、その粒径が2.5 $\mu$ m（マイクロメートル：100万分の1m）以下の粒子のことをいいます。近年、健康への影響が懸念されています。

## ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房等の人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象です。都市及び周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することがで

きるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれています。

【ふ】  
浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に、液体や固体またはこれらの混合物として浮遊している10 $\mu$ m（マイクロメートル：100万分の1m）以下の粒子状物質のことです。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するものがあり、人の気道や肺胞に沈着して呼吸器疾患などを起こす原因とされています。

## プラグインハイブリット車（PHV）

主にガソリンと電気の2つの動力源を持つハイブリット自動車（HV）のうち、外部電源から直接充電できる自動車です。直接充電できるため、従来のハイブリットカーに比べ、より長距離を走行することが可能です。

## ふるさとの樹

地域において市民に親しまれている巨樹や名木等を保全するため「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」に基づき、指定された樹木です。1.5mの高さにおける幹周り3m以上・樹高10m以上の樹木を指定しています。

## フロートソーラー

池や湖、ダム等の水面に太陽光パネルを浮かべた太陽光発電の方法です。陸上の太陽光発電に比べ造成工事が不要な点や、水上からの冷却効果で発電量の低下が起きにくいなどのメリットがあります。

## ふんわりスタート

車を発進するとき、穏やかにアクセルを踏むことを指します。環境省では「ふんわりアクセル『eスタート』』として、最初の5秒で時速20km程度を目安に推奨されています。10%程度の燃費改善と、安全運転に繋がると考えられます。

## ふんわりブレーキ

車を停止させる時、ゆっくりと減速してブレーキをかけることです。信号が変わるなど停止することがわかったら早めにアクセルから足を離し、停止直前でやさしくブレーキを踏みます。燃費改善や、後続車との追突事故防止に繋がると考えられます。

## ペーパーレス化

紙を使用しない環境や体制を構築することです。紙の書類や資料を少なくしてデジタル化することで、資源消費削減だけでなく、コストや業務効率を改善することにも繋がると考えられています。

## 【ほ】

## ポケットパーク

都市生活の中での潤いや休憩のために整備される市街地の空地や、建物前の小広場等を利用して設けられる比較的小規模な空間のことです。

## 飽和水蒸気量

1m<sup>3</sup>の大気中に含まれる最大の水蒸気量であり、質量(g)で表されます。

## 【ま】

## まちづくり出前講座

市職員が講師となって市民の皆様のところへ出向き、市政に関する講義を行っています。市政への理解を深めていただき、住みよいまちづくりへつながることを目的として実施しているものです。

## マルシェ

フランス語の「市場」を指す言葉で、生産者が直接出店して商品を売るというスタイルを主流としています。採れたての野菜や地域の特産品が並ぶことが多く、生産者と消費者が直接繋がる機会としても近年注目されています。

## 【み】

## 水とみどりがつくるネットワーク

本市の魅力的な水とみどりの資源を、様々な事業と連携させる取組を行い、人々が地域のみどり・歴史・文化に触れ、新たな人の流れが生み出され、その相乗効果として、地域産業や都市ブランドの活性化の原動力となることを図ることです。水辺の軸（主要な河川）とみどりの核との拠点を繋ぐ散策路の整備や地域の水とみどりと観光拠点、文化財、飲食店等とのつながりの形成等が事業として考えられます。

## 身近な生きもの調査

市民参加により動植物の調査を行うもので、小学校3年生から中学校3年生が主に調査を行っています。

## みどり

所沢のみどりの基本計画より、樹木等の植物や水辺地などの自然的環境を有する土地及び空間、並びに野生生物の生息基盤である自然的要素を含めた広い概念とします。

## みどりのパートナー制度

「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」に基づき、みどりの保全や創出を行う個人や団体を「みどりのパートナー」として登録し、このパートナーに対して情報の提供や緑化資材の助成等の支援を行う制度です。

## みどりのふれあいウォーク

本市と西武鉄道合同企画による、市内の自然や歴史を感じるコースのウォーキングイベント。所沢ブランドである「みどり」を保全し、みどりのまちづくりを進めるため、市民をはじめとした多くの方々に、みどりへの理解と意識の向上を図ることを目的としています。

## ミヤコタナゴ

関東地方各地に分布する日本固有種の淡水魚。1974（昭和49）年に国の天然記念物に指定され、1991（平成3）年には環境省レッドリストで絶滅危惧IA類に指定されました。所沢市内でも、狭山丘陵を水源とする柳瀬川や、田んぼを流れる用水路などに生息していましたが、急速な都市化に伴う生息地の宅地化などにより、昭和50年代を最後に自然の中では見られなくなってしまいました。そのため、本市では種の保存を目的として人工増殖を行っています。

## 未利用エネルギー

工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪氷熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称です。未利用エネルギー利用技術は、他の様々な環境・エネルギー技術と組み合わせられて、脱炭素社会を作るのに役立てることができ、活用が期待されています。

## 【む】

## 武蔵野線公害対策連絡協議会

JR武蔵野線沿線13市で構成する公害対策のための協議会です。

## 【め】

## メガソーラー

出力が1MW(1メガワット=1000kW)以上の大規模太陽光発電所のことです。

## 【も】

## もったいない市

一般家庭から回収した古着・古布及び陶磁器のうち、そのまま使用できるものを再使用する仕組みをいいます。

もったいない市は、リサイクルふれあい館で常時実施しているほか、まちづくりセンター（公民館）などで回収する場合には、その場でスペースを設けて実施しています。



## 【ゆ】

## 有害鳥獣

農林水産業などに被害を与える、または被害を与えるおそれのある野生鳥獣を指します。野生の鳥獣は、原則捕獲が禁止され、有害鳥獣の捕獲には、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく許可が必要となります。

## 有害物質

人の健康被害を起すおそれがある物質として、「大気汚染防止法」で5項目、「水質汚濁防止法」で27項目が定められています。カドミウム、鉛等の重金属類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機溶剤、チウラム、シマジン等の農薬類等があげられます。

## ユニバーサルデザイン

「基本的人権の尊重」を基本理念として、障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、すべての人が心豊かに暮らせるような社会を創っていかこうとする考え方で、ユニバーサルデザインには、施設、物（製品）、環境などの目に見えるものから、サービスやシステムなどの目に見えないものまで多岐にわたっています。

## 【り】

## リサイクル（再生利用）

廃棄物等を原材料として再利用することです。再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルといいます。

## リスクコミュニケーション

リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることで

## リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制することをいい、リユース、リサイクルより優先される取組です。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化等、製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められ、また、消費者は使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、よい品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要となります。

## リユース（再使用）

一度使用された製品や部品、容器等を再使用することをいいます。具体的には、(1) 使用者から回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理等を施した上で再び別の使用者が利用する「製品リユース」、(2) 製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3) 使用者から回収された機器などから再使用

可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

## 緑地協定

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度のこと。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができます。

## 緑地保全制度

里地・里山などのまとまった緑地に対し、保全区域等として指定し、指定された区域等においては一定の行為を規制する等の対応により、みどりを保全する制度です。



---

所沢市マチごとエコタウン推進計画（中間改定版）  
“人と人”、“人と自然”との絆で、子どもたちの未来を紡ぐ エコタウン所沢  
2024（令和6）年3月

---

発行 所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課  
〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1  
電話：04-2998-9133(直通) FAX：04-2998-9394  
E-mail：a9133@city.tokorozawa.lg.jp



マチごとエコタウン  
TOKOROZAWA